

ビジネスモデルの多様化と滞納処分

露 木 正 人

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 授 〕

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

要 約

1 研究の目的（問題の所在）

近年、スマートフォンや SNS の普及により、個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動、いわゆる「シェアリングエコノミー」によるビジネスモデルが構築されている。シェアリングエコノミーは、資産等の提供者（ホスト）及び購入者・利用者（ゲスト）並びに両者をマッチングするプラットフォーム（シェア事業者）の 3 者で構成されている。また、シェアリングエコノミーには大きく分けて、①モノのシェア、②空間のシェア、③移動のシェア、④スキルのシェア、⑤お金のシェアの 5 つの分野が存在している。

現在、国税庁としては、シェアリングエコノミー等の新分野に対して、適正申告のための環境作りに努めるとともに、情報収集を拡充することにより、課税上の問題があると見込まれる納税者を的確に把握し、適正な課税の確保に向けて、行政指導も含めた対応を行っているところである。

このような状況の中で、現在、滞納者がシェアリングエコノミーに携わっていることが想定され、今後、シェアリングエコノミーに携わる滞納者が増加することも懸念されるところ、シェアリングエコノミーについては、プラットフォームが、マッチングした個人間における金銭の収納及び支払を仲介することが一般的であるため、提供者が滞納者である場合、その徴収方途としては、提供者（滞納者）がプラットフォームに対して有する債権を差し押さえることが考えられる。しかしながら、プラットフォームはあくまで個人間の取引の仲介役であり、提供者（滞納者）に金銭債務を負っていると単純に言えるかは疑問の余地がある。仮に、提供者（滞納者）がプラットフォームに対して有する債権を差し押さえることが可能であったとしても、プラットフォームの中には外国法人も多く存在していると推察され、国内に事業拠点となる事業所等がない場合は、滞納処分ができないと考えられる。

また、プラットフォームが滞納者となる場合も想定され、プラットフォームが外国法人であった場合には、上記と同様の問題が生じる。

このため、シェアリングエコノミーの概要等を把握するとともに、シェアリングエコノミーの分野ごとに、プラットフォームの利用規約から、契約の成立時期、債権債務の発生時期、代金の支払時期等を把握する。その上で、滞納処分上の問題点を抽出し、その対応策や徴収方途を検討・整理しておく必要がある。なお、資金の流れに着目した場合に、モノ・空間・移動・スキルのシェアでは「利用者→プラットフォーム→提供者」の流れで資金が移動するのに対し、お金のシェアでは「提供者→プラットフォーム→利用者」の流れで資金が移動することから、徴収方途の検討等に当たっては、お金のシェアを別建てにして検討することにする。

2 研究の概要

(1) シェアリングエコノミーの概要

イ シェアリングエコノミーの構造

現在提供されているシェアリングエコノミーのサービスは、一般的に、「プラットフォーム（シェア事業者）」、「提供者（ホスト）」及び「利用者（ゲスト）」の3者で構成されている。①プラットフォームは、利用者と提供者のマッチング機能、レビューシステムや決済機能等を提供し、②提供者が利用者にサービスを提供し、③利用者はその対価を提供者に支払うというサービスモデルとなっている。利用者の支払う対価の一部は、手数料としてプラットフォームが徴収する例が多い。

ロ シェアリングエコノミーの分類

(i) モノのシェア

モノのシェアリングサービスとしては、フリマアプリ等を利用した個人間のモノの売買や、月額制等で高級バッグや洋服が使い放題になるといったレンタルサービスなどが挙げられる。

(ii) 空間のシェア

空間のシェアリングサービスとしては、民泊を含めたホームシェアや、会議室、イベントスペース、駐車場などの遊休施設のシェアなどが挙げられる。

(ハ) 移動のシェア

移動のシェアリングサービスとしては、自動車の所有者と利用者との間で共同使用契約を締結する方法を採ることによるカーシェアや、移動に係る費用はユーザー間で分担するといった相乗り型のライドシェアなどが挙げられる。このほか、移動のシェアリングサービスには、サイクルシェア、料理の運搬、買い物代行等もある。

(ニ) スキルのシェア

スキルのシェアリングサービスとは、自分の得意なことや趣味などを活かし、提供者と利用者がこれらのスキルをシェア（売買）するもので、対面型のものと非対面型のものに大別することができる。対面型のものとしては、家事、育児を始めとした「日常の用事」をシェアすることなどが挙げられる。非対面型のものとしては、文章の翻訳や校正、ロゴの作成・デザイン、データの入力などの「知識・スキル」をシェアすることなどが挙げられ、クラウドソーシングもその一形態である。

(ホ) お金のシェア

お金のシェアリングサービスとは、一般的にクラウドファンディングと呼ばれている。クラウドファンディングとは、「群衆 (crowd)」と「資金調達 (funding)」という言葉を組み合わせた造語で、特定の目的・プロジェクトのために、インターネットを通じて不特定多数の人々に資金提供を呼びかけ、趣旨に賛同した人々から資金を集める方法である。クラウドファンディングには、募集期間終了時に目標金額が集まらなかった場合、プロジェクトが不成立となり資金提供者に返金が行われるのが一般的であるが (All or Nothing 型)、目標金額未達であっても集まった資金が資金需要者に支払われプロジェクトが実

行される場合もある（All in 型）。

クラウドファンディングは、①寄付型、②売買型、③投資型、④貸付型の 4 類型に分類されるのが一般的である。①寄付型は、文字通り資金提供の対価がない類型であるが、寄付型であっても、ふるさと納税のように寄付に対する返礼があるものもある。②売買型は、資金提供の対価としてモノやサービスが提供される類型であり、デジタル・コンテンツや映画等の制作に活用される例が増えている。③投資型は、得られる収益の一部を金銭で分配することを約束する類型で、株主となり配当を受け取ることができる株式型と、クラウドファンディング事業者が設定した匿名組合の持分所有者となり、成果の配分を持分に応じて受け取るファンド型がある。④貸付型は、ソーシャル・レンディングと呼ばれており、クラウドファンディング事業者（プラットフォーム）が匿名組合（ファンド）を設立して営業者となり、匿名組合への出資という形で一般個人から資金を募る一方、資金需要者に対して貸付けを行い、その貸付債権にファンドが投資するという方法が採られている。

ハ 為替取引と資金決済法

プラットフォームは、利用者からサービス等の対価の支払を受け、当該対価を提供者に支払うことが一般的であり、収納代行の形式をとったサービスを提供している。収納代行の形式をとったサービスについては、従前から、金融審議会において、為替取引として資金決済に関する法律（資金決済法）の規制対象に該当するか否かの議論がなされており、令和 2 年（2020 年）に資金決済法が改正されている。

改正資金決済法 2 条の 2 及び資金移動業者に関する内閣府令 1 条の 2 第 3 号の規定により、フリマアプリやエクスローサービスを提供するプラットフォームは、基本的に、為替取引としての資金決済法の規制対象にはなっていないものの、同内閣府令 1 条の 2 第 1 号は、債務者の二重支払の危険性を回避するための規定であることから、改正資金決済

法の趣旨から判断して、シェアリングサービスにおいても、利用者からプラットフォームへの対価の支払が完了した時点で、基本的に、利用者（債務者）の提供者に対する債務は消滅するものとする。

（2）シェアリングエコノミーの３者間における債権債務関係

シェアリングエコノミーの３者間における債権債務関係について、民法の代理、委任等に関する一般的な事項を確認するとともに、プラットフォームの利用規約を概観した上で、シェアリングサービスにおける契約の成立時期、債権債務の発生時期、代金の支払時期等を把握した。

イ 契約の成立時期

契約の成立については、一般的に、「サービス等の提供者と利用者との間で直接に契約が成立し、プラットフォームは、専用のシステム（アプリ等）を通じて、提供者と利用者をマッチングする機会を提供するのみで、契約の当事者にはならない。」といった内容の規定が設けられている。更に、①「提供者から提供されるサービス等に対して、システム上で、利用者が利用の手続を完了した時点又は当該手続に対して提供者が承諾した時点で、提供者と利用者との間で契約は成立する。」、又は②「利用者から依頼されるサービス等に対して、システム上で、提供者が承諾した時点で、利用者と提供者との間で契約は成立する。」といった内容の規定が設けられている。

契約の成立時期については、その内容が利用規約に明記されている場合には、基本的に、当該内容によることになる。一方、契約の成立時期が利用規約に明記されていない場合には、民法 522 条 1 項（契約の成立）の規定によることになる。すなわち、システム上で、提供者から提供されるサービス等に対して利用者が利用の手続を完了した時点、又は利用者から依頼されるサービス等に対して提供者が承諾した時点で、提供者と利用者との間で契約は成立することになる。

ロ 利用対価の支払時期について

サービス等の利用対価の支払時期については、各シェアリングサービ

スによって様々であり、個々の利用規約により判断するほかない。

ハ 利用者の提供者に対する債務の消滅時期

後述ニのとおり、提供者とプラットフォームとの間では、提供者を本人、プラットフォームを代理人として任意代理契約が成立していることや、債務者の二重支払の危険性の回避という改正資金決済法の趣旨から判断して、利用者の提供者に対する債務の消滅時期が利用規約に明記されているか否かにかかわらず、利用者からプラットフォームへの支払が完了した時点で、利用者の提供者に対する債務は消滅するものとする。

ニ プラットフォーマーから提供者への支払について

利用規約で、提供者からプラットフォームへの「代理受領権限付与」が明記されているものについては、提供者を本人（委任者）、プラットフォームを代理人（受任者）として任意代理契約が成立している。このため、プラットフォームが利用者から利用対価を受領した時点で、当該対価は提供者に帰属することになるとともに、受任者であるプラットフォームは提供者に対して当該対価の引渡義務を負うことになり（民法 646 条 1 項）、反射的に、提供者はプラットフォームに対して当該対価の引渡しを受ける権利（引渡請求権）を取得することになる。

一方、利用規約で「代理受領権限付与」が明記されていないものについて検討すると、利用規約において「代理受領権限付与」が明記されていないものの、一般的に、「プラットフォームが利用者から支払を受け、提供者がプラットフォームに支払う手数料を差し引いた上で、提供者に支払う。」といった内容の規定が設けられている。この場合においても、当該利用規約の内容から、「代理受領権限付与」が明記されているものと同様に、提供者とプラットフォームの間では任意代理契約が成立しているものと考えられる。したがって、この場合においても、プラットフォームが利用者から利用対価を受領した時点で、当該対価は提供者に帰属することになるとともに、受任者であるプラットフォームは提

供者に対して当該対価の引渡義務を負うことになり、反射的に、提供者はプラットフォームに対して当該対価の引渡請求権を取得することになる。

以上のことから、提供者がプラットフォームに対して有するサービス等の利用対価の引渡請求権については、債権として差押えは可能であると考ええる。

(3) 提供者が滞納者の場合における徴収方途の検討

イ プラットフォーマーが内国法人の場合

(i) シェアリングエコノミーの分類ごとの差押え等の検討

A モノのシェア

モノのシェアの場合には、一般的に単発的な取引が多く、また、プラットフォームが利用者から支払を受けてから提供者へ支払うまでの期間が極めて短いため、実務的に、サービス等の利用対価の引渡請求権の差押えは困難であると考ええる。なお、モノのシェアについては、個人消費者が利用しているのが一般的であり、その取引価格は比較的に低額であると想定されることから、事業者は別として、フリマアプリ等を利用した収入に基づく課税による滞納国税の発生は少ないものと考ええる。

B 空間のシェア

空間のシェアの場合には、プラットフォームから提供者への支払時期について締め日が設定されている場合があり、その支払期限まで一定期間あることから、実務的に、サービス等の利用対価の引渡請求権の差押えは可能であると考ええる。なお、空間のシェアについては、シェア対象となる空間（不動産）が存在することから、当該不動産は差押えの対象となり得ると考える。

C 移動のシェア

移動のシェアの場合には、プラットフォームから提供者への支払期限まで一定期間あることから、実務的に、サービス等の利用対

価の引渡請求権の差押えは可能であると考え。なお、カーシェアなどについては、シェア対象となる自動車が存在することから、当該自動車は差押えの対象となり得ると考える。

D スキルのシェア

スキルのシェアの場合には、プラットフォームから提供者への支払について締め日が設定されている場合が一般的であり、その支払期限まで一定期間あることから、実務的に、特にクラウドソーシングの場合には、サービス等の利用対価の引渡請求権の差押えは可能であると考え。

(ロ) 差押え後にプラットフォームが相殺を主張してきた場合

提供者がプラットフォームに対して有するサービス等の利用対価の引渡請求権の差押え後にプラットフォームが相殺を主張してきた場合には、民法 511 条の規定により、プラットフォームが差押え前に取得した債権は当然のことながら、利用規約に規定されている債権であれば、差押え後に取得した債権であっても、同一の契約に基づくものであり自働債権と受働債権の相互関連性は高く、プラットフォームに相殺への合理的期待があり、差押え前の原因に基づいて生じた債権であるといえることから、プラットフォームは差押債権者に相殺を主張することができるものとする。なお、利用規約に規定されていない債権を自働債権とする相殺については個別に判断することになる。

(ハ) クラウドソーシングを利用したフリーランスへの対応

クラウドソーシングを利用したフリーランスが増加しているが、これらの者が滞納した場合には、プラットフォームに対して有するサービス等の利用対価（業務報酬）の引渡請求権の差押えを行うことになる。しかしながら、滞納者がプラットフォームを随時変更している場合や財産調査・差押えのタイミングなどによっては、当該引渡請求権の差押えが困難となってくることが想定される。また、業務報酬

収入が滞納者の預金等口座に振り込まれた後に、預金等残高としてある場合には、当該預金等の差押えが可能であるが、預金等口座に振り込まれた直後に全額引き出されたなどの場合には当該預金等の差押えも困難となる。

業務報酬の引渡請求権や預金等の差押えが困難な状況で、滞納者であるフリーランスが目ぼしい財産を所有しておらず、クラウドソーシングに係る業務報酬収入のみによって生計を立てている場合には、当該フリーランスに対する滞納処分が困難となってくることが想定される。

このような状況を回避するとともに、滞納の未然防止による滞納残高の圧縮の観点から、一方策として、例えば、クラウドソーシングについては、プラットフォーマーに源泉徴収義務を負わせる制度の導入を検討してはどうか。プラットフォーマーに源泉徴収義務を負わせる制度を導入することにより、更なる適正課税の確保にもつながるものと考ええる。

(二) 利用対価の支払手段による滞納処分への影響

利用者からプラットフォーマーへの支払に当たって、利用者が金融機関口座への振込みのほかにクレジットカードなどを利用することが想定されるが、利用対価の支払手段によって、利用者の提供者に対する債務の消滅時期に違いが生じるだけであって、利用対価の引渡請求権の差押えが不可となるような影響はないものと考ええる。

(ホ) 利用規約の変更等による滞納処分への影響

シェアリングサービスの取引形態は、利用者がプラットフォーマーを通じて、サービス等の利用対価を提供者に支払うことが基本であることから、プラットフォーマーが利用規約を設定・変更する場合であっても、少なくともこの資金の流れは維持されるものと考ええる。その場合、シェアリングサービスでは、プラットフォーマーが利用者からサービス等の利用対価を受領した時点で、必ず、提供者はプラットフォ

ーマーに対して当該利用対価の引渡請求権を取得することになり、理論的に、当該引渡請求権の差押えに影響はないものとする。

ロ プラットフォーマーが外国法人の場合

提供者が滞納者の場合で、プラットフォームが日本国内に営業所又は事業所を有しない外国法人である場合には、プラットフォームに対する債権の差押えはできない状況にあり、徴収共助の要請を検討することになる。

しかしながら、プラットフォームは支払期限までに提供者に対して銀行振込み等により支払を行うため、振り込まれた預金等口座に残額があれば、提供者（滞納者）の財産として預金等の差押えを行うことが可能であり、徴収共助に関連する被要請国の拒否事由に該当することになる。また、仮に、提供者と利用者との取引が単発的な取引であった場合には、プラットフォームから提供者に支払がなされた時点で、提供者には国外財産がないことになる。

したがって、上記のような場合には、実務的に、徴収共助の要請は困難であり、振り込まれた預金等、滞納者の財産について差押えを行っていくほかないものとする。

ハ 利用者に対する原債権の差押え

前述（２）ニのとおり、シェアリングサービスでは、プラットフォームは、提供者に代理して利用者からサービス等の利用対価を受領することになるが、代理受領の目的となっている債権であっても、その契約は差押債権者に対抗できないから、当該債権に対して滞納処分をすることができるとされている。このため、提供者と利用者との間で契約が成立した後、利用者がプラットフォームへの支払を完了するまでの間は、提供者が利用者に対して有するサービス等の利用対価の支払請求権（原債権）は存在しており、当該支払請求権（原債権）の差押えは可能であるとする。

（４）プラットフォームが滞納者の場合における徴収方途の検討

内国法人であるプラットフォーマーが滞納した場合には、基本的に、滞納処分における特段の制限はないので、通常の滞納整理を行うことになる。

一方、外国法人であるプラットフォーマーが滞納した場合であっても、当該プラットフォーマーが、日本国内に動産や不動産を有する場合、日本国内の金融機関に預金等を有する場合、日本国内の営業所等に係る売掛金を有する場合など、日本国内に財産を有する場合には、これらの財産について差押えは可能である。しかしながら、当該プラットフォーマーが、日本国内に財産を有しない場合には、徴収共助の要請を検討することになる。

(5) お金のシェア（クラウドファンディング）の場合における徴収方途の検討

クラウドファンディングの場合においては、支援者（提供者）が滞納者である場合に、支援者が実行者（利用者）等から受けるリターン（支援に対するお礼やお返し）が差押えの対象財産となり得る。

イ 寄付型・売買型

寄付型・売買型では、リターンの内容にもよるが、リターンとなる返礼品や商品等が、金銭的価値を有して譲渡ができるものである場合など、差押えの対象となる財産の要件を満たしていれば、理論的には、支援者が実行者に対して有する返礼品や商品等の引渡請求権の差押えは可能であると考ええる。

ロ 投資型（株式型）

投資型（株式型）では、支援者はリターンとして、実行者から非上場会社の株式又は新株予約権の提供を受けることになる。

したがって、この株式又は新株予約権が差押えの対象財産となる。

ハ 投資型（ファンド型）

投資型（ファンド型）では、一般的に、支援者はプラットフォーマーを介して実行者と匿名組合契約を締結して出資し、プラットフォーマーは委託を受けて支援者と実行者との間の金銭の支払事務を行っている。

また、支援者は実行者からプラットフォーマーを介して、リターンとして匿名組合契約に基づいて利益配当を受け、契約終了時には出資金の返還を受けることになる。

したがって、投資型（ファンド型）では、金銭の支払事務の委託を受けているプラットフォーマーを第三債務者として、匿名組合契約に基づく利益配当金及び契約終了時における出資金返還金の引渡請求権を差し押さえる。なお、匿名組合契約の当事者は支援者と実行者であることから、実行者を第三債務者として、匿名組合契約に基づく利益配当請求権及び契約終了時における出資金返還請求権を差し押さえることも可能であると考ええる。

ニ 貸付型

貸付型では、一般的に、支援者はプラットフォーマーとの間で匿名組合契約を締結して出資する一方、実行者はプラットフォーマーとの間で金銭消費貸借契約を締結して融資を受けている。また、支援者はプラットフォーマーから、リターンとして匿名組合契約に基づいて利益配当を受け、契約終了時には出資金の返還を受けることになる。

したがって、貸付型では、プラットフォーマーを第三債務者として、匿名組合契約に基づく利益配当請求権及び契約終了時における出資金返還請求権を差し押さえる。

3 最後に

シェアリングエコノミーにおける滞納処分上の問題点を抽出し、その対応策や徴収方途を検討・整理したことを踏まえ、以下のとおり総括する。

（1）モノ・空間・移動・スキルのシェア

モノ・空間・移動・スキルのシェアにおいては、提供者が滞納者である場合に、理論的に、提供者がプラットフォーマーに対して有するサービス等の利用対価の引渡請求権の差押えは可能である。しかしながら、実務的に、プラットフォーマーの支払期限が短い場合や単発的な取引の場合、あ

るいは、財産調査・差押えのタイミングによっては、当該引渡請求権の差押えは困難となってくることが想定される。

したがって、滞納整理の実務において、滞納者がシェアリングエコノミーの提供者として取引に携わっていることを把握した場合には、速やかにプラットフォームへの調査を行い、取引内容を把握した上で、滞納者がプラットフォームに対して有するサービス等の利用対価の引渡請求権の差押えを検討する必要があると考える。

(2) お金のシェア（クラウドファンディング）

クラウドファンディングにおいては、支援者が滞納者である場合に、支援者が実行者等から受けるリターンが差押えの対象財産となり得る。また、支援者は資金を提供する立場にあり、投資型（株式型）では一定金額の金融資産を保有していることが支援者の条件となっているなど、支援者は一定金額の金融資産を保有していることが想定される。

したがって、滞納整理の実務においては、滞納者がクラウドファンディングの支援者として取引に携わっていることを把握した場合には、速やかに当該金融資産の財産調査・差押えと併行して、プラットフォームへの調査を行い、取引内容を把握した上で、支援者が受けるリターンの差押えを検討する必要があると考える。

目 次

はじめに	242
1 研究の目的（問題の所在）	242
2 本稿の構成	243
第 1 章 シェアリングエコノミーの概要	245
第 1 節 シェアリングエコノミーとは	245
1 シェアリングエコノミーの定義	245
2 シェアリングエコノミーの進展の背景	245
3 シェアリングエコノミーの構造	247
4 シェアリングエコノミーの市場規模	247
5 シェアリングエコノミーの安全性・信頼性向上への取組	248
第 2 節 シェアリングエコノミーの分類	250
1 モノのシェア	250
2 空間のシェア	251
3 移動のシェア	252
4 スキルのシェア	253
5 お金のシェア（クラウドファンディング）	256
第 3 節 為替取引と資金決済法	258
1 為替取引	258
2 資金決済法	259
3 収納代行等サービス	260
4 資金決済法の改正	262
5 小括	265
第 2 章 シェアリングエコノミーの 3 者間における債権債務関係	266
第 1 節 代理	266
1 代理とは	266
2 代理の種類	267

3	代理権	267
4	代理行為	267
5	代理の効果	268
第 2 節	委任	268
1	委任とは	268
2	委任と代理	269
3	委任の成立	269
4	受任者の義務	269
5	事務処理義務の一身専属性	270
6	委任の終了	271
第 3 節	相殺	272
1	相殺の意義	272
2	相殺の機能	272
3	相殺契約・相殺予約	273
4	相殺の要件	273
5	相殺の方法及び遡及効	274
6	相殺の禁止	275
7	差押えと相殺に関する学説	275
8	差押えと相殺に関する判例	276
9	改正後民法 511 条	278
10	「差押え前の原因」に基づいて生じた債権の意味	279
11	相殺権の濫用	280
第 4 節	利用規約の確認	280
1	契約の成立時期	281
2	利用対価の支払時期について	281
3	利用者の提供者に対する債務の消滅時期	282
4	プラットフォームから提供者への支払について	282
5	相殺について	283

第 3 章 差押え及び徴収共助について	326
第 1 節 差押え	326
第 2 節 徴収共助	327
1 条約の成立経緯等	327
2 現状	328
3 徴収共助の限界	329
4 国税の徴収共助の要件	330
第 4 章 提供者が滞納者の場合における徴収方途の検討	331
第 1 節 プラットフォーマーが内国法人の場合	331
1 シェアリングエコノミーの分類ごとの差押え等の検討	331
2 差押え後にプラットフォームが相殺を主張してきた場合	332
3 クラウドソーシングを利用したフリーランスへの対応	333
4 利用対価の支払手段による滞納処分への影響	334
5 利用規約の変更等による滞納処分への影響	336
第 2 節 プラットフォーマーが外国法人の場合	337
第 3 節 利用者に対する原債権の差押え	338
第 5 章 プラットフォーマーが滞納者の場合における徴収方途の検討	339
第 1 節 プラットフォーマーが内国法人の場合	339
第 2 節 プラットフォーマーが外国法人の場合	339
1 外国法人の納税義務	339
2 外国法人に対する滞納処分	341
第 6 章 お金のシェア（クラウドファンディング）の場合における徴収方途の 検討	342
第 1 節 利用規約の確認	342
1 契約の成立時期	342
2 支援金の支払時期について	343
3 支援者の実行者に対する債務の消滅時期	343
4 プラットフォーマーから実行者への支払について	344

5 相殺について	344
6 支援者へのリターンについて	345
第 2 節 支援者が滞納者の場合における差押え等の検討	363
1 寄付型	363
2 売買型	363
3 投資型（株式型）	364
4 投資型（ファンド型）	366
5 貸付型	367
第 3 節 実行者が滞納者の場合における差押え等の検討	368
第 7 章 徴収方途等の総括	369
1 モノ・空間・移動・スキルのシェア	369
2 お金のシェア（クラウドファンディング）	369
結びに代えて	371

はじめに

1 研究の目的（問題の所在）

近年、スマートフォンや SNS の普及により、個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動、いわゆる「シェアリングエコノミー」によるビジネスモデルが構築されている。シェアリングエコノミーは、資産等の提供者（ホスト）及び購入者・利用者（ゲスト）並びに両者をマッチングするプラットフォーム（シェア事業者）の 3 者で構成されている。また、シェアリングエコノミーには大きく分けて、①モノのシェア、②空間のシェア、③移動のシェア、④スキルのシェア、⑤お金のシェアの 5 つの分野が存在している。

現在、国税庁としては、シェアリングエコノミー等の新分野に対して、適正申告のための環境作りに努めるとともに、情報収集を拡充することにより、課税上の問題があると見込まれる納税者を的確に把握し、適正な課税の確保に向けて、行政指導も含めた対応を行っているところである⁽¹⁾。

このような状況の中で、現在、滞納者がシェアリングエコノミーに携わっていることが想定され、今後、シェアリングエコノミーに携わる滞納者が増加することも懸念されるところ、シェアリングエコノミーについては、プラットフォームが、マッチングした個人間における金銭の収納及び支払を仲介することが一般的であるため、提供者が滞納者である場合、その徴収方途としては、提供者（滞納者）がプラットフォームに対して有する債権を差し

(1) 国税庁ホームページ『「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応」の『背景』』（2019 年 6 月発表）（https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2019/sharingeconomy_taio/pdf/01.pdf）（2022 年 6 月 20 日最終閲覧）。また、国税庁は、2019 年以降毎年、国税庁レポートで当該対応を公表しており、同レポートで「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動」とは、シェアリングビジネス・サービス、暗号資産（仮想通貨）取引、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販・ネットオークションその他新たな経済取引を総称するものとして使用している。

押さえることが考えられる。しかしながら、プラットフォーマーはあくまで個人間の取引の仲介役であり、提供者（滞納者）に金銭債務を負っていると単純に言えるかは疑問の余地がある。仮に、提供者（滞納者）がプラットフォーマーに対して有する債権を差し押さえることが可能であったとしても、プラットフォーマーの中には外国法人も多く存在していると推察され、国内に事業拠点となる事業所等がない場合は、滞納処分ができないと考えられる。

また、プラットフォーマーが滞納者となる場合も想定され、プラットフォーマーが外国法人であった場合には、上記と同様の問題が生じる。

このため、シェアリングエコノミーの概要等を把握するとともに、シェアリングエコノミーの分野ごとに、プラットフォーマーの利用規約から、契約の成立時期、債権債務の発生時期、代金の支払時期等を把握する。その上で、滞納処分上の問題点を抽出し、その対応策や徴収方途を検討・整理しておく必要がある。なお、資金の流れに着目した場合に、モノ・空間・移動・スキルのシェアでは「利用者→プラットフォーマー→提供者」の流れで資金が移動するのに対し、お金のシェアでは「提供者→プラットフォーマー→利用者」の流れで資金が移動することから、徴収方途の検討等に当たっては、お金のシェアを別建てにして検討することにする。

2 本稿の構成

そこで本稿では、第 1 章において、シェアリングエコノミーの構造や分類、進展の背景や市場規模など、シェアリングエコノミーの概要を確認することにする。また、シェアリングエコノミーでは、プラットフォーマーが収納代行の形式をとったサービスを提供しているが、収納代行の形式をとったサービスについては、従前から、金融庁に置かれる金融審議会において、為替取引として資金決済に関する法律（資金決済法）の規制対象に該当するか否かの議論がなされているため、為替取引と資金決済法に関して、金融審議会における議論の内容や資金決済法の改正に至るまでの状況などを確認することにする。

第 2 章では、シェアリングエコノミーの 3 者間における債権債務関係として、民法の代理、委任、相殺に関する一般的な事項について確認するとともに、モノ・空間・移動・スキルのシェアに関して、プラットフォームの利用規約を概観した上で、シェアリングエコノミーのサービス（以下「シェアリングサービス」という。）における契約の成立時期、債権債務の発生時期、代金の支払時期等を把握することにする。

第 3 章では、プラットフォームが外国法人であることも想定されることから、差押えの対象となる財産の要件を確認するとともに、徴収共助に関して、条約の成立経緯、現状や要件などの一般的な事項について確認することにする。

第 4 章では、第 1 章から第 3 章を踏まえ、提供者が滞納者の場合における徴収方途について、モノ・空間・移動・スキルのシェアの分類ごとの差押えや滞納整理の実務における問題点に対する対応等を検討・整理することにする。

第 5 章では、プラットフォームが滞納者の場合における徴収方途について、プラットフォームが内国法人の場合、外国法人の場合に分けて検討することにする。

第 6 章では、別建てで検討することにしたお金のシェア（クラウドファンディング）について、プラットフォームの利用規約を概観した上で、クラウドファンディングにおける契約の成立時期、債権債務の発生時期、支援金の支払時期等を把握することにし、支援者が滞納者の場合におけるクラウドファンディングの類型ごとの差押え等について検討することにする。

第 4 章から第 6 章における検討・整理状況を踏まえ、第 7 章で総括することにする。

第 1 章 シェアリングエコノミーの概要

第 1 節 シェアリングエコノミーとは

1 シェアリングエコノミーの定義

スマートフォンや SNS の普及により、シェアリングエコノミーと呼ばれる経済活動が進展している。シェアリングエコノミーは、十分に活用されていない資産や個人のスキル、隙間の時間などの有効活用を促し、社会全体の生産性向上につながるものであり、我が国における様々な諸課題に対する一つの有効な解決手段であると期待されている⁽²⁾。

シェアリングエコノミーという言葉に対して世界的に合意した定義はないが、内閣官房に設置されたシェアリングエコノミー促進室⁽³⁾においては、「個人等が保有する活用可能な資産等(スキルや時間等の無形のものを含む。)を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動」と説明している⁽⁴⁾。

2 シェアリングエコノミーの進展の背景

シェアリングエコノミーが進展した背景として、2010 年代になり、スマートフォンが普及し、個人がいつでもどこでもインターネットにアクセスできる環境が整ったことにより、これまで見えなかった個人等の資産(空間、モ

(2) デジタル庁ホームページ「シェアリングエコノミー検討会議第 2 次報告書ー共助と共創を基調としたイノベーションサイクルの構築に向けてー」(2019 年 5 月) 1 頁
(https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5adb8030-21f5-4c2b-8f03-0e3e01508472/20211101_policies_posts_interconnected_fields_share_eco_02.pdf) (2022 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(3) 2016 年(平成 28 年) 11 月に、内閣官房 IT 総合戦略室長(政府 CIO)の下に設置されたシェアリングエコノミー検討会議にて取りまとめられた中間報告書を受け、翌 12 月に内閣官房 IT 総合戦略室内に設置された。

(4) 総務省ホームページ「平成 30 年版情報通信白書」(2018 年 7 月) 71 頁
(<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/pdf/30honpen.pdf>) (2022 年 6 月 20 日最終閲覧)。

ノ、カネ等)や能力(スキル、知識等)の活用可能な時間帯やその内容に関する情報を、インターネットを通じて、リアルタイムに、不特定多数の個人の間で共有することが可能となったことが挙げられる。また、実名利用のソーシャルメディアの普及に伴って、これまで顔が見えず、信用度を推し量りにくかったインターネットの向う側の個人等について、一定程度の信用度が可視化され、個人等によるサービスも、選別して利用することが可能となったことが挙げられる⁽⁵⁾。加えて、音楽や動画等におけるサブスクリプション型サービスへの移行に象徴されるように、商品・サービスの「所有」から「利用」へと個人の意識が変化しており、コンテンツだけではなく形あるモノについてもシェアリングが受け入れられるようになってきたことも挙げられる⁽⁶⁾。

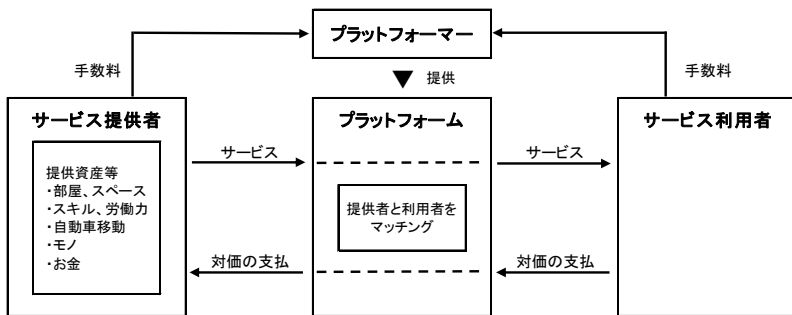
我が国では、内閣官房 IT 総合戦略室において、2016 年 7 月から、「シェアリングエコノミー検討会議」が開催され、シェアリングエコノミーの健全な発展に向け、民間団体等による自主的なルール整備を促すモデルガイドラインなどが盛り込まれた「シェアリングエコノミー推進プログラム」が策定されている。民間の動きとして、2015 年 12 月にシェアリングエコノミーの普及や発展を目的に、一般社団法人シェアリングエコノミー協会(以下「シェアリングエコノミー協会」という。)が設立され、設立当初は 32 社であったシェアリングエコノミー協会の会員数は、2017 年には 200 社以上⁽⁷⁾に増加しており、我が国においてもシェアリングエコノミーが浸透してきていることが窺える⁽⁸⁾。

-
- (5) デジタル庁ホームページ「シェアリングエコノミー検討会議中間報告書ーシェアリングエコノミー推進プログラムー」(2016 年 11 月) 1 頁
(https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5adb8030-21f5-4c2b-8f03-0e3e01508472/20211101_policies_posts_interconnected_fields_share_eco_01.pdf) (2022 年 6 月 20 日最終閲覧)。
- (6) 総務省ホームページ・前掲注(4)71 頁。
- (7) 2022 年 6 月現在の法人会員数は、約 300 社となっている。
- (8) 総務省ホームページ・前掲注(4)71 頁。

3 シェアリングエコノミーの構造

現在提供されているシェアリングサービスは、一般的に図 1 のような構造を採っており、「プラットフォーマー（シェア事業者）」、「提供者（ホスト）」及び「利用者（ゲスト）」の 3 者で構成されている。①プラットフォーマーは、利用者と提供者のマッチング機能、レビューシステムや決済機能等を提供し、②提供者が利用者にサービスを提供し、③利用者はその対価を提供者に支払うというサービスモデルとなっている。利用者の支払う対価の一部は、手数料としてプラットフォーマーが徴収する例が多い⁽⁹⁾。

図 1 シェアリングサービスの一般的なイメージ



（出典）岡田悟「シェアリングエコノミーをめぐる論点」2 頁（国立国会図書館、2017）

4 シェアリングエコノミーの市場規模

シェアリングエコノミーの市場規模について、様々な調査が行われているが、総じて成長傾向にあることが示されている。例えば、株式会社矢野経済研究所が 2021 年に実施した市場調査によると、プラットフォーマーの売上高ベースで、2015 年度に約 398 億円であったものが、2020 年度には約 1,192 億円まで拡大しており、2025 年度には約 1,911 億円まで拡大すると予測され

(9) デジタル庁ホームページ・前掲注(2) 2 頁。

ている⁽¹⁰⁾。

また、株式会社情報通信総合研究所が実施した 2020 年度の市場調査によると、資産・サービスの提供者の収入と利用者の支出の合計は、2018 年度に約 1 兆 8,874 億円であったものが、2020 年度には約 2 兆 1,004 億円まで拡大しており、2030 年度には、現状ペースで成長した場合には約 7 兆 4,719 億円、市場規模成長の課題点⁽¹¹⁾が解決された場合には約 14 兆 1,526 億円まで拡大すると予測されている⁽¹²⁾。

5 シェアリングエコノミーの安全性・信頼性向上への取組

シェアリングエコノミー促進室（現在はデジタル庁）では、シェアリングエコノミーの安全性・信頼性向上につながる取組を推進している。その一つとして、プラットフォームが安全性・信頼性確保の観点から遵守すべき項目・内容を「シェアリングエコノミー・モデルガイドライン」として定め、公表している。これを受けて、シェアリングエコノミー協会は、このモデルガイドラインを基に、我が国のシェアリングエコノミー業界の標準となる自主ルールを策定し、このルールに適合したシェアリングサービスを認証する「シェアリングエコノミー認証制度」を運営している⁽¹³⁾。

(10) 株式会社矢野経済研究所ホームページ「シェアリングエコノミーサービス市場に関する調査（2021 年）」（2021 年 11 月 16 日発表）

（https://www.yano.co.jp/press-release/show/press_id/2821）（2022 年 6 月 20 日最終閲覧）。なお、本調査におけるシェアリングエコノミーサービスでは、音楽・映像のような著作物は共有物の対象外とされている。

(11) 市場規模成長の課題点として、新型コロナウイルス感染症による不安やシェアリングエコノミーの認知度がまだ低い点などが挙げられている。

(12) シェアリングエコノミー協会ホームページ「シェアリングエコノミー関連調査 2020 年度調査結果」（2020 年 12 月 10 日）2 頁（<https://sharing-economy.jp/ja/wp-content/uploads/2020/11/7ee060dfdcefb47ef4872654d8eb1ef.pdf>）（2022 年 6 月 20 日最終閲覧）。なお、本調査は、株式会社情報通信総合研究所とシェアリングエコノミー協会との共同調査によるものである。

(13) デジタル庁ホームページ「シェアリングエコノミー・モデルガイドライン、シェアリングエコノミー認証制度」（https://www.digital.go.jp/policies/sharing_economy/）（2022 年 6 月 20 日最終閲覧）。

(1) シェアリングエコノミー・モデルガイドライン⁽¹⁴⁾

イ ガイドラインの目的

IT を活用したシェアリングエコノミーの特性を踏まえ、シェアリングエコノミーにおけるプラットフォームが自ら遵守すべき事項を明らかにすることにより、シェアリングエコノミーにおける安全性及び信頼性の確保に取り組むプラットフォームの判断基準とし、シェアリングエコノミーに関わる提供者、利用者、プラットフォーム等の中で責任をシェアする体制を整備し、もってシェアリングエコノミーの普及を促進することを目的としている。

ロ 基本理念

シェアリングエコノミーを通じて、個人によるサービス提供の拡大と消費者の選択肢の拡大、新しいソリューションの提供、地域における共助、資源の有効活用等を促進し、一億総活躍社会や地方創生等、我が国が抱える課題の解決に積極的かつ継続的に寄与することを大目標とし、その発展の前提として、シェアリングエコノミーに関わる提供者、利用者、プラットフォーム等の安全性及び信頼性を確保し、もってシェアリングエコノミーに対する社会の信頼を拡大することとしている。

(2) シェアリングエコノミー認証制度

シェアリングエコノミー協会は、シェアリングエコノミー・モデルガイドラインを基に、自主ルールの策定とそれに適合することを認証審査するシェアリングエコノミー認証制度を導入している⁽¹⁵⁾。シェアリングエコノミー協会では、利用者の安全性・信頼性を確保するためのサービスの設計及びこれらを維持するための措置を講ずる体制を整備しているプラットフォームを認定し、その旨を示す認証マークを付与し、事業活動に関し

(14) デジタル庁ホームページ・前掲注(2)48 頁。

(15) シェアリングエコノミー協会では、2017 年 6 月に、シェアリングエコノミー認証制度の一般公募申請受付を開始し、翌 7 月に、6 社が展開する 6 つのサービスを、認証取得サービス第一弾として決定・発表している。

て認証マークの使用を認める仕組みを運用している。2019 年 5 月時点で 20 サービス⁽¹⁶⁾がマークを取得しており、今後、この認証制度が、消費者にとって安心して利用できるサービスかどうかを判断する目安として普及が進むことが期待されている⁽¹⁷⁾。

第 2 節 シェアリングエコノミーの分類

我が国のシェアリングエコノミーでは、シェアの対象となるものに着目して、「モノ」、「空間」、「移動」、「スキル」、「お金」の 5 つの領域に分類され、サービスが提供されている。

1 モノのシェア

モノのシェアリングサービスとしては、フリマアプリ等を利用した個人間のモノの売買や、月額制等で高級バッグや洋服が使い放題になるといったレンタルサービスなどが挙げられる。

売買については、例えば、不要なモノを捨てるのはもったいないと感じる提供者と、欲しいモノを安価に手に入れたい利用者とは、スマートフォンのアプリ等を利用して、モノをシェア（売買）しており、不要品のほか、ハンドメイド商品なども売買されている。フリマアプリを活用することによって、場所を問わず不特定多数の個人間で取引ができるようになり、提供者は資源の再利用をしつつ、収入も得ることができ、利用者は通常より安価にモノを手に入れたり、一般では流通されていないモノを手に入れたりすることができるなどのメリットがある⁽¹⁸⁾。

(16) 2022 年 6 月時点で、認証取得サービスは 23 社 24 サービスとなっている。

(17) デジタル庁ホームページ・前掲注(2) 8 頁。

(18) 消費者庁ホームページ「平成 28 年度消費者政策の実施の状況（平成 29 年版消費者白書）」（2017 年 6 月）81 頁（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/assets/2017_whitepaper_all_210802.pdf）（2022 年 6 月 20 日最終閲覧）。

レンタルサービスについては、プラットフォームが、普段使用していない高級バッグや洋服などの提供者（所有者）からこれらを預かって、使用したい者（利用者）にレンタルし、利用者から受け取ったレンタル料の一部を提供者に支払うといったサービスが行われている。提供者は資源の再利用をしつつ、収入も得ることができ、利用者は必要なときに必要なだけモノを購入することなく安価に利用できるなどのメリットがある。

2 空間のシェア

空間のシェアリングサービスとしては、民泊を含めたホームシェアや、会議室、イベントスペース、駐車場などの遊休施設のシェアなどが挙げられる。

ホームシェアについては、例えば、自宅の空き部屋を有効活用したい、ゲストを招いておもてなしがしたいなどと考える提供者と、ホテルよりも安価な場所に宿泊したい、古民家を借りて貴重な経験をしたいなどと考える利用者とが場所をシェアしている。民泊については、法令上の明確な定義はないが、住宅の全部又は一部を活用して、旅行者等に宿泊サービスを提供することを指して、一般的に「民泊」といわれている⁽¹⁹⁾。我が国で民泊を行うためには、①旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）に基づく「簡易宿所営業」の許可⁽²⁰⁾、②国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）に基づく「特区民泊」の認定⁽²¹⁾、③住宅宿泊事業法（民泊新法）（平成 29 年法律第 65 号）

(19) 民泊制度ポータルサイト（国土交通省）「minpaku」(<https://www.mlit.go.jp/kankoch/minpaku/overview/minpaku/index.html>)（2022 年 6 月 20 日最終閲覧）。

(20) 旅館業法 2 条 1 項では、「この法律で『旅館業』とは、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。」と規定（定義）されており、2 項で旅館・ホテル営業、3 項で簡易宿所営業、4 項で下宿営業について定義されている。また、同法 3 条 1 項本文では、「旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第 4 項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。」と規定されている。

(21) 国家戦略特別区域法に基づく旅館業法の特例、いわゆる「特区民泊（国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業）」とは、外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき一定期間以上使用させるとともに、当該施設の使用方法に関する外国語を用いた案内その他の外国人旅客の滞中に必要な役務を提供する事業として政令で定める要件に該当する事業とされている。

に基づく届出⁽²²⁾のいずれかが必要となっている。

遊施施設のシェアについては、例えば、営業時間外におけるオフィスの会議室や店舗を有効活用したい、使用していない時間帯だけ所有する駐車場を貸し出したいなど考える提供者と、施設や駐車場を安価に利用したい、日頃借りられないスペースを借りたいなど考える利用者とが場所をシェアしている。

空間のシェアでは、提供者は、使用していない空き部屋、施設、駐車場等を活用して収入を得ることができ、利用者は、通常よりも安価にホテルの宿泊や施設、駐車場の利用ができたり、普段は利用できない珍しい施設等を利用できたりするなどのメリットがある⁽²³⁾。

3 移動のシェア

移動のシェアリングサービスとしては、カーシェアやライドシェアなどが挙げられる。

カーシェアについては、例えば、自身が所有する自動車を運転しない時間帯も有効活用したいなど考える提供者と、自動車を所有せずに維持費をかけることなく使用したいなど考える利用者とが自動車をシェア(貸し借り)している⁽²⁴⁾。我が国では、カーシェアについては、道路運送法上のレンタカー事業(自家用自動車有償貸渡事業)と似ているため、同事業への該当性が問題となってくる。道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)80 条 1 項では、「自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。ただし、その借受人が当該自家用自動車の使用者であ

(22) 住宅宿泊事業法(民泊新法)とは、従来の旅館業法で定める 4 つの営業形態(ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業、下宿営業)や国家戦略特別区域の特区分泊には当てはまらない、新しい営業形態である「住宅宿泊事業」に関して規定する法律である。住宅宿泊事業法(民泊新法)の対象となる民泊サービスは、旅館業法の対象外となる条件として、「人を宿泊させる日数として国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数が 1 年間で 180 日を超えないもの」とされている。

(23) 消費者庁ホームページ・前掲注(18)80-81 頁。

(24) 消費者庁ホームページ・前掲注(18)81-82 頁。

る場合は、この限りでない。」と規定されており、レンタカー事業に該当する場合には、国土交通大臣の許可が必要となる。この点、カーシェアの中には、自動車の所有者と利用者との間で共同使用契約を締結する方法を採ることに由り、レンタカー事業に該当しないものとしているサービスもある。

ライドシェアについては、例えば、余裕のある時間帯を有効活用したいなどと考える提供者と、移動手段として自動車を利用する際に、できるだけ安価に済ませたいなどと考える利用者との移動方法をシェアしている⁽²⁵⁾。我が国では、ライドシェアについては、道路運送法上の旅客自動車運送事業への該当性が問題となってくる。道路運送法 4 条 1 項では、「一般旅客自動車運送業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。」と規定されている。諸外国では、利用者がアプリ上で現在地と目的地を指定することで、登録ドライバーがこのリクエストを受けて利用者を送迎するといった、運送提供型のサービスは利用されているが、我が国では、道路運送法に違反することから、同様のサービスを行うことはできない。このため、我が国においては、同じ目的地への移動を希望するユーザー同士が、プラットフォームによりマッチングされ、一方の自動車で目的地まで移動し、移動に係る費用はユーザー間で分担するといった、相乗り型のサービスが行われている。

このほか、移動のシェアリングサービスには、サイクルシェア、料理の運搬、買い物代行等もある。

4 スキルのシェア

スキルのシェアリングサービスとは、自分の得意なことや趣味などを活かし、提供者と利用者がこれらのスキルをシェア（売買）するもので、対面型のものと非対面型のものに大別することができる。

対面型のものとしては、例えば、自分の空き時間を有効活用したいなどと

(25) 消費者庁ホームページ・前掲注(18)81-82 頁。

考える提供者と、多忙な日常を送っている利用者とが、家事、育児を始めとした「日常の用事」をシェアすることなどが挙げられる。日常の用事のシェアでは、おおむね提供者と利用者が近所同士又は顔見知り同士であることが前提条件となっており、具体例としては、専業主婦で時間に余裕のある提供者が、近所に住む利用者の家事をサポートしたり、顔見知り同士でマッチングプラットフォームに登録して、託児や子供の送迎をサポートしあったりするものである⁽²⁶⁾。

非対面型のものとしては、自分の知識やスキルを幅広く有効活用したいなど考える提供者と、知らない（できない）ことを手軽に教えてほしい、代わりに行ってほしいなど考える利用者とが「知識・スキル」をシェアすることなどが挙げられ、クラウドソーシング⁽²⁷⁾もその一形態である。シェアの対象は、文章の翻訳や校正、ロゴの作成・デザイン、データの入力など様々であり、利用者が、知識やスキルが必要とされるサービスを、それを本業としない個人（提供者）から享受することができるもので、実際に会ったり、物品を送付したりすることをせず、インターネット上で完結するサービスとなっている⁽²⁸⁾。

働き方改革の推進や新型コロナウイルス感染症の感染防止対策などにより、クラウドソーシングを利用したフリーランスが増加している⁽²⁹⁾。クラウドソ

(26) 消費者庁ホームページ・前掲注(18)81-82 頁。

(27) 総務省ホームページ・前掲注(4)188 頁によれば、「クラウドソーシングとは、不特定の人（crowd=群衆）に業務委託（sourcing）するという意味の造語で、ICT を活用して必要な時に必要な人材を調達する仕組みのことである。発注者は主に一般企業であり、プラットフォームとなるマッチングサイトにアウトソーシングしたい業務を公募する。」と説明されている。

(28) 消費者庁ホームページ・前掲注(18)81-82 頁。

(29) ランサーズ株式会社ホームページ「新・フリーランス実態調査 2021-2022 年版」（2021 年 11 月 12 日発表）（<https://www.lancers.co.jp/news/pr/21013/>）（2022 年 6 月 20 日最終閲覧）。なお、本調査によれば、「今回（執筆者注：2021 年 10 月）の調査で、フリーランス人口は 1,577 万人、経済規模は 23.8 兆円であることがわかりました。調査を開始した 2015 年と比較すると、人口は 68.3%（640 万人）、経済規模は 62.7%（9.2 兆円）増加しました。2020 年 1 月の調査ではフリーランス人口は 1,062 万人、経済規模は 17.6 兆円だったことから、コロナ禍でフリーランス市場は大きく拡大したことがわかります。また、2021 年 10 月までの 1 年間でオンラインで仕事を

ーシングについては、業務案件の種類として、プロジェクト形式、コンペ形式、タスク形式等がある。プロジェクト形式は、発注者（利用者）の仕事依頼に対して受注者（提供者）が計画を提出し、双方合意の元に仕事を進めていく形式で、一般的に、スキルが求められるプログラム開発、アプリ開発、ホームページの構築など比較的規模の大きい案件であり、固定報酬制又は時間報酬制となっている。コンペ形式は、発注者の仕事依頼に対して受注者が無報酬で直接仕事の提案を出して、発注者が採用した提案を行った受注者に報酬を支払う形式で、ロゴやバナーの作成、ネーミングの考案など一定のスキル等が求められる。タスク形式は、発注者の仕事依頼に対して受注者が作業を行い、発注者が承諾した部分について受注者に報酬を支払う形式で、パソコンでのデータ入力やアンケート回答など小規模でそこまでのスキルは求められていない。コンペ形式とタスク形式については、固定報酬制が一般的である⁽³⁰⁾。また、一般的に、業務案件の種類ごとに、発注者と受注者との間の契約の成立時期や発注者からプラットフォーマーへの対価の支払時期が異なっている。

① プロジェクト形式（固定報酬制）

プロジェクト形式（固定報酬制）の場合には、一般的に、発注者と受注者との間で業務委託基本契約を締結した時点で、発注者は受注者に対し設定した報酬を支払う義務を負うことになる。そして、発注者は、受注者が業務委託基本契約に基づく業務に着手する前までに、プラットフォーマーに対し当該報酬を支払うことになっている。

② プロジェクト形式（時間報酬制）

完結させたことのあるフリーランスは 53.2%いました。オンラインで働くフリーランスはフリーランスの平均よりも年間報酬額が 10 万円程高く、1 週間の勤務時間が 1 時間短いことがわかりました。これは、働く時間や場所を選択し、自分に合った働き方をすることでより効率的に働けるようになったと考えられます。」と説明されている。

- (30) 総務省ホームページ「平成 26 年版情報通信白書」（2014 年 7 月）211 頁
(<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h26/pdf/26honpen.pdf>)
(2022 年 6 月 20 日最終閲覧)。

プロジェクト形式（時間報酬制）の場合には、一般的に、発注者と受注者は前週の日曜日までに、翌週に予定される業務時間を合意し、当該合意時点において、業務委託基本契約に基づく業務委託個別契約が成立し、発注者は受注者に対し合意した報酬を支払う義務を負うことになる。そして、発注者は、受注者が業務委託個別契約に基づく業務に着手開始する週の前週の日曜日までに、プラットフォームに対し当該報酬を支払うことになっている。

③ コンペ形式

コンペ形式の場合には、一般的に、発注者が特定の受注者の提案を採用した時点で、発注者と受注者との間で業務委託基本契約が締結され、発注者は受注者に対し設定した報酬を支払う義務を負うことになるが、発注者は、仕事の募集期間開始日までに、プラットフォームに対し設定した報酬の仮払い等を行っている。

④ タスク形式

タスク形式の場合には、一般的に、発注者が受注者の行った作業を承諾した時点で、発注者と受注者との間で業務委託基本契約が締結されるのと同時に受注者の業務は完了し、発注者は受注者に対し設定した報酬を支払う義務を負うことになるが、前述③と同様に、発注者は、仕事の募集期間開始日までに、プラットフォームに対し設定した報酬の仮払い等を行っている。

5 お金のシェア（クラウドファンディング）

お金のシェアリングサービスとは、一般的にクラウドファンディングと呼ばれている。クラウドファンディングとは、「群衆（crowd）」と「資金調達（funding）」という言葉を組み合わせた造語で、特定の目的・プロジェクトのために、インターネットを通じて不特定多数の人々に資金提供を呼びかけ、趣旨に賛同した人々から資金を集める方法である。

クラウドファンディングには、募集期間終了時に目標金額が集まらなかつ

た場合、プロジェクトが不成立となり資金提供者に返金が行われるのが一般的であるが（All or Nothing 型）、目標金額未達であっても集まった資金が資金需要者に支払われプロジェクトが実行される場合もある（All in 型）。

クラウドファンディングは、①寄付型、②売買型、③投資型、④貸付型の 4 類型に分類されるのが一般的である。

寄付型は、文字通り資金提供の対価がない類型であり、社会貢献や地方創生のためにお金を出したい個人と NPO 法人や地方自治体等とをつなぐ仕組みとして、我が国でも利用が拡大している。なお、寄付型であっても、ふるさと納税のように寄付に対する返礼があるものもある。

売買型は、資金提供の対価としてモノやサービスが提供される類型であり、デジタル・コンテンツや映画等の制作に活用される例が増えている。

投資型は、得られる収益の一部を金銭で分配することを約束する類型で、株主となり配当を受け取ることができる株式型と、クラウドファンディング事業者が設定した匿名組合の持分所有者となり、成果の配分を持分に応じて受け取るファンド型がある。さらに、ファンド型は、事業に直接投資を行い収益の一部を分配するタイプと、貸付債権に投資を行い、その利息の一部を資金提供者に支払うタイプがあり、後者のタイプは、後述の貸付型として分類される場面が増えている。投資型のいずれのタイプも元本は保証されない。また、いずれのタイプもサイト上で不特定多数の人に投資の勧誘を行うことになるため、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）の適用を受けることとなり、原則として、株式型の場合は、証券会社と同じ第一種金融商品取引業の登録が、ファンド型の場合は、第二種金融商品取引業の登録が必要となる。

貸付型は、ソーシャル・レンディングと呼ばれている。ただし、我が国では、1 対 1 の貸付けは行われておらず、信用リスクごとに区分けされた資金需要者グループや事業グループに対して、そのグループに投資をしたい一定数の資金提供者が集団的に資金を提供する仕組みが採用されている。また、我が国では、貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）により業として金銭の貸付

けを行う場合は貸金業登録が必要とされている。そこで、クラウドファンディング事業者（プラットフォーム）が匿名組合（ファンド）を設立して営業者となり、匿名組合への出資という形で一般個人から資金を募る一方、資金需要者に対して貸付けを行い、その貸付債権にファンドが投資するという方法が採られている⁽³¹⁾。

第 3 節 為替取引と資金決済法

プラットフォームは、利用者からサービス等の対価の支払を受け、当該対価を提供者に支払うことが一般的であり、収納代行の形式をとったサービスを提供している。収納代行の形式をとったサービスについては、従前から、金融審議会において、為替取引として資金決済に関する法律（資金決済法）（平成 21 年法律第 59 号）の規制対象に該当するか否かの議論がなされている。

このため、本節では、為替取引と資金決済法に関して、金融審議会における議論の内容や資金決済法の改正に至るまでの状況などについて記述する。

1 為替取引

銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）1 条 1 項は、「この法律は、銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」と規定している。銀行は一私企業（株式会社）である以上利益を追求するものであるが、その一方で、経済活動の中枢にある金融機関として公共的性格を有し、銀行業が国民経済全体に及ぼす影響は大きいものがある。このため、同法 4 条 1 項は、「銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない

(31) 永沢裕美子「気になるこの用語 クラウドファンディング」国民生活 78 号 25-26 頁（国民生活センター、2019）（https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11436742/www.kokusen.go.jp/pdf_dl/wko/wko-201901.pdf）（2022 年 6 月 20 日最終閲覧）。

い。」と規定し、銀行業は免許制とされており、これに違反した者は、同法 61 条の規定により無免許銀行業の罪で処罰されることとされている⁽³²⁾。また、同法 2 条 2 項 2 号は、銀行業の営業行為の一つとして、「為替取引を行うこと」と規定している。

この為替取引の内容等について、銀行法上では定義されていないが、最高裁判例⁽³³⁾では、「銀行法 2 条 2 項 2 号は、それを行う営業が銀行業に当たる行為の一つとして『為替取引を行うこと』を掲げているところ、同号にいう『為替取引を行うこと』とは、顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいうと解するのが相当である。」と判示されている。

2 資金決済法

資金決済法は、平成 22 年（2010 年）4 月 1 日に施行され、同法 1 条で、「この法律は、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、前払式支払手段の発行、銀行等以外の者が行う為替取引、暗号資産の交換等及び銀行等の間で生じた為替取引に係る債権債務の清算について、登録その他の必要な措置を講じ、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することを目的とする。」と規定されている。また、同法 2 条 2 項で、銀行等以外の者が為替取引を業として営むことを「資金移動業」と定義されており、同法 37 条で、内閣総理大臣の登録を受けた者は、銀行法 4 条 1 項等⁽³⁴⁾の規定にかかわらず、資金移動業を営

(32) 特別刑法判例研究会（佐々木史朗＝伊藤亮吉）「銀行法 2 条 2 項 2 号にいう『為替取引を行うこと』」判例タイムズ 1085 号 51 頁（2002）。

(33) 最決平成 13 年 3 月 12 日刑集 55 卷 2 号 97 頁。

(34) 銀行法では、47 条 1 項で、外国銀行が日本において銀行業を営もうとする場合は、主たる外国銀行支店を定めて、内閣総理大臣の免許（同法 4 条 1 項）を受けなければならないと規定されている。

むことができる」と規定されている。したがって、銀行等の金融機関以外の者が為替取引を行うためには、同法 37 条に規定する内閣総理大臣の登録が必要となっている。なお、資金決済法の施行以降、同法が改正される（後述 4 参照）までの間は、登録を受けた資金移動業者は 1 件当たり 100 万円以下の資金移動に係る為替取引（送金等）が可能とされていた。

3 収納代行等サービス

資金移動サービスの一つとして、電気・ガスなどの財・サービスの利用料金の支払において、財・サービスの提供者（債権者）から依頼を受けたコンビニエンス・ストアなどの事業者に対して利用者（債務者）が支払を行い、事業者が受け取った代金を債権者に渡す、収納代行サービスがある。また、商品を購入した者の自宅等へ商品を搬送する際に、商品を搬送する運送業者が、商品の販売者から依頼を受け、商品の引渡しに際して購入者から代金を受け取り、販売者に対し受け取った資金を渡す、代金引換サービスがある。さらに、ある事業者が提供した財・サービスの代金回収を、他の事業者が代行する回収代行サービスが存在する。例えば、携帯電話会社が、携帯電話に搭載されたコンテンツの提供者から依頼を受け、電話料金等の支払を受ける際に、併せてコンテンツの使用料金の支払を受けるサービスがある⁽³⁵⁾。

為替取引については、前述 1 のとおり最高裁判例で示されているところ、資金決済法制定時において、コンビニエンス・ストアによる収納代行や、運送業者による代金引換等については、為替取引に該当する疑義があるなどの意見があった一方で、支払人に二重支払の危険はないなどの意見もあり、「性に制度整備を図ることなく、将来の課題とすることが適当と考えられる。」

(35) 金融庁ホームページ「金融審議会金融分科会第二部会『資金決済に関する制度整備について－イノベーションの促進と利用者保護－』（2009 年 1 月 14 日）別添『金融審議会金融分科会第二部会決済に関するワーキング・グループ報告』」11 頁（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20090114-1/01.pdf）（2022 年 6 月 20 日最終閲覧）。

とされていた⁽³⁶⁾。その後、例えば、割り勘アプリ⁽³⁷⁾やエクスローサービス⁽³⁸⁾といった形で、収納代行の形式をとりつつ、実質的に個人間送金を行う新たなサービスが提供されるなど、収納代行を取り巻く状況が変化していた。

こうした中、2019 年 12 月に金融審議会の「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」⁽³⁹⁾により、「現時点で把握できている収納代行の形式をとったサービスを念頭に、為替取引に関する規制を適用する必要性についての検討を行ったが、イノベーションが進展する中で、事業者の創意工夫により、将来、収納代行の形式をとった新たなサービスが提供される可能性もある。したがって、今後とも、収納代行を巡る動向を注視しつつ、それぞれのサービスの機能や実態に着目した上で、為替取引に関する規制を適用する必要性の有無を判断していくことが適当と考えられる。」と報告された。この報告で、「割り勘アプリのようなサービスについては、資金決済法等の為替取引に関する規制の適用対象となることを明確化することが必要と考えられる。」と判断されている。また、「エクスローサービスに為替取引に関する規制を適用する必要性については、直ちに制度整備を図ること

(36) 金融庁ホームページ「金融審議会金融分科会第二部会『資金決済に関する制度整備について－イノベーションの促進と利用者保護－』」(2009 年 1 月 14 日) 2・3 頁 (https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20090114-1/01.pdf) (2022 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(37) ここでいう割り勘アプリとは、オンライン上で、債権者(宴会幹事)に代わって事業者が債務者(宴会参加者)から債権(参加費)の回収を行うサービスを指す。

(38) エクスローサービスとは、商取引の安全性を保証する仲介サービスのことであり、その特性として、①金銭債権を生じさせる原因取引が、物品の販売若しくは貸付け又は役務の提供であること、②債務者に対する物品の給付又は役務の提供に先立ち、債権者に対して、当該債務者から資金を収受した旨の通知がなされること、③債務者に対する物品の給付又は役務の提供後、債権者に資金が移転されることが挙げられる。

(39) 2017 年 11 月 16 日の金融審議会総会において、内閣府特命担当大臣(金融担当)から、「機能別・横断的な金融規制の整備等、情報技術の進展その他の我が国の金融を取り巻く環境変化を踏まえた金融制度のあり方について検討を行うこと」との諮問がなされたことを受け、金融審議会に「金融制度スタディ・グループ」が設置された。その後、2018 年 9 月 25 日の金融審議会総会において、同年 7 月 26 日に公表された『『決済』法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告〈基本的な考え方〉』を踏まえた制度整備に向けて具体的な議論を進めるため、「金融制度スタディ・グループ」が「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」に改組された。

は必ずしも適当ではないが、債務者がエクスローサービ提供者に支払いをした時点で債務の弁済が終了し、債務者に二重支払の危険がないことが契約上明らかであることは、最低限必要であり、引き続き検討課題とすることが考えられる。」と判断されている⁽⁴⁰⁾。

4 資金決済法の改正

前述 3 の金融審議会における判断の下、令和 2 年（2020 年）6 月 5 日に成立した「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 50 号）により、資金決済法が改正（以下「改正資金決済法」という。）され、改正資金決済法 2 条の 2 として、以下のとおり、実態として為替取引と同視される収納代行の形式をとった一定のサービスを、為替取引に包含する規定が新設された。

（改正資金決済法 2 条の 2）

金銭債権を有する者（以下この条において「受取人」という。）からの委託、受取人からの金銭債権の譲受けその他これらに類する方法により、当該金銭債権に係る債務者又は当該債務者からの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）その他これに類する方法により支払を行う者から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人に当該資金を移動させる行為（当該資金を当該受取人に交付することにより移動させる行為を除く。）であって、受取人が個人（事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除

(40) 金融庁ホームページ「金融審議会『決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告』（2019 年 12 月 20 日）16-18 頁(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20191220/houkoku.pdf)（2022 年 6 月 20 日最終閲覧）。同ワーキング・グループでは、代金引換を含め、①金銭債権を有する債権者から委託又は債権譲渡を受けて債務者から資金を受受し、②当該資金を直接輸送することなく債権者に移転させる行為を典型的な収納代行として検討を行っている。

く。)であることその他の内閣府令で定める要件を満たすものは、為替取引に該当するものとする。

この規定により、収納代行の形式をとったサービスのうち、為替取引として規制対象となるものは、①受取人からの委託等により、②債務者から弁済として資金を受け入れ、③交付以外の方法で受取人に資金を移動させる行為であり、④受取人が個人(事業として又は事業のための受け取りを除く。)であって、⑤「内閣府令で定める要件を満たすもの」とされた。これを受けて、資金移動業者に関する内閣府令(平成 22 年内閣府令第 4 号)1 条の 2 では、この要件を以下のとおり定めている。

(資金移動業者に関する内閣府令 1 条の 2)

法第二条の二に規定する内閣府令で定める要件は、受取人(同条に規定する受取人をいう。以下この条において同じ。)が個人(事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。)であり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当することとする。

- 一 受取人が有する金銭債権に係る債務者又は当該債務者からの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)その他これに類する方法により支払を行う者(第三号において「債務者等」という。)から弁済として資金を受け入れた時(他の者に資金を受け入れさせる場合にあつては、当該他の者が弁済として資金を受け入れた時)までに当該債務者の債務が消滅しないものであること。
- 二 受取人が有する金銭債権が、資金の貸付け、連帯債務者の一人とする弁済その他これらに類する方法によってする当該金銭債権に係る債務者に対する信用の供与をしたことにより発生したものである場合に、当該金銭債権の回収のために資金を移動させるものであること。
- 三 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
 - イ 受取人がその有する金銭債権に係る債務者に対し反対給付をする義

務を負っている場合に、当該反対給付に先立って又はこれと同時に当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該反対給付が行われた後に当該受取人に当該資金を移動させるものでないこと。

- ロ 受取人が有する金銭債権の発生原因である契約の締結の方法に関する定めをすることその他の当該契約の成立に不可欠な関与を行い、当該金銭債権に係る債務者等から弁済として資金を受け入れ、又は他の者に受け入れさせ、当該受取人の同意の下に、当該契約の内容に応じて当該資金を移動させるものでないこと。

1号では、債務者からの資金の受入れまでに債務が消滅しないものを要件とし、債務者の二重支払の危険性を回避することとしている。2号では、貸付債権の債権回収のための資金移動であることを要件とし、割り勘アプリのようなサービスを規制対象としている。3号では、①債務者に対する商品やサービスの提供に先立って又は同時に資金を受け入れた後に、受取人に資金を移動するものでないこと、かつ、②債権発生原因契約の成立に不可欠な関与を行い、資金を受け入れ、受取人の同意の下に資金を移動するものでないことを要件とし、フリマアプリやエクスローサービスでないものを規制対象としている。

また、改正資金決済法では、資金移動業に類型を設け、改正前と同じ 100 万円以下の為替取引（送金等）を行う類型（第二種資金移動業）のほか、100 万円を超える送金を取り扱い可能とする高額類型（第一種資金移動業）、5 万円以下の送金を行う少額類型（第三種資金移動業）が創設された（資金決済法 36 条の 2、同法施行令 12 条の 2）⁽⁴¹⁾。

(41) 坂勇一郎「誌上法学講座 資金移動業(2)」国民生活 104 号 37 頁（国民生活センター、2021）(https://www.kokusen.go.jp/pdf_dl/wko/wko-202104.pdf)（2022 年 6 月 20 日最終閲覧）。

5 小括

改正資金決済法 2 条の 2 及び資金移動業者に関する内閣府令 1 条の 2 第 3 号の規定により、フリマアプリやエクスローサービスを提供するプラットフォームは、基本的に、為替取引としての資金決済法の規制対象にはなっていないものの、同内閣府令 1 条の 2 第 1 号は、債務者の二重支払の危険性を回避するための規定であることから、改正資金決済法の趣旨から判断して、シェアリングサービスにおいても、利用者からプラットフォームへの対価の支払が完了した時点で、基本的に、利用者（債務者）の提供者に対する債務は消滅するものとする。

第 2 章 シェアリングエコノミーの 3 者間 における債権債務関係

プラットフォームは、提供者に代わって、利用者からサービス等の対価の支払を受け、その対価から手数料を徴収した上で、提供者に支払うことが一般的である。プラットフォームと提供者との関係については、一種の任意代理関係にあることが想定される。また、プラットフォームが提供者から手数料を徴収する場合は、提供者に支払う対価と手数料を相殺することが一般的である。

このため、本章では、まず、シェアリングエコノミーの 3 者間における債権債務関係について、民法の代理、委任、相殺に関する一般的な事項を確認するとともに、プラットフォームの利用規約を概観した上で、シェアリングサービスにおける契約の成立時期、債権債務の発生時期、代金の支払時期等を把握する。

第 1 節 代理

1 代理とは

代理とは、本人と一定の関係にある他人（代理人）が、本人のために意思表示をすることによって、その効果を直接本人に帰属させる制度である。たとえば、本人 A のために、その代理人 B が、相手方 C と売買契約を締結する意思表示をすると、本人 A と相手方 C との間の売買契約が成立する⁽⁴²⁾。

代理については、民法 99 条 1 項で、「代理人がその権限内において本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずる。」と規定されており、同条 2 項で、「前項の規定は、第三者が代理人に対してした意思表示について準用する。」と規定されている。

(42) 四宮和夫＝能見善久『民法総則〔第 9 版〕』341 頁（弘文堂、2018）。

2 代理の種類⁽⁴³⁾

(1) 任意代理と法定代理

本人から信任を受けて代理人になる代理を任意代理、未成年者の親権者や後見人など、法律の規定によって代理人が選任される代理を法定代理という。

(2) 能働代理と受働代理

代理人が意思表示をする場合の代理を能働代理（民法 99 条 1 項）、代理人が相手方の意思表示を受ける場合の代理を受働代理（同条 2 項）という。

3 代理権

代理人の代理行為の効果が本人に帰属するためには、代理人が当該行為について代理権を有しなければならない。代理権は、代理人の法律行為の効果が本人に帰属するための要件（効果帰属要件）である。法定代理の発生原因はいろいろとあるが、本人に対して一定の地位にある者が当然に代理人になる場合、本人以外の私人の協議・指定によって代理人になる場合、裁判所が代理人を選任する場合などがある。一方、任意代理の場合は、本人による代理権授与行為に基づいて任意代理権が発生する⁽⁴⁴⁾。

代理権は、本人又は代理人が死亡したこと又は破産手続開始決定を受けたこと、代理人が後見開始の審判を受けたこと、委任等の事務処理関係自体が終了することなどによって消滅する（民法 111 条・651 条・653 条）⁽⁴⁵⁾。

4 代理行為

代理行為とは、代理人が行う意思表示であるが、その効果を自分自身ではなく、自分とは別に存在する本人に帰属させる意図とする意思表示である。相手方に対しては、意思表示の効果が代理人とは別の本人に帰属することを

(43) 四宮＝能見・前掲注(42)346 頁。

(44) 四宮＝能見・前掲注(42)347 頁。

(45) 四宮＝能見・前掲注(42)359-362 頁。

明示しなければならない。これを顕名といい、顕名がない場合は、原則として、代理人に効果が帰属する（民法 100 条）。顕名があっても代理権がない場合は、表見代理（民法 109 条・112 条）ないし無権代理（民法 113 条）の問題になり、代理権はあるがその範囲外の行為の場合は、権限外の行為による表見代理（民法 110 条）の問題になる。なお、非個人的な商取引については、商法 504 条⁽⁴⁶⁾に民法の例外が規定されており、商行為の代理では、顕名がなくても原則として本人に効果が及ぶことになる⁽⁴⁷⁾。

5 代理の効果

代理行為の効果は全て本人に帰属する。当事者が意思表示ないし法律行為によって達成しようとした法律効果のほかに、法律行為の当事者としての地位も、本人に帰属する⁽⁴⁸⁾。

第 2 節 委任

1 委任とは

委任は、当事者の一方（委任者）が法律行為をすることを相手方（受任者）に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる契約という（民法 643 条）。雇用、請負と同じく、委任は仕事を内容とする契約であるが、雇用における従属的關係はなく、また請負におけるように結果の完成だけが目的ではなく、委任者の信頼の下に受任者がその裁量により事務を処理する点に委任の特色がある。委任における仕事の内容は「法律行為」とされるが、法律行為でない事務の委託にも委任の規定を準用するという準委任が定められているので（民法 656 条）、法律行為に限らず事実行為や一般の

(46) 商法 504 条（商行為の代理）本文では、「商行為の代理人が本人のためにすることを示さないでこれをした場合であっても、その行為は、本人に対してその効力を生ずる。」と規定されている。

(47) 四宮＝能見・前掲注(42)362-366 頁。

(48) 四宮＝能見・前掲注(42)371 頁。

事務の委託も委任と同じ扱いとなる。そこで両者を区別する実益はなく、およそ他人を信頼して仕事を委託する契約が委任となる⁽⁴⁹⁾。

2 委任と代理

委任契約がなされる目的の典型は、代理権を授与することであるといわれる。民法は任意代理のことを「委任による代理」と表現している程である（民法 104 条、111 条 2 項）が、委任と代理とはどのような関係に立つか。代理とは、代理人と相手方との間の法律行為の効果を直接本人に帰属させる制度である。すなわち、本人への対外的な効果帰属に関する制度である。代理人が代理人であることを示して（顕名して）契約を締結すると、本人と相手方との間に契約の効果が帰属する。これに対し、代理人と本人との内部関係、つまり、代理権が付与される原因のひとつが委任契約である⁽⁵⁰⁾。

3 委任の成立

委任は、当事者の一方が法律行為または事務をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって成立する諾成契約である。原則として無償契約とされ片務契約であるが、報酬の特約があるときは、有償・双務契約となる。また、委任は不要式行為である。委任契約の成立に際しては委任者が受任者に委任状を交付することが多い。委任状は、通常、代理権授与の証明手段として用いられるが、その交付は委任の成立要件ではない⁽⁵¹⁾。

4 受任者の義務

受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意（善管注意）をもって、委任事務を処理する義務を負い（民法 644 条）、これが受任者の主たる義務である。委任の本旨とは、「債務の本旨」（民法 415 条前段）と同旨であって、

(49) 川井健『民法概論 4（債権各論）』299 頁（有斐閣、2006）。

(50) 内田貴『民法Ⅱ〔第 3 版〕債権各論』290 頁（東京大学出版会、2011）。

(51) 川井・前掲注(49)301 頁。

委任の債務に適合するようという趣旨である。委任においては信頼が重視されるので、民法は受任者の善管注意義務を要求している⁽⁵²⁾。

受任者がなすべき事柄の内容は契約ごとに多様であるが、民法には、委任事務の処理に際して通常なすことを要する事柄について、付随的義務として 3 つの規定がある。第 1 に、受任者は委任者の請求があればいつでも委任事務処理の状況を報告し、また委任終了の後は遅滞なくその経過及び結果を報告する義務を負う（民法 645 条、報告義務）。第 2 に、受任者は委任事務を処理するに当たって受け取った金銭その他の物を委任者に引き渡す義務を負う。收取した果実も同様である（民法 646 条 1 項、受取物・果実の引渡義務）。第 3 に、受任者が委任者のために自己の名をもって取得した権利は、委任者に移転する義務を負う（民法 646 条 2 項、取得権利の移転義務）。受任者が代理権を有しない場合に備えての規定である。なお、受任者が委任者に引き渡すべき金銭、または委任者の利益のために用いるべき金銭を自己のために消費した場合は、消費した日以後の利息を払うのと同時に、なお損害があれば賠償責任を負う（民法 647 条）⁽⁵³⁾。

5 事務処理義務の一身専属性

当事者間の信頼関係を基礎にする委任の性質上、受任者は自ら事務を処理しなければならない、原則的に、他人に事務処理を代行させることはできない。ただし、例外的に①委任者の承諾を得たとき、または②やむを得ない事由があるときは、受任者は、復受任者を選任することができる（民法 644 条の 2 第 1 項）。この場合に、受任者が復受任者の行為に関して委任者に対して責任を負うかは、受任者が復受任者に関する選任・監督義務を尽くしたか否かではなく、受任者が委任者に対して負う事務処理義務の債務不履行があるか否かにより判断される。代理権を付与する委任において、受任者が代理権を有する復受任者を選任したときは、復受任者は、委任者に対して、その権限の

(52) 川井・前掲注(49)302 頁。

(53) 内田・前掲注(50)292-293 頁。

範囲内において、受任者と同一の権利を有し、義務を負う（民法 644 条の 2 第 2 項）。これに対して、受任者又は復受任者が代理権を有しない場合には、委任者と復受任者の間には契約関係がないため、委任者と復受任者との間には何らの権利義務関係も生じない⁽⁵⁴⁾。

6 委任の終了

委任には、委任事務の終了や債務不履行による解除など契約一般の終了原因のほか、特殊な終了原因がある⁽⁵⁵⁾。

(1) 両当事者による任意の解除（任意解除権）

委任は両当事者においていつでも任意に解除することができる（民法 651 条 1 項）。この任意解除権は、委任が当事者間の信頼関係に基づくものであるため、相手方との間の信頼関係が維持できなくなった場合に、解除することを認めたものである。解除は、将来に向かってのみ効力を有するため、告知の性格を持つ（民法 652 条（民法 620 条準用））。任意解除が認められるとしても、①相手方の不利な時期に解除するとき、あるいは、②委任者が受任者の利益をも目的とする委任を解除したときは、相手方に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、損害賠償の必要はない（民法 651 条 2 項）。

(2) その他委任に特有な終了事由

①委任者又は受任者の死亡、②委任者又は受任者が破産手続開始決定、③受任者が後見開始の審判を受けたことによっても委任は終了する（民法 653 条）。

(54) 藤岡康宏ほか『民法Ⅳ債権各論〔第 4 版〕』225 頁（有斐閣、2019）。

(55) 藤岡ほか・前掲注(54)229-231 頁。

第 3 節 相殺

1 相殺の意義

相殺とは、同一当事者間で同種類の目的の債権が相対立して存在する場合、その相対立する債権債務を対等額で消滅させる制度である。相殺は両当事者間の合意による相殺契約によって行うこともできるが、民法が規定するのは債権者の一方的な意思表示によって債務を消滅させる単独行為によるものである。相殺の意思表示を行う債権者の有する債権を自働債権といい、それによって対等額で消滅させられる債権を受働債権という⁽⁵⁶⁾。

2 相殺の機能

相殺は、たとえば、A・B両者が、互いに相手方に対して貸金債権と代金債権とを有するに至った場合などに用いられる。このような場合に、相殺の機能は、まず、当事者が対立する 2 つの債権を別個に請求し履行する煩雑さを回避することにある。

つぎに、相殺の機能としては、これが公平に合致することにある。すなわち、前の例において、当事者の一方 A が破産した場合において、B は自己の債務の全額を請求されるのに反して、A に対する債権は、破産債権となるとすれば、実質的に回収されない可能性が大きく不公平となる。A・B が互いに債権を有するときには、両者は対等額において債権を決済したと信頼するから、債権の一方のみが履行されない結果を認めては、不公平になるからである。

さらに、相殺は、担保的機能を有する。相殺は、本来、債務者が相殺によって自分の債務を免れることを目的とするが、貸付債権の担保あるいはそれに充当して弁済を受けるために機能することがある。たとえば、A（主に銀行）が、B から預金を受け入れ、他方で B に融資することがある。銀行 A は、融

(56) 内田勝一『債権総論 法律学講義シリーズ』104-105 頁（弘文堂、2000）。

資額については、B が破産するようなことがあっても、相殺によって対抗することができ、損害を免れることができることになる⁽⁵⁷⁾。

3 相殺契約・相殺予約

相殺契約は、合意によって当事者間で対立する債権債務を消滅させる諾成有償契約であり、商人間の交互計算契約（商法 529 条）⁽⁵⁸⁾はこの一種である。相殺契約は、当事者の合意によるのであるから、民法の相殺に関する規定に服する必要はなく、同種の債権であること、弁済期にあることも必要でないとされている。

相殺予約は、将来一定の条件が満たされたときに相殺することができる旨の契約である。実務では将来一定の事由が生じたときには、弁済期の如何を問わず、一方では期限の利益を喪失させ、他方では期限の利益を放棄するという特約が用いられ、これによって相殺適状（後述 4 参照）を作り出し、法定相殺と同様の効果を導く相殺予約が広く用いられている⁽⁵⁹⁾。

4 相殺の要件

相殺の一般要件として、双方の債権が相殺適状にあることが必要である。相殺適状とは、以下の要件を満たした場合をいう。

すなわち、まず、①同種の目的をもった双方の債権が対立していることが必要である。双方の債権は、同種の目的のものでなければならない。たとえば、いずれも金銭債権の場合である。金銭債権が通常であるが、その他の代替物の種類債権でも可能である。

つぎに、②双方の債権が弁済期にあることが必要である。そうでないと、

(57) 本田純一＝小野秀誠『債権総論〔第 3 版〕 論点講義シリーズ 6 』126 頁（弘文堂、2006）。

(58) 商法 529 条では、「交互計算は、商人間又は商人と商人でない者との間で平常取引をする場合において、一定の期間内の取引から生ずる債権及び債務の総額について相殺をし、その残額の支払をすることを約することによって、その効力を生ずる。」と規定されている。

(59) 内田・前掲注(56)105-106 頁。

一方の意思のみによって、相手方の期限の利益を奪う結果になるからである⁽⁶⁰⁾。もっとも、相手方（債務者）に民法 137 条に規定する事由⁽⁶¹⁾が発生すれば、債務者は期限の利益を喪失することから、その自働債権で相殺することができる。実務では、民法 137 条に規定されていない事由、たとえば差押え、仮差押えを受けたときには期限の利益を喪失するという特約を定めることも多い。その場合には、特約に定められた事由が発生すれば、債務者は期限の利益を喪失することから、同様に、その自働債権で相殺することができる。なお、受働債権の弁済期が未到来の場合には、相殺を行おうとする者は、相手方の利益を害しない限り、自己の期限の利益を放棄して、相殺することができる（民法 136 条 2 項）。期限の定めのない債権は成立と同時に履行を請求することから、その時点から相殺できる⁽⁶²⁾。

さらに、③双方の債権の性質が相殺を認めるものでなければならない。たとえば、A・B 2 人が互いに田畑の耕作について一定期間助力する契約をした場合に、相殺を認めれば契約をした目的を達成することはできないからである（民法 505 条 1 項ただし書）⁽⁶³⁾。

5 相殺の方法及び遡及効

前述 1 のとおり、民法が定めている相殺は、当事者の一方から相手方に対して一方的意思表示によりされる単独行為としての相殺である（民法 506 条 1 項）ことから、相殺適状が生じたからといって当然に自働債権、受働債権が消滅するものではない。当事者が相殺の意思表示をした場合に、対等額による債権の消滅は、相殺適状が生じた時点にさかのぼって、相殺の効力が生

(60) 本田＝小野・前掲注(57)126-127 頁。

(61) 民法 137 条では、債務者の期限の利益の喪失事由として、1 号で「債務者が破産手続開始の決定を受けたとき」、2 号で「債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき」、3 号で「債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき」と規定されている。

(62) 内田・前掲注(56)108 頁。

(63) 本田＝小野・前掲注(57)127 頁。

じることになる（民法 506 条 2 項）⁽⁶⁴⁾。

6 相殺の禁止

相殺適状を生じていても、相殺が禁止される場合には、相殺は許されないことになる。相殺が許されない場合としては、当事者が意思表示により相殺を禁止するような特約をしたときである。もっとも、このような意思表示によって、善意（重過失を除く。以下本項で同じ。）の第三者を害することはできないことから、意思表示による相殺禁止の制限を受けた債権を善意で譲り受けた第三者に対しては、相殺禁止を対抗できない（民法 505 条 2 項）。

さらに、当事者の意思表示によるほか、法律によって相殺が禁止される場合がある。これについて、民法では、不法行為等により生じた債権を受働債権とする相殺の禁止（民法 509 条）、差押禁止債権を受働債権とする相殺の禁止（民法 510 条）のほか、差押えを受けた債権を受働債権とする相殺の禁止（民法 511 条）の規定が設けられている⁽⁶⁵⁾。このうち、民法 511 条が規定する差押えと相殺との関係については、従前から議論されており、主な学説や判例理論の展開状況は後述 7 及び 8 のとおりとなっている。

7 差押えと相殺に関する学説

差押えと相殺に関しては、制限説と無制限説とが基本的に対立している。民法（債権関係）は 2017 年に改正されているが、改正前民法 511 条では、「支払の差止めを受けた第三債務者は、その後に取得した債権による相殺をもって差押債権者に対抗することができない。」と規定されていた。制限説は、相殺の期待利益と差押債権者の誠実な努力とのバランスを重視し、自働債権の弁済期が受働債権の弁済期より後であれば、相殺への合理的期待はないとする説である。これに対して、無制限説は、民法 511 条の文言を素直に解すべきであって、銀行取引では貸付債権と預金債権との間には相殺に対する期

(64) 潮見佳男『プラクティス民法 債権総論(第 5 版)』404・405 頁(信山社出版、2018)。

(65) 本田＝小野・前掲注(57)127 頁。

待利益が存在し、双方の債権の弁済期の先後は偶然の事情で決まることになるから、弁済期の先後を重視すべきではないとする説である⁽⁶⁶⁾。

8 差押えと相殺に関する判例

たとえば、AはB銀行と取引関係にあり、B銀行に対して定期預金債権を有する一方、B銀行はAに対して貸付債権を有していたが、Aの財産状況が危うくなったので、債権者CがAの定期預金債権を差し押さえたとする。相殺は双方の債権が弁済期にあることを要件としていることから、Cによって差し押さえられたAの定期預金債権（受働債権）の弁済期が未到来の場合、あるいはB銀行の貸付債権（自働債権）の弁済期が未到来の場合に、B銀行が相殺をすることができるのが問題となっていた。これについて、差押えと相殺に関する判例は、次のように展開してきた。

まず、大審院明治 31 年 2 月 8 日判決（民録 4 輯 2 卷 11 頁）では、差押え・仮差押え前に両債権の弁済期が到来していたときは、相殺可能と判断していた。この場合、相殺適状にあることから、相殺が可能なことについて何ら問題はなかった。

つぎに、最高裁昭和 32 年 7 月 19 日第二小法廷判決（民集 11 卷 7 号 1297 頁）では、自働債権の弁済期は到来しているが、受働債権（被差押債権）の弁済期は未到来の場合は、受働債権について期限の利益を放棄して相殺可能と判断していた。この判決は、期限の利益を放棄して相殺適状にすることができるということよりも、公平の観点から、債務者の相殺に対する期待利益を保護すべきとしたので、この後は相殺に対する期待利益をめぐって判例が展開していくことになった。

つぎに、相殺の期待利益という観点から特に問題となったのは、差押え當時には両債権の弁済期が未到来の場合であり、最高裁昭和 39 年 12 月 23 日大法廷判決（民集 18 卷 10 号 2217 頁）では、自働債権（B銀行のAに対す

(66) 内田・前掲注(56)115 頁。

る貸付債権)の弁済期が受働債権(AのB銀行に対する定期預金債権)の弁済期より早い場合は、相殺への強い合理的な期待があることから、差押え後相殺適状になれば、相殺可能と判断していた。差押債権者Cは、受働債権を差し押さえてもその受働債権の弁済期が到来するまでは第三債務者であるB銀行に履行の請求はできず、仮にCがB銀行に履行の請求をしたとしても、B銀行はこれを拒むことになり、拒んでいる間に自働債権の弁済期が先に到来することになる。このとき、差押債権者Cからは履行請求はできないが、B銀行は受働債権について期限の利益を放棄して相殺することができる。この場合は、相殺に対する合理的な期待があり、正当な保護に値するからである。これとは反対に、自働債権の弁済期が受働債権の弁済期より後に到来する場合、差し押さえられた受働債権の弁済期が先に到来することから、その弁済期到来後は、B銀行は差押債権者Cの請求を拒むことはできない。それにもかかわらず自働債権の弁済期が到来するのを待つて相殺を主張するような場合は、B銀行は誠実な債務者ということではできず保護に値しない。自働債権の弁済期が受働債権の弁済期より後に到来するときは、相殺をもって差押えには対抗できず、制限説の立場をとっていた⁽⁶⁷⁾。また、同判決で、自働債権の弁済期が受働債権の弁済期より先に到来し、相殺をもって差押えに対抗できる場合に限って、差押えを受ける等の一定の事由が発生した場合における相殺に関する合意(相殺予約)は、差押債権者に対して効力を有すると判断した。

判例はさらに進んで、最高裁昭和 45 年 6 月 24 日大法廷判決(民集 24 巻 6 号 587 頁)では、債権が差し押さえられた場合において、第三債務者が債務者に対して反対債権を有していたときは、その債権が差押後に取得されたものでない限り、反対債権及び被差押債権(受働債権)の弁済期の前後を問わず、両者が相殺適状に達しさえすれば、第三債務者は、差押後においても、反対債権を自働債権として、被差押債権と相殺することができると判断し、

(67) 内田・前掲注(56)113-114 頁。

無制限説の立場をとった。また、同判決で、銀行の貸付債権について、債務者の信用を悪化させる一定の客観的事実が発生した場合には、債務者のために存する貸付金の期限の利益を喪失せしめ、同人の銀行に対する預金等の債権につき銀行において期限の利益を放棄し、直ちに相殺適状を生ぜしめる旨の合意は、当該預金等の債権を差し押さえた債権者に対しても効力を有すると判断し、相殺に関する合意（相殺予約）の差押債権者に対する効力を肯定した。

9 改正後民法 511 条

2017 年の民法（債権関係）改正により、民法 511 条 1 項は、「差押えを受けた債権の第三債務者は、差押え後に取得した債権による相殺をもって差押債権者に対抗することはできないが、差押え前に取得した債権による相殺をもって対抗することができる。」と改正された。また、2 項が新設され、「前項の規定にかかわらず、差押え後に取得した債権が差押え前の原因に基づいて生じたものであるときは、その第三債務者は、その債権による相殺をもって差押債権者に対抗することができる。ただし、第三債務者が差押え後に他人の債権を取得したときは、この限りでない。」と規定された。

1 項は、差押え前に取得した債権による相殺に関して、改正前民法 511 条の規定に後半の文章を追加することで、差押えと相殺の優劣につき、無制限説を採用することを明言するものである。2 項は、差押え後に取得した債権による相殺に関して、破産法における相殺権の保護の視点を差押えと相殺の優劣に関しても採用することにより、「差押え前の原因に基づいて生じた」債権を自働債権とする相殺をもって差押債権者に対抗することができるものである。これは、相殺への期待の保護を改正前民法以上に拡張するものである。ただし、差押え後に取得した他人の債権でもってする相殺については、差押え時点での相殺への期待を保護するに値しないから、これも破産法における相殺権の保護に関する規律を参考にして、相殺を認めないものとし

ている⁽⁶⁸⁾。

10 「差押え前の原因」に基づいて生じた債権の意味

民法 511 条 2 項本文にいう「差押え前の原因」に基づいて生じた債権とは何を意味するのか。

民法 511 条 2 項の趣旨が、差押え前に原因がある以上、当該債権を自働債権とする相殺への合理的期待が第三債務者にあるという点に存することからすれば、「差押え前の原因」に基づいて生じた債権であるか否かは、自働債権の発生原因が形式的・客観的に差押えの時点よりも前に存在していたというだけでは足りず、自働債権と受働債権の内容及び相互の関連性を考慮したときに相殺への合理的期待が差押え前に形成されていたか否かによって判断すべきである。そして、ここでの相殺への合理的期待を基礎付ける原因は、自働債権の取得のみならず、相殺への期待を直接かつ具体的に基礎付けるものであることを要するとするのが適切である。

- ① 被差押債権が売買代金債権や請負報酬債権である場合には、これらの債権を発生させたのと同じの契約である売買や請負における契約不適合を理由とする損害賠償請求権は、同一の売買契約又は請負契約に基づくものであり、かつ、契約上の主たる給付の内容（契約利益）を金銭で価値的に実現するものであるから、相殺の合理的期待を認めてよく、「差押え前の原因」に基づいて生じた債権であるということができる。
- ② 被差押債権が賃料債権である場合には、その債権を発生させたのと同じの契約である賃貸借における必要費の償還請求権（民法 608 条 1 項）も、賃借物の使用収益という賃貸借契約における主たる給付の内容（契約利益）を実現するために必要なものとして投下した費用の償還を目的とするものであるから、相殺の合理的期待を認めてよく、「差押え前の原因」に基づいて生じた債権であるということができる。

(68) 潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』198-199 頁（金融財政事情研究会、2017）。

- ③ 被差押債権が賃料債権である場合には、その債権を発生させたのと同じの契約である賃貸借における有益費については、有益行為は賃借人の本来的な義務に属さないことから、有益費は賃貸借契約上の主たる給付の内容（契約利益）とは直接に結び付くものではないゆえに、特段の理由がなければ相殺の合理的期待を認めることはできず、その償還請求権（民法 608 条 2 項）は「差押え前の原因に基づいて生じた」債権であるとは言い難い。
- ④ 被差押債権の発生原因と自働債権の発生原因とが別であるときには、差押え前に存在していた自働債権を生じさせた「原因」が第三債務者の相殺への期待を直接かつ具体的に基礎付ける程度のものであるか否かを個別に判断するほかない⁽⁶⁹⁾。

11 相殺権の濫用

判例理論にしたがえば、銀行の相殺に対する期待利益はほぼ完全に保護されるが、相殺権の行使を認めるのが妥当でない場合もありうるので、個別具体的な事情を考慮して相殺権の濫用という構成によりそれを制限すべきことが主張されている。合理的な期待利益のない場合の相殺権の行使や本来の目的と異なる恣意的な相殺権の行使など、無制限説によることの不都合を回避するために相殺の第三者効を制限する考え方である⁽⁷⁰⁾。

第 4 節 利用規約の確認

本節においては、シェアリングエコノミーの各分類のプラットフォームの利用規約を概観することにより、契約の成立時期、債権債務の発生時期、代金の支払時期等を把握するが、これまでに確認した利用規約では、利用規約ごとに差はあるものの、おおむね以下のとおりまとめることができる。なお、確認した各利用規約（抜粋）は、節末にまとめて掲載する。

(69) 潮見・前掲注(64)436-437 頁。

(70) 内田・前掲注(56)117 頁。

1 契約の成立時期

契約の成立については、民法 521 条 2 項で、「契約の当事者は、法令の制限内において、契約の内容を自由に決定することができる。」と規定されており、同法 522 条 1 項で、「契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（以下「申込み」という。）に対して相手方が承諾をしたときに成立する。」と規定されている。

これまでに確認した利用規約では、契約の成立については、一般的に、「サービス等の提供者と利用者との間で直接に契約が成立し、プラットフォームは、専用のシステム（アプリ等）を通じて、提供者と利用者をマッチングする機会を提供するのみで、契約の当事者にはならない。」といった内容の規定が設けられている。更に、①「提供者から提供されるサービス等に対して、システム上で、利用者が利用の手続を完了した時点又は当該手続に対して提供者が承諾した時点で、提供者と利用者との間で契約は成立する。」、又は②「利用者から依頼されるサービス等に対して、システム上で、提供者が承諾した時点で、利用者と提供者との間で契約は成立する。」といった内容の規定が設けられている。モノ・空間・移動のシェアは①のケースであり、スキルのシェアは②のケースが多いが①のケースもある。

契約の成立時期については、その内容が利用規約に明記されている場合には、基本的に、当該内容によることになる。一方、契約の成立時期が利用規約に明記されていない場合には、民法 522 条 1 項（契約の成立）の規定によることになる。すなわち、システム上で、提供者から提供されるサービス等に対して利用者が利用の手続を完了した時点、又は利用者から依頼されるサービス等に対して提供者が承諾した時点で、提供者と利用者との間で契約は成立することになる。

2 利用対価の支払時期について

これまでに確認した利用規約では、サービス等の利用対価の支払時期については、各シェアリングサービスによって様々であり、個々の利用規約によ

り判断するほかないが、空間のシェアやスキルのシェアの場合には、プラットフォームから提供者への支払時期について、例えば、15 日・月末日締めといった締め日が設定されている場合がある。

3 利用者の提供者に対する債務の消滅時期

これまでに確認した利用規約では、「利用者からプラットフォームへの支払が完了した時点で、利用者の提供者に対する債務は消滅する。」といった内容で、利用者の提供者に対する債務の消滅時期が明記されているものとそうでないものがある。

後述 4 のとおり、提供者とプラットフォームの間では、提供者を本人、プラットフォームを代理人として任意代理契約が成立していることや、債務者の二重支払の危険性の回避という改正資金決済法の趣旨から判断して、利用者の提供者に対する債務の消滅時期が利用規約に明記されているか否かにかかわらず、利用者からプラットフォームへの支払が完了した時点で、利用者の提供者に対する債務は消滅するものとする。

4 プラットフォーマーから提供者への支払について

シェアリングサービスは、プラットフォームがエクスローサービスなど、収納代行の形式をとったサービスであるが、これまでに確認した利用規約では、「サービス等の利用対価について、提供者がプラットフォームに代理受領権限を付与する。」旨が規定されているものとそうでないものがある。

利用規約で「代理受領権限付与」が明記されているものについては、提供者を本人（委任者）、プラットフォームを代理人（受任者）として任意代理契約が成立している。このため、プラットフォームが利用者から利用対価を受領した時点で、当該対価は提供者に帰属することになるとともに、受任者であるプラットフォームは提供者に対して当該対価の引渡義務を負うことになり（民法 646 条 1 項、受任者の受取物の引渡義務）、反射的に、提供者はプラットフォームに対して当該対価の引渡しを受ける権利（引渡請求権）

を取得することになる。

一方、利用規約で「代理受領権限付与」が明記されていないものについて検討すると、利用規約において「代理受領権限付与」が明記されていないものの、一般的に、「プラットフォームが利用者から支払を受け、提供者がプラットフォームに支払う手数料を差し引いた上で、提供者に支払う。」といった内容の規定が設けられている。この場合においても、当該利用規約の内容から、「代理受領権限付与」が明記されているものと同様に、提供者とプラットフォームとの間では任意代理契約が成立しているものと考えられる。したがって、この場合においても、プラットフォームが利用者から利用対価を受領した時点で、当該対価は提供者に帰属することになるとともに、受任者であるプラットフォームは提供者に対して当該対価の引渡義務を負うことになり、反射的に、提供者はプラットフォームに対して当該対価の引渡請求権を取得することになる。

以上のことから、提供者がプラットフォームに対して有するサービス等の利用対価の引渡請求権については、債権として差押えは可能であると考ええる。なお、プラットフォームが利用対価から手数料を差し引くことについては、後記 5 に記述する。

5 相殺について

提供者がプラットフォームに支払うべき債務の中心は、システム利用料などの手数料であるが、前述 4 のとおり、これまでに確認した利用規約では、一般的に、「プラットフォームが利用者から支払を受け、提供者がプラットフォームに支払う手数料を差し引いた上で、提供者に支払う。」といった内容の規定が設けられている。このほか、振込手数料を提供者の負担とする規定や、提供者のプラットフォームに対する損害賠償規定など、提供者からプラットフォームへの支払に関する規定が設けられている場合があり、これらについても、プラットフォームが利用者から支払を受けたサービス等の利用対価から差し引くことができる旨を規定している場合がある。

提供者がプラットフォームに対して有するサービス等の利用対価の引渡請求権（受働債権）が差し押さえられた後に、プラットフォームが提供者に対して有する債権（自働債権）との相殺を主張してきた場合に、どこまで相殺を認めるかについては、第 4 章第 1 節 2 で別途検討する。

表 1 利用規約を確認したシェアリングサービス一覧

No.	シェアリングサービスの名称(運営会社)	シェアの種類等		①(本節1関係)	②(本節3関係)	③(本節4関係)	④(本節5関係)
				契約の成立時期の明記	利用者の提供者に対する債務の消滅時期の明記	代理受領権限付与の明記〔援一〕	手数料差し引き(相殺)の明記
1	Aサービス(A社)	モノ	フリマアプリ	○		△	○
2	Bサービス(B社)	モノ	ハンドメイド通販	○	○	○	○
3	Cサービス(C社)	モノ	フリマアプリ	○		債権譲渡〔援一〕	△
4	Dサービス(D社)	モノ	レンタル	○			△
5	Eサービス(E社)	空間	宿泊、体験	○		○	○
6	Fサービス(F社)	空間	宿泊	○			△
7	Gサービス(G社)	空間	駐車場			○	○
8	Hサービス(H社)	空間	駐車場	○		△	○
9	Iサービス(I社)	空間	スペース	○		△	△
10	Jサービス(J社)	空間	会議室、スペース	○		○	○
11	Kサービス(K社)	空間	会議室、スペース	○			○
12	Lサービス(L社)	移動	カーシェア	○		立替払権限付与〔利一〕	○
13	Mサービス(M社)	移動	配車	○		△	
14	Nサービス(N社)	移動	料理の配達			○	○
15	Oサービス(O社)	移動	買い物代行	○			○
16	Pサービス(P社)	スキル	旅行体験	○		△	○
17	Qサービス(Q社)	スキル	家事代行	○			○
18	Rサービス(R社)	スキル	クラウドソーシング	○	○	○	○
19	Sサービス(S社)	スキル	スキルマーケット	○	○	△	○
20	Tサービス(T社)	スキル	クラウドソーシング	○		○	○

(注) 1 上表の「○」は、各項目で「明記あり」のものを示す。
2 ③欄の「△」は、代理受領権限付与の明記はないものの、代理受領の規定があるものを示す。
3 ③欄について、代理受領権限付与ではなく、債権譲渡や立替払権限付与の場合は、その旨を表示している。
4 ④欄の「△」は、手数料の支払規定があるもの、又は利用ガイド等に手数料の差し引き(相殺)の明記があるものを示す。

(出典) 執筆者作成。なお、表 1 及び次頁以降の各利用規約(抜粋)の内容は、いずれも令和 4 年 6 月 20 日現在のものである。

1 A サービス（A 社：利用規約（抜粋）、下線は執筆者による。）

第 1 条 本サービス内容及び弊社の役割

1. 本サービスは、オンラインフリーマーケットサービスです。ユーザー（次条で定義します。）間の物品の売買の場・機会を提供するもので、ユーザー間の売買契約、出品、購入等の保証等に関しては、すべて当事者であるユーザーの自己責任とし、弊社は自ら売買を行うものではなく、売買の委託を受けるものでもありません。（後略）

第 11 条 支払及び取引の実行

1. 売買契約の成立

購入者が出品された特定の商品の購入完了手続きをした時をもって当該商品の売買契約が成立するものとします。出品者及び購入者は、売買契約に基づき発生した権利義務を第三者に譲渡、担保提供その他の処分することはできないものとします。

2. 支払期限及び送料

売買契約が成立した場合、購入者は、弊社の定める方法により商品代金と利用料の合計額を支払うものとします。商品の送料は、出品者が負担する場合には、商品代金に含むものとし、購入者が負担する場合には、商品の発送を着払いで行うものとします。

3. 発送

出品者は、購入者の商品代金の決済が完了した後に商品の発送をするものとします。

6. 支払手続

- (1) 支払又は決済が本サービスに関して必要となる場合、本サービスのオンラインシステムを通じて行われるものとし、その詳細は本サービス中のガイドで定められるところに従うものとします。（後略）
- (2) A' 社は、同社の規約等に従い、出品者に対して立替払いを行い、商品代金の決済を行うことがあります（以下、かかる決済を「立替払決済」といいます。）。この場合、購入者は、購入手続きが完了した日

の属する月の翌月末日（以下「支払期日」といいます。）までにガイドに定められた方法で商品代金及び利用料（以下「支払債務」といいます。）をA'社に対して支払うものとします。

第 13 条 販売手数料等及び売上申請

1. 販売手数料等

出品者は、弊社に対し、出品した商品の売買契約が成立した場合、本サービスの販売手数料として、売買契約が成立した商品の販売価格に弊社が別途ガイドにおいて定める料率を乗じた金額を支払うものとします。商品ごとの販売手数料の金額は、出品者が販売価格を設定する際に表示されます（但し、第 15 条第 3 項に規定する場合等には、当初表示された金額から調整されることがあります。）。本サービスの販売手数料は、弊社、A'社及び出品者との間の加盟店契約に従って、A'社が出品者に代わって受領する商品代金又は立替払決済の場合に支払う商品代金相当額から差し引く方法により徴収されるものとし、出品者は、かかる方法により徴収することにつき予め同意するものとします。また、出品者は、弊社が別途ガイドにおいて定める配送方法を自らが選択した場合には、当該配送に係る配送業者への支払いを弊社に委託し、弊社、A'社及び出品者との間の加盟店契約に従ってA'社が弊社に代わってその支払額と同額を商品代金から差し引く形で徴収することにつき、予め同意するものとします。

2. 引出申請

(1) 取引完了となった場合、弊社は、その旨をA'社に通知するものとし、出品者（A'社専用の決済手段が認められたユーザーに該当する方は除くものとします。）は、当該取引完了時から 180 日以内に、Aサービスアプリにおける所定の手続により、加盟店規約に基づき、売上金の引出請求をA'社に対して行うものとします。

2 B サービス（B 社：利用規約（抜粋）、下線は執筆者による。）

第 16 条（販売手数料）

1. 販売者等は、本サービスの利用の対価として、当社に対し、作品、購入オプションの価格及び送料（消費税込）に応じて手数料（以下、「販売手数料」といいます。）を支払うものとします。販売手数料の金額、支払方法及び支払期日等は別途当社が本サービスサイト上において定めます。
2. 当社は、第 25 条第 1 項に定めるお支払方法により作品代金に係る決済がなされた場合、当該作品代金から販売手数料及び第 16 条の 2 第 1 項に定める配送料金を差し引いた金額（1 円以上とし、当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとします。以下、「振込金額」といいます。）を、締切日の属する月の翌月の末日までに、当該作品の販売者等の指定する銀行口座に振込送金する方法で支払うものとします。なお、販売手数料は販売者等の負担とします。

第 23 条（作品の購入）

2. 購入者は、本サービスサイト上の購入申込専用ページにおいて、当社指定事項を入力の上、作品の購入を申込みものとします。
3. 前項の購入の申込みに対して、本サービスサイトにおいて受注の完了を示す画面が表示された時点をもって、販売者又は代理販売者と購入者との間に当該申込みにかかる作品の売買契約が成立するものとします。

第 25 条（作品代金の支払い）

1. 作品代金のお支払い方法は、別途当社の定める方法によるものとします。なお、クレジットカードによるお支払いの場合、当社が別途指定するキャリア決済又は後払い決済（B' 社が提供する「後払い」）を利用した決済をいいます。）によるお支払いの場合は、購入者が各クレジットカード会社、各キャリア決済提供事業者又は後払い決済提供事業者との間で別途契約する条件に従うものとし、購入者と当該各クレジットカード会社等との間で紛争が発生した場合は、当該紛争について当社は一切関

知しないものとします。

2. 金融機関への振込又はコンビニエンスストアのご利用による作品代金のお支払い（以下「コンビニ決済」といいます。）の場合、当社は、購入者に対して、お支払いの期日、振込先口座、支払番号（支払を識別するための文字列）及びお支払いの方法について、電子メール等当社の定める方法で通知するものとします。
3. 前 2 項の場合において、金融機関に支払う振込手数料、キャリア決済提供事業者、後払い決済提供事業者に支払う決済手数料その他の支払手数料等のお支払いに要する費用は、購入者の負担とします。
9. 購入者及び販売者等は、次の各号に定める各お支払い方法に係る事項について、予め同意するものとします。

1. コンビニ決済

- i 販売者等は当社に対し、売買代金債権に係る支払につき代理して受領することを委託し、当社は、コンビニ決済に係る事業者（以下「コンビニ事業者」といいます。）に対し、これを再委託すること。
- ii 購入者がコンビニ事業者に支払うことにより、販売者等の購入者に対する売買代金債権は消滅し、販売者等は、第 16 条に基づき、当社から支払を受けることができること。

- 3 C サービス（C 社：利用規約（抜粋）、下線は執筆者による。）

- 第 1 条（本サービスの内容）

2. 商品の売買契約は、その商品の出品者（本サービスを通じて商品を出品する C サービス会員をいいます）と購入者（本サービスを通じて商品を購入する C サービス会員をいいます）との間で直接に成立します。当社は、C サービス会員に対し商品を売買する機会を提供するのみで、商品の売買契約の当事者になりません。

- 第 9 条（取引）

1. 第 1 条第 2 項に定めるとおり、商品の売買契約は、出品者と購入者と

の間に成立するものとし、売買契約の成立のタイミングは購入者が購入
手続を完了した時点とします。

2. 出品者は、購入者からの購入申請に対し承諾するか否かを自由に判断
することができるものとします。
3. 購入者は、当社の定める方法により、当社所定の決済サービスを利用
する方法又は他の取引で商品を販売したことによる（第 11 条第 1 項に
基づく）債権を充当する方法により、速やかに商品代金、手数料の代金
を支払うものとします。購入申請に対する承諾があった日から数えて
翌々日の 23 時 59 分までに、購入者が所定の支払いを含む購入手続を完
了させない場合、売買契約は成立せず、出品者による承諾も取り消しと
なります。

第 10 条（支払い及び決済等）

1. 本サービスのシステム利用に関して支払い又は決済が必要となる場合
の詳細については、本サービス中の利用ガイドで定められるところによ
るものとします。
2. 前項の支払い及び決済は、本サービスのオンラインシステムを通じて
行われるものとします。
3. 本条に定める支払いに決済手数料その他の費用が必要になる場合は、
当該手数料その他の費用は、当該 C サービス会員が負担するものとしま
す。

第 11 条（商品代金の受領）

1. 出品者は、購入者が前条第 2 項の規定に基づき支払い又は決済を行っ
た場合、当社が決済事業者又は収納代行業者との間で締結する決済サー
ビスに関する加盟店契約の条件に従って、商品代金債権を当社に譲渡す
るものとし、当社は次項に定める条件に従って当該債権譲渡の対価を出
品者に支払います。
2. 出品者は、購入者が商品を受領したと当社が判断した時点以降で、購
入者が商品到着後に出品者への評価を行い、かつ、これを受けて出品者

が購入者への評価を行ったことを確認した後、当社が定める代金受領手続（当社が定める本人確認手続を含みます）にしたがって、前項に定める対価を受領することができます。

3. 出品者は、本条第 1 項に定める対価を所定の方法で C 社専用のキャッシュにより受領することもできます。
4. （前略）代金受領手続は、出品者が指定する銀行口座への振込送金とします。なお、本条第 1 項に定める対価の振込手数料は出品者の負担となり振込金額から差し引かれます。また、出品者は、出品者が誤った振込先銀行口座を指定したことにより生じた損害や不利益について、責任を負います。
6. 出品者は、当社が指定する決済事業者及び収納代行業者に対して、本条第 1 項に定める対価を代理受領する権限を付与するものとします。

4 D サービス（D 社：利用規約（抜粋）、下線は執筆者による。）

第 7 条 レンタルの成立

1. 本サービスに基づく登録ユーザー同士の間のレンタルにおいて、賃貸借契約、使用賃貸契約もしくは売買契約その他の契約の締結、商品の授受、賃料の支払いその他取引に付随する事項は、当社して（原文ママ）の支払方法に則り、当社が仲介するものとします。当該取引の当事者である登録ユーザー同士の間で直接行うものとします。
2. レンタルの成立とは、借手から当社指定の金融機関の口座への振込もしくはクレジットカードでの決済確認後、当社による貸手への支払が完了した時点のことを指します。

第 9 条 料金及び支払方法

1. 貸手たる登録ユーザーは、借手たる登録ユーザーとの間で、本サービスを通じて、商品のレンタルを行う旨の合意が成立した日において、その都度、本サービスを利用することのシステム利用料として、当社に対して、一回のレンタルの賃料総額に応じて本規約別添[1]に規定する金

額（執筆者注：システム利用料 30%（税別））（以下「利用料金」といいます。）を、当社が推奨する決済方法のうち登録ユーザーが選択した方法により支払うものとします。なお、引落し手数料その他支払に必要な費用は登録ユーザーの負担とします。

5 E サービス（E 社：サービス利用規約（抜粋）、支払サービス利用規約（抜粋）、下線は執筆者による。）

（サービス利用規約）

ゲスト規約

2. E 社での検索と予約

2.2 予約

リスティングを予約する際、お客様はリスティング料金、E 社のサービス料、オフライン料金、税金、その他お支払いの際に指定される項目を含むすべての料金（総称して「総料金」）を支払うことに同意したものとみなされます。また、お客様は、E' 社を介して、E 社が損害賠償請求（第 15 条で定義）の金額を徴収するために、リスティングの予約に使用される支払い方法（支払規約で定義）に請求できることに同意するものとします。お客様が予約確認を受け取ると、ホストサービスの契約（以下「予約」）がお客様とホストとの間で直接結ばれます。（後略）

ホスト規約

5. E 社でのホスティング

5.2 ゲストとの契約

E 社プラットフォームを通じて予約リクエストを承認した、若しくは予約確認を受け取った時点で、お客様とゲストとの間に直接契約が結ばれ、お客様には規約とリスティングに記載されている料金に従ってホストサービスを提供する責任が発生します。また、お客様は、予約ごとに E 社のサービス料（及び適用される税金）などの適用される手数料を支払うことに同意したものとみなれます。E 社とお客様が別の方法に同

意しない限り、E' 社は受取金からお客様にお支払いいただく金額を差し引きます。(後略)

一般利用規約

11. 手数料

E 社は、ホストとゲストに E 社プラットフォームを使用する権利に対する手数料（及び適用される税金）を請求することがあります。サービス料がかかる場合及びその計算方法に関する詳細な情報は、E 社のサービス料に関するページをご参照ください。E 社プラットフォーム上に別段の定めがない限り、サービス料は返金できません。(後略)

(支払サービス利用規約)

2. ゲスト規約

2.3 支払いの承認

お客様は、E' 社に対し、規約及び第 6 条に基づく損害賠償請求額を含む、お客様の E 社アカウントに関連して支払われるべきすべての手数料（適用される税金を含む）を、直接的又は間接的にお客様の支払い方法に請求する（複数の支払い方法への請求を含む）ことを承認するものとします。

2.5 支払い時期

E' 社は、通常の場合、ホストが予約リクエストを承認した後に合計金額を請求します。ただし、お客様がプッシュ型の支払い方法（Sofort など）で支払いを行う場合、E' 社は、予約リクエストの時点、又はホストが予約リクエストを承認した後に合計金額を回収します。・・・(中略)・・・お客様の予約リクエストの支払いが正常に完了すると、お客様は確認メールを受信することになります。

2.6 通貨

E' 社は、お客様が E 社プラットフォームを通じて選択する通貨で各決済を処理します。決済で利用できる支払通貨は、お客様の支払い方法、居住国／地域、又は E 社における契約事業者などの要因をもとに、規制

上又は運営上の理由により制限される場合があります。(後略)

3. ホスト規約

3.1 支払いの回収

通常の場合、E' 社は、特に断りのない限り、ホストがゲストの予約リクエストを承認した時点で予約合計金額を回収します。

3.3 受取金の支払い時期

3.3.1 ゲストから正常に支払いを受領した場合に限り、E' 社は通常の場合、お客様が選択した支払い受取方法に対して、(i)宿泊施設については、ゲストの予定チェックイン時刻から 24 時間以内(チェックイン時刻の融通が利く場合又は指定されていない場合は、現地時間午後 3 時から 24 時間以内、又は現地時間が不明の場合は協定世界時午後 3 時から 24 時間以内)に、(ii)体験については、体験の開始から 24 時間以内に、(iii)その他のホストサービスについては、E 社プラットフォーム上に明記された時点で、支払いを開始します。(後略)

3.4 受取金

予約の受取金は、E 社サービス料及び適用される税金などの適用される手数料を差し引いた合計金額となります。(後略)

3.6 通貨換算

E' 社は、お客様が E 社プラットフォームを介して選択する通貨でお客様の受取金を送金します。決済で利用できる支払通貨は、お客様の支払い受取方法、居住国／地域、又は E 社における契約事業者などの要因をもとに、規制上又は運営上の理由により制限される場合があります。(後略)

4. 限定的な支払回収代理人としての E' 社の任命

4.1 各ホストチームメンバーを含む各ホストは、ホストに代わってホストサービスを購入するゲストからの資金の受領と処理をするための限定的な支払回収代理人として E' 社を任命するものとします。

5. 一般利用規約

5.1 手数料

E' 社は、特定の支払いサービスの利用にかかる手数料を請求することができ、適用される手数料は、規約またはE社プラットフォームを通じてお客様に表示されます。

5.2 支払いの権限付与

お客様は、本支払規約又は規約に従い、(i)当該予約に関連する支払い方法に請求するか、お客様がE社アカウントに登録しているその他の支払い方法に請求する（ただし、お客様が当該支払い方法に対する請求の権限を以前に削除している場合を除く）、又は、(ii)将来の受取金から控除することのいずれかの方法により、支払いが必要な金額をお客様から回収する権限をE' 社に付与します。（後略）

6 F サービス（F 社：利用規約（抜粋）、お問い合わせ（抜粋）、下線は執筆者による。）

（利用規約）

総則

第 13 条（紛争処理）

1. 本サイトを通じた登録サービスに関する取引は、ホストと旅行者の間で直接成立するものであり、（後略）

旅行者向け個別規定

1. サービス

（前略）旅行者は、ホストが旅行者のクレジットカードに、予約時における登録サービスの対価として、本サイトに掲示された取引代金（以下、「取引代金」といいます。）の請求を行うことを了承しこれに同意します。

2. 取引の成立

旅行者の予約リクエストをホストが承認し、その情報が当社に送信された時点で取引が成立します。本サイトで行われる取引のクレジットカード

ード決済は、決済代行会社その他当社が指定したサービスを利用することとします。

(お問い合わせ)

お支払いとキャンセルについて

問：支払いはいつ、どのように行えばよいでしょうか？

答：予約成立時にカード決済されます。

予約成立（旅行者の予約リクエストをホストが承認）後にカード決済
されます。

予約却下もしくは期限切れの場合はカード決済が発生しません。

ホストの方へ

問：ホストの登録料や手数料はいくらですか？

答：登録料や固定費はかかりません。手数料は予約方法により異なります。

F サービスへの会員登録・物件登録については、新規登録料や毎月の
固定費用などは一切かかりません。

旅行者の宿泊が完了したら、宿泊料金に対して以下の手数料が発生し
ます。

自動承認（即時予約）＝ 0 %

確認してから承認（リクエスト予約）＝ 3 %

自動承認でのご予約を利用の場合は、全ての利用料はかかりません。

問：F サービスの手数はどのように払うのでしょうか？

答：物件利用料からホスト手数料を控除した額を振り込ませていただきま
す。

旅行者利用のあった翌月末に、ホスト手数料を差し引いた額を振り込
ませていただきます。

問：宿泊料金はどのように受け取ることができますか？

答：毎月末に、前月の宿泊分に応じた振込額を、株式会社百戦錬磨からホ
スト様が登録された銀行口座へ振り込みます。

振込額は、前月に「ホスト様の管理されている全ての物件で発生した

全ての宿泊」についての物件利用料（宿泊料金、オプション料金、清掃料金）から手数料を除いた額になります。（後略）

7 Gサービス（G社：利用規約（抜粋）、下線は執筆者による。）

【9】弊社の役割

9-1. 弊社は、本サイトおよび本サービスにおいて、会員等が駐車場の予約および貸し出し・利用をおこなうための情報を提供するのみであり、弊社自身が駐車場の貸主や借主となるものではありません。

【10】本サービスの利用料およびサービス料

10-1. 本サービスの利用料およびサービス料は、『駐車場を借りる』画面に掲載されている駐車場の予約が発生しない限り原則として無料です。

10-2. 駐車場の予約が行われた場合には、後述のとおり、弊社が利用者から駐車場利用料およびキャンセル料等の支払を受け、【30】記載の駐車場利用報酬額を貸主にお支払いいたします。その差額は、本サービスの利用料として、弊社にお支払いいただきます。

10-3. 駐車場の予約が行われた場合には、弊社は利用者より、弊社が別途定めるサービス料をお支払いいたします。弊社は、決済事業者との間で、サービス料について決済サービス契約を締結することができます。

【29】駐車場利用報酬額

29-1. 弊社は、貸主に対し、駐車場利用料（消費税込）の46.3%の金額を、消費税込みの駐車場利用報酬額として支払います。なお、計算の結果端数が生じた場合は、小数点以下を切り捨てるものとします。（後略）

29-3. 駐車場利用報酬額は毎月末日を締め日とします。

【30】駐車場利用報酬額の支払

30-1. 貸主は、利用者に対して有する利用料債権およびキャンセル料債権について、弊社に対し、貸主を代理して支払いを受ける権限（以下「代理受領権」といいます。）を付与するものとします。

30-2. 弊社は、代理受領権に基づいて利用者から駐車場利用料またはキャ

ンセル料を徴収した場合、徴収した金額に応じて、以下のとおり、貸主に【29】に定めた駐車場利用報酬額を支払います。なお、弊社が駐車場利用料またはキャンセル料を徴収できない場合には、駐車場利用報酬額も発生しません。

(1) 弊社は、締め日の翌月末（月末が休日の場合はその前営業日）にあらかじめ指定された貸主の銀行口座に確定後の金額を振込むものとします。なお、指定可能な振込先口座は、原則として貸主本人の名義の口座とします。

30-3. 弊社は、決済事業者との間で、30-1 の駐車場利用料およびキャンセル料、サービス料について決済サービス契約を締結することができます。この場合、弊社は当該決済事業者に対し駐車場利用料およびキャンセル料、サービス料の代理受領権を付与することがあり、貸主はこれを予め承諾するものとします。（後略）

30-4. 前項に基づき弊社が決済事業者に対し代理受領権を付与した場合、弊社は当該決済事業者から、当該決済サービスの対象となった駐車場利用料およびキャンセル料相当額（以下「料金等相当額」といいます。）から、決済サービスにかかる手数料等を控除した金額を受領します。弊社は、料金等相当額を、弊社が利用者から受領する駐車場利用料およびキャンセル料と同様に取扱うものとし、本規約上も、弊社が利用者から支払を受けた場合に関する規定（10-2、29-1～4、30-2 等）が適用されるものとします。

8 Hサービス（H社：利用規約（抜粋）、下線は執筆者による。）

第 22 条 規約の適用

利用者は、本規約記載の各条項に承諾して駐車場を利用することに同意するものとします。利用者が、駐車場を予約した際には、予約した時点で貸主と利用者との間に、本規約が適用されます。

第 23 条 駐車場提供・利用に係る契約当事者

本サイトは、貸主が利用者に対して短時間駐車するためのスペースを有償で提供することを弊社が仲介するものであり、弊社が貸主となるものではありません。駐車場の提供・利用に関する契約は貸主と利用者との間で直接成立するものであり、弊社が契約当事者になるものではありません。

第 29 条 予約の確定時期

予約は、駐車場がただちに利用可能な状態にある場合には、利用者による予約申込を受け付けた時点で確定します。駐車場がただちに利用可能な状態になく貸主による空枠確認が必要な駐車場においては、貸主から利用者に対して、貸出可能の通知をした時点で確定します。

第 30 条 利用料金、サービス料および支払方法等

1. 利用者は、本サイトにおいて明示する貸主に対する駐車場の利用料金を、同料金を代理受領する弊社宛てに支払うものとします。
2. 利用者は、駐車場予約を行った場合、本サイトで定めるサービス料を弊社宛てにお支払い頂きます。但し、一部の駐車場でサービス料を無償にする場合があります。
3. 利用料金、サービス料の支払・決済は、弊社が決済サービス契約を締結している、決済事業者を通じて、本サイトのオンライン決済にて行うものとします。
4. 利用料金、サービス料は、駐車場の予約確定時に発生し、その時点をもって利用者には利用料金、サービス料の支払義務が生じます。なお、利用時間途中で退出された場合および駐車場のご利用が無かった場合でも、利用料金、サービス料の返却は行いません。

第 39 条 システム利用料

1. 貸主は、弊社に対し、本規約に基づき、本システムの利用料（以下、「システム利用料」といいます）として、本条に基づき算出される駐車場ページにおける駐車場登録者別合計金額（税込。以下、「月間駐車場利用料」といいます）にシステム料率 38.5%（税込）を乗じた金額の合計額を支払います。

2. 月間駐車場利用料は、実際に駐車場が利用された月の末日に確定します。

第 42 条 集金代行

1. 弊社は、貸主の代理として利用者から、利用料金を集金します。
2. 弊社は、決済事業者を通じてクレジットカード決済またはスマートフォンのキャリア決済をもって集金するものとします。なお、会員等との協議により、利用者の利用後に集金する場合があります。
4. 弊社は、当月分の月間駐車場利用料を、翌月末日限り、システム利用料その他貸主が弊社に対して負う債務を差引いたうえで（弊社は、当該債務の弁済期を問わず差し引くことができるものとします）、あらかじめ貸主の指定する銀行口座に、振込むものとします。振込手数料は弊社の負担とします。ただし、貸主への振込金額が 3,000 円に満たない場合は、3,000 円以上に達するまで翌月以降に繰り延べるものとします。

- 9 I サービス（I 社：利用規約（抜粋）、登録規約（抜粋）、下線は執筆者による。）

（利用規約）

利用のしかた

4. スペースを利用される方は、会員登録後、当社の定める書類の提出および会員審査を経て、各スペースに予約の申込を行うことが可能となります。・・・（中略）・・・貸主から回答期限までに利用可否に関する回答が得られなかった場合は、予約は自動的にキャンセルとなります。貸主からスペース利用に関しての承認があった場合、承認後、4 日以内に、消費税を含めた利用料金に保険代を加えた総額およびサービス料（総額の 10%）の合計額を銀行振込、クレジットカード、またはデポジットによるポイントで決済していただきます。ただし、利用予定日が、貸主の承認から 4 日未満の場合は利用日前日までに支払を行うものとします。
5. 利用料金およびサービス料等全額の弊社への着金を以て、当該利用ス

ペースの予約確定といたします。予約を頂いても期限までにお支払が確認できない場合、予約は自動的にキャンセルとなり、当社は他の利用者からの予約を受け付けるものとします。

(登録規約)

第 4 条（保険事務手数料およびシステム利用料）

1. 甲（執筆者注：I 社）は、乙（執筆者注：スペース登録者）が設定した 1 利用回分のスペース利用料に保険事務手数料（1 利用あたり 300 円）を上乗せした料金の総額にサービス料 10%を加算した額をスペース利用者に請求するものとする。なお、スペースを広告掲載で利用の場合、保険事務手数料は適用外とする。
2. 乙は、甲に対し、本規約に基づき乙が利用する甲の本サービスシステムの利用料（以下「システム利用料」という）として、本規約に基づき算出される確定した利用当月のスペース利用料の合計金額（以下「月間スペース利用料」という）にシステム料率 38.5%（消費税込み）を乗じた金額の合計額を支払う。
3. 月間スペース利用料は、計算対象となる月の末日（以下「締め日」という）に確定する。

第 7 条（集金代行）

1. 甲は、乙の代理としてスペース利用者からの集金を代行する。
 - A. 甲は、甲指定の銀行口座へスペース利用者からの振込またはクレジットカード決済等によって集金するものとする。
 - B. スペース利用者へ甲が請求した料金の全額が甲へ着金されたことを以て、予約は確定するものとする。
 - C. 甲は、スペース利用者から集金したスペース利用料を締め日で集計し、収支報告書を乙のマイページにて発行するものとする。（後略）
 - D. 甲は、締め日の翌月末にあらかじめ指定された乙の銀行口座に収支確定後の金額を振込むものとする。振込手数料は甲の負担とする。なお、乙への振込金額が 3,000 円に満たない場合は、振込額が 3,000 円

に至るまで翌月以降に繰り越すものとする。ただし、振込額が 3,000 円に満たない場合でも、1 週間以上前に乙から振込依頼があった場合は、振込手数料を乙負担にて甲は振込みに対応する。

10 J サービス（J 社：利用規約（抜粋）、ホスト規約（抜粋）、下線は執筆者による。）

（利用規約）

第 6 条 料金及び支払方法等

1. ゲストは、スペースを利用する場合には別途ホストとの個別契約（第 8 条に定義します）に基づきスペース利用料金（消費税別。なお、消費税以外の税金（ホテル税、入湯税等）については含まれている場合と含まれていない場合があります）及び当社が別途定めるゲストサービス利用料（消費税別）（以下、合わせて「スペース利用料金等」といいます。）を当社又は当社が指定する者に対して支払うものとし、ホストは、当社に対してホスト規約第 8 条に定めるサービス利用料（以下「ホストサービス利用料」といいます。）を、当社又は当社が指定する者に対して支払うものとします。
2. 当社は、ホストが当社に対して支払うホストサービス利用料を、当社又は当社が指定する者がゲストから受領するスペース利用料金から控除する方法により支払いを受けることができるものとします。

第 7 条 本サービスの利用

5. ホスト及びゲスト間のスペースの貸し借りに関する契約の条件は、ゲスト規約のほかホストが独自に提示する規約等に従い、ホスト及びゲスト間で直接合意されるものとし、当該契約の内容について、当社が責任を負うものではありません。

第 8 条 個別契約の成立

ゲストからのホストに対するスペースの利用申込み（以下「予約リクエスト」といいます。）に対し、ホストが当社ウェブサイト等の管理画面上で

承認の意思表示をした時点（ホストが当社ウェブサイト等の管理画面上で「今すぐ予約」の設定をした場合には、ゲストがホストの提示する条件を理解し、予約リクエストを送信した時点）で、ゲストとホストとの間に、ゲスト規約で定める事項及びゲスト・ホスト間で別途、合意した事項（ホストがゲストに別途、事前に提示する独自のスペース利用規約等を含みますがこれらに限りません）を内容とする当該スペースの利用に関する契約（以下「個別契約」といいます。）が成立するものとします。

（ホスト規約）

第 8 条 サービス利用料

1. ホストは、当社に対し、ホストサービス利用料として、個別契約に基づきホストがゲストから取得するスペース利用料金（消費税を含まない。以下本条において同じ）の 30%に相当する金額及びそれに係る消費税相当額を支払うものとします。・・・（中略）・・・なお、ゲストがクレジットカードを利用してスペース利用料金等の決済を行った場合には、決済手数料を差し引く前の金額を基礎としてホストサービス利用料を計算し、当該決済手数料は当社負担とします。（後略）
2. 宿泊サービスに係るホストサービス利用料については、第 1 項は適用されず、ホストは、当社に対して、宿泊サービスに係るホストサービス利用料として個別契約に基づきホストがゲストから受領する宿泊料金（消費税を含まない。以下本条において同じ）の 10%に相当する金額及びそれに係る消費税相当額を支払うものとします。（後略）
3. ホストは、当社に対し、ゲストが支払う個別契約に基づくスペース利用料金等（宿泊料金を含む。以下同じ）を、自己を代理して受領する権限を付与します。ホストは、当社の事前の承諾を得ない限り、ゲストから直接個別契約に基づくスペース利用料金等を受領してはなりません。
4. 当社は、前項に基づきゲストからスペース利用料金等を受領した場合、個別契約に基づくスペースの最終利用日を基準として、毎月末日を締日として当月分のスペース利用料金（支払日を最終利用日よりも後日にし

た場合のそれらの利用料金（以下「後日決済利用料金」といいます。）を除く。）を集計し、これに基づき第 1 項に定めるホストサービス利用料を算出するものとします。なお、スペースの利用が複数月にまたがる場合には、最終利用日が属する月の利用として集計します。

5. 当社は、第 3 項に基づきゲストから受領したスペース利用料金等の総額（後日決済利用料金の支払予定日を経過してもゲストがスペース利用料金等を支払わない場合は、当該スペース利用料金等が支払われた月を含めて計算するものとする。）から当社が受領すべきゲストサービス利用料及びホストサービス利用料（ゲストが本サービスの利用に伴って別途負担すべきサービス料としてオーナーダッシュボード上に表示する金額を含む）を差し引いた金額を、翌月末日（該当日が金融機関の非営業日に該当する場合には、直後の営業日）までに、当社又は Stripe からホストの指定する銀行口座に振込み支払うものとします。銀行振込手数料その他支払に要する費用はホストの負担とし、当社は当該費用を振込金額から差し引くことができるものとします。

- 11 K サービス（K 社：利用規約（抜粋）、登録事業者利用規約（抜粋）、下線は執筆者による。）

（利用規約）

第 10 条 料金及び支払方法等

- 1 会員は、スペースを利用する場合には別途他の会員との個別契約に基づくスペース等利用料及び当社が別途定めるサービス利用料を、当社が別途指定する支払方法により、当社又は当社が指定する者に対して支払うものとします。

（登録事業者利用規約）

第 5 条（個別のスペース広告掲載申込みの成立）

登録事業者は、当社の付与した ID 及びパスワードを用いて、本サービスの管理画面を通じて、スペース広告の作成・掲載を行うことができます。

登録事業者が作成したスペース広告の掲載が開始された時点で、登録事業者は当社に個別のスペース広告掲載を申し込んだものとし、当該スペース広告に関して本サービスを通じて利用者の予約が確定された場合及び確定後キャンセルされた場合に登録事業者の当社に対するサービス料金（システム利用料）の支払義務が発生します。

第 6 条（サービス料金、及び支払方法）

- 1 会員等と登録事業者間においてスペース利用に関する契約が成立し（利用の名目、内容を問いません。会員等からスペース利用に関する予約申込があった場合について、登録事業者は予約を自動的に確定させるか、手動で確定させるかを予め設定することができます。手動確定の場合に、予約日を含む 2 営業日以内に処理されない場合は K サービスのシステム側で自動的に予約申込を拒否しますので、ご注意ください。）、当社が当該スペース利用者から、当該契約において合意された契約金（税金、延長料金、キャンセル料並びに設備及び備品の使用料並びに飲食代金等のあらゆる料金、その他諸経費を含みます。）を受領した場合、当社は登録事業者に対して、当該契約金からシステム利用料（当該契約金に一定割合を乗じた額、割合は当社が掲載されたスペース情報等に基づいて設定します。）を控除した残額を支払います。ただし、入金確認までが取れたものに限るものとします。
- 2 当社は、登録事業者に対して、前項所定のサービス料金を、スペースが利用された日の属する月の翌々月末日（当該日が当社または金融機関の休日となるときは、その前日）までに、登録事業者の指定する銀行口座に振り込む方法によって支払います。なお、振込手数料は登録事業者の負担とし、当社は振込手数料相当額を控除して振り込むことができるものとします。
- 3 登録事業者に支払うべきサービス料金額が当月金 2,000 円以下の場合
は翌月以降へ繰越し、金 2,000 円を超えた日の属する月の翌々月末日（当該日が当社または金融機関の休日となるときは、その前日）に合算して

支払うものとします。

12 L サービス（L 社：会員規約（抜粋）、下線は執筆者による。）

第 7 条 共同使用の手続き等

1. 本会員は、本自動車を共同使用しようとする場合、当社の定める手続に従い共同使用候補者（以下、「候補者」といいます。）として登録し、保有者に対し、当社の定める手続に従いリクエストを行うものとします。
2. 保有者は、候補者からリクエストを受け取った場合、当該リクエストを承認することができます。当該リクエストは、保有者が承認したことをもって、確定するものとします。なお、当社が定める期間内に保有者が承認しない場合、当該リクエストは、自動的に、リクエスト時に遡って無効となります。
3. リクエストが確定した場合、保有者と候補者（その後の共同使用者を含みます。）は、相互に連絡を取り合い、共同使用契約を締結した上で、本自動車を共同使用するものとします。なお、共同使用契約に基づき本自動車を保有者とともに共同使用する本会員を「共同使用者」といいます。
4. 本会員は、共同使用契約の有効期間を 6 ヶ月以上とするものとし、6 ヶ月未満の共同使用契約を締結してはならないものとします。また、本会員は、共同使用契約において、事故その他のトラブルが発生した場合に生じる損害への対応について、予め取り決めを行うものとします。
6. 保有者と共同使用者の間に有効な共同使用契約が存在する場合、共同使用者は、当社の定める手続に従い個別の使用の申込を行い、保有者が当該申込を承諾したときは、保有者と適宜に連絡を取り合い、本自動車を使用するものとします。

第 16 条 支払い

1. 共同使用者は、保有者に対して、共同使用契約に基づき、共同使用料及びキャンセル料を支払うものとします。

3. 共同使用者は、当社に対して、共同使用契約に基づく共同使用料及びキャンセル料の立替払を行う権限を付与するものとし、当該権限の付与は当社が承認した場合を除き、撤回することができないものとします。当社は、立替払を行なった場合、共同使用者に対する求償権を取得するものとします。
6. 保有者は、当社に対し、当社が別途定めるサービス料その他の料金を、当社が別途定める期日までに支払うものとします。
7. 当社は、共同使用者からの立替払いの申請を承認した場合、共同使用料からサービス料を差し引いた残額を、保有者に対し、当社が別途定める期日までに、保有者が指定する金融機関口座に振込送金する方法により立替払いするものとします。なお、振込手数料は保有者の負担とします。
9. 当社は、弁済期の到来の前後にかかわらず、当社が保有者に対し支払うべきサービス料と当社が保有者に対して有する債権とを相殺することができるものとします。

13 Mサービス（M社：利用規約（抜粋）、下線は執筆者による。）

契約の相手方当事者は誰ですか？

契約の相手方当事者は、M社（・・・中略・・・）です。（後略）

本サービスおよび本アプリケーションの利用方法

本アプリケーションを利用することで、輸送業者に対して輸送サービスのリクエストを行うことができます。リクエストを行うためには、本アプリケーションをダウンロードしたモバイル機器（スマートフォン）に GPS 受信機が装備されている必要があり、この GPS 受信機がユーザーの位置情報を取得して、輸送業者に送信します。ユーザーからの輸送サービスのリクエストを受諾するか拒否するかは、輸送業者の自由裁量に委ねられます。本アプリケーションを通じてユーザーからの輸送サービスのリクエストを受け取るために本アプリケーションを利用するか否かについても、輸

送業者の自由裁量に委ねられます。輸送業者がリクエストを受諾した場合には、本アプリケーションを通じてユーザーに通知が届き、輸送業者の名前、車両のナンバープレートの番号、カスタマーサービスの評価点等の輸送業者に関する情報が提供されると共に、電話で輸送業者に連絡できるようになります。本アプリケーションを通じて、輸送業者が乗車地点まで迎えに来る状況をリアルタイムでチェックすることもできます。

注意事項：M社自身は輸送サービスを提供しません。M社は輸送業者ではありません。本アプリケーションおよび/または本サービスの利用を通じてリクエストが行われる輸送サービスを提供するか否かは、輸送業者の裁量に委ねられます。M社の活動は、本アプリケーションの提供業者として、または手配旅行もしくは企画旅行を実施する旅行業者としての活動に過ぎません。M社と輸送業者との間には、雇用関係は存在しません。

支払い

（前略）輸送業者がユーザーに提供する輸送サービスの利用料金（運賃および料金を含む。）は、M社が輸送業者を代理してユーザーに請求できます。

企画旅行においては、M社が、ユーザーに対して、M社が定める旅行代金を請求できます。

M社は、ユーザーによる支払いの一部を謝礼金（チップ）として指定しません。ユーザーは、謝礼金として追加の支払を行うことは義務ではなく、ユーザーの任意によるものであることを理解し、これに同意することとします。ユーザーが手配旅行に関して輸送業者又はその運転手に謝礼金を支払う場合、M社はこれらを代理して謝礼金を受領できます。

ユーザーは、輸送業者により提供された全ての輸送サービスの旅行代金および利用料金ならびにこれに関連する（税および遅延損害金並びに謝礼金（該当する場合）を含めて）金額を、本サービスの利用のための登録に際してユーザーが提供した支払手段のアカウント（当該支払手段はM社が指定するものでなければならない。）を通じてユーザーにM社が請求できる

ことに同意します。ユーザーは、M社が認めた場合には、自らが希望する支払い方法を使用することができます。ユーザーは、全ての料金を遅滞なく支払い、かつ、いつでも全ての旅行代金および全ての利用料金の支払い用の有効な支払手段のアカウント情報をM社に提供する責任を負います。支払われた料金について払い戻しはできません。(後略)

- 14 Nサービス (N社：配達サービス契約 (抜粋)、販売業者向け利用規約 (抜粋)、下線は執筆者による。)

(配達サービス契約)

2. 本サービス

(前略) 貴殿 (執筆者注：注文者) は、別途明示する場合を除き、N社がデリバリー等サービスを提供するものではなく、全ての当該デリバリー等サービスはN社又はその関連会社により雇用されていない独立した第三者の契約者により提供されることを了承することとします。

本サービスの提供

貴殿は、「Nサービス」と現在呼ばれるデリバリー等要請ブランドを含む、デリバリー等に関連するN社のブランド又は要請オプションに基づき、本サービスの一部が利用可能なものとされ得ることを了承することとします。(後略)

4. 支払い

貴殿は、本サービスを使用することにより、貴殿が本第三者の提供者又はN社 (該当する場合) から受領するサービス又は物品のために手数料 (以下、「本手数料」) が発生する場合があることを理解しているものとみなします。貴殿がサービスを受領し又は物品を取得した後に、N社は本第三者の提供者の限定的な支払回収代理人として当該本第三者の提供者に代わって、貴殿による該当する本手数料の支払いを促進します。かかる方法による本手数料の支払いは、貴殿が本第三者の提供者に直接行う支払いと同じものと判断されます。本手数料は法律により要請される場合に

は、適用される税額を含みます。(後略)

(販売業者向け利用規約)

一般補足条項

限定的支払徴収代理人としてのN社

貴社は、(i) Nサービスアプリが提供する支払処理機能を通じて、貴社の代理で貴社から支払を受けることを専ら目的とした、貴社の限定的支払徴収代理人としてN社を指定し、(ii) 貴社顧客がN社(またはN社の代理人を務めるN社の関連会社) に対して行った支払を、貴社顧客が貴社に直接行った支払と同一とみなすことに同意する。

サービス手数料

Nサービスアプリの利用の対価として、N社は該当する各付属書が規定するサービス料を貴社に請求することができる。本契約に基づく手数料はすべて日本円で支払うものとし、消費税を含む一切の税金を含めない。貴社は、本サービス手数料はリバースチャージ方式の対象となること、および日本の税法に基づき消費税を申告し、納付する必要があることを了承する。

マーケットプレイスメソッド規約

2. 支払

1. サービス手数料

本契約書類に基づきNサービス App を介して提供するN社の見込客創出、需要予測、支払処理その他の関連サービスの対価として、N社は、貴社に対し、以下のサービス手数料(「サービス手数料」という。)を請求する。

- i 本件配送食事に関しては、Nサービス App を介して貴社が販売した各本件配送食事の小売価格(消費税を含む。)の 35%
 - ii 本件非配送食事に関しては、Nサービス App を介して貴社が販売した各本件非配送食事の小売価格(消費税を含む。)の 12%
- なお、この金額は、貴社がNサービス App を介した顧客の注文に迅速

に対応することと引き換えにN社が貴社に提供する金額である。サービス手数料に消費税が課される場合には、これを別途付加するものとする。本付属書の目的においては、「食事代金」とは、Nサービス App を介して貴社により販売された本件食事の小売価格（貴社に代わって徴収された消費税を含む。）から、それについて貴社が支払の義務を負うサービス手数料を引いた額をいう。

2. マーケットプレイス配送パートナーによる配送

本件配送食事に関して、貴社は、マーケットプレイス配送パートナーに対し、本件食事の注文ごとの所要時間及び移動距離に基づく「配送料」を支払う。マーケットプレイス配送パートナーは、貴社に対し、配送サービスにかかる請求をNサービス App を介して行う。貴社は、注文に対する支払いがなされた場合、マーケットプレイス配送パートナーが配送を完了できなかった場合であっても、サービス手数料と配送料を支払う義務を負う。貴社は、N社に対し下記の権限を付与する。

- (1) 顧客から貴社に代わり配送料金を受領する権限（顧客から受領する配送料金を「配送手数料」という。）
- (2) マーケットプレイス配送パートナーに対し貴社に代わり配送料を支払う権限

配送料が配送手数料を超える場合、N社は貴社に対し、配送料（消費税等を除く。）と配送手数料（消費税等を除く。）の差額に相当するディスカウント（当該金額を「ディスカウント」という。）を認める。

3. 送金

N社は、貴社に対し、(i)貴社が獲得した食事代金（貴社に代わって徴収された消費税があればこれを含む。）及び本件配送食事に関する配送手数料（貴社に代わって徴収された消費税があればこれを含む。）（ディスカウントがある場合にはこれを含む。）から、(ii)貴社の顧客に対して行われた払戻しを差し引いた額の合計を貴社に送金する（この最終送金額を「食事収益」という。）。食事収益は、一週間ごとにまとめて送金さ

れる。

15 ○サービス（○社：利用規約（抜粋）、下線は執筆者による。）

4. お買い物代行業務の依頼

1. リクエストは、本サービスに登録されている商品から、注文したい商品を選択することができます。またおことづて枠で本サービスに登録されていない商品を要望することもできます。なお、選択した商品、おことづて枠で要望した商品が売り切れていることもあります。
2. リクエストが商品を注文し（選択した商品が売り切れており、別の商品を注文する場合も含みます。）、クルーが店舗において引き渡しを受けた時点で、リクエストと当該店舗間での売買契約が成立するものとします。
5. クルーがリクエストから依頼を受けた時点で、リクエストとクルーとの間の二者間でお買い物代行業務の業務委託契約が成立します。当社は、クルーおよびリクエストに対し、双方のマッチングの機会を提供するのみで、業務委託契約等の契約当事者にはなりません。

6. 商品の受領およびレビュー

1. リクエストは、クルーより依頼されたお買い物商品を受け取った後、クルーによる業務完了報告が終了した時点で、クルーによるお買い物代行業務は完了し、当該お買い物代行業はすべて終了したものとみなします。

7. 報酬等の支払

1. リクエストは、当社に対し、お買物の商品代金に加えて、お買い物代行業務（ピッキング業務およびデリバリー業務）の対価を支払わなければなりません。当社は、当社所定の本サービスの利用料を控除したうえで、リクエストに代わって、残額をクルーに支払います。
3. お買物の商品代金およびお買い物代行業務の対価は、クルーによりお買い物商品がリクエストに届けられ、お買い物代行業務が完了した時

点で、支払われるものとします。支払方法は、クレジットカード決済となります。

16 P サービス（P 社：利用規約（抜粋）、下線は執筆者による。）

【特則】

ホスト向け個別規定

2. 旅行体験への申し込みの承諾

ホストは、本サイト等に掲載された旅行体験に対するゲストからの申し込み後速やかに承諾の可否を検討し、ゲスト及び当社に承諾の可否を通知しなければならないものとします。当該承諾の通知がゲストに到達した時点で取引が成立するものとします。

3. 旅行体験の対価の受取

取引が成立後、本サイト等に掲載された支払期日までに、ゲストから旅行体験の対価を当社がホストに代わり受領するものとします。当社は、当月の旅行体験の対価（キャンセルの場合キャンセル料）を当月末で締め翌月末までに、別途本サイト等で定められた本サービス利用料を控除した金額をホストに支払うものとします。

ゲスト向け個別規定

1. 旅行体験の取引の成立

旅行体験の利用を希望するゲストは、本サイト等において掲載された詳細を確認の上、本サイト等において申し込みを行うものとします。当該申し込みがホストにより承諾されることによりゲストとホスト間で取引が成立します。

2. 旅行体験の対価の支払

ゲストとホスト間で取引が成立した場合、ゲストは本サイト等に掲載された支払期日までに別途本サイト等に定められた方法（銀行振込、カード決済等）に従い当社に旅行体験の対価及び別途本サイト等で定められた当社への本サービス利用料を支払うものとします。なお支払いにかかる手数料

料はゲストが負担するものとします。

- 17 Qサービス（Q社：利用規約（抜粋）、依頼者利用規約（抜粋）、下線は執筆による。）

（利用規約）

第4条 ハウスキーパーと依頼者との間の取引

- (3) ハウスキーパーが依頼者からの依頼を承諾した時点で、(i)依頼者本人が本サービスを利用する場合には、ハウスキーパーと依頼者との間の二当事者間で、(ii)法人利用および代理手配の場合には、ハウスキーパーが手配者から依頼を受けた時点で、依頼者とハウスキーパーとの間の二者間で、家事代行業務の業務委託契約（以下「家事代行業務委託契約」といいます）が直接に成立します。当社は、ハウスキーパーおよび依頼者に対し、双方のマッチングの機会を提供するのみで、本規約に明示的に定める事項を除いて、家事代行業務委託契約におけるハウスキーパーもしくは依頼者またはそれら双方との間の契約等の当事者にはなりません。

第6条 レビューおよび検収

- (1) ハウスキーパーは、家事代行作業の完了後 48 時間以内に、本サービス上において、依頼者による当該家事代行作業の評価査定（以下「レビュー」といいます）を受けるものとします。ハウスキーパーによる家事代行作業の際に依頼者が在宅している場合には、ハウスキーパーから依頼者に対し、その場でレビューを行うよう促すものとします。
- (2) 前項に定める依頼者によるレビューを受けた時点で、ハウスキーパーの家事代行作業の検収は完了し、当該家事代行作業はすべて終了したものとみなします。

第7条 報酬等の支払

- (1) 当社は、ハウスキーパーに対し、依頼者から受領した当社所定の家事代行業務の対価から、当社所定の本サービスの利用料（詳細はこちらを

ご覧ください) を控除した金額を支払うものとします。

- (2) 当社は、ハウスキーパーに対し、前項に定める金額を、毎月末締めで、翌月 20 日（土日祝祭日の場合は翌営業日）までにハウスキーパーが指定する銀行口座に振込む方法により支払うものとします（振込手数料はハウスキーパーの負担とします）。

(依頼者利用規約)

第 6 条 レビューおよび検収

- (1) 依頼者は、ハウスキーパーによる家事代行作業の完了後、その場で直ちに、本サービス上において、当該家事代行作業の評価査定（以下「レビュー」といいます）を行わなければなりません。ハウスキーパーの家事代行作業に際し、依頼者が不在の場合には、依頼者は、作業完了後 48 時間以内にレビューを行わなければなりません。
- (2) 前項に定める依頼者によるレビューが終了した時点で、ハウスキーパーによる家事代行業務の検収は完了し、当該家事代行作業はすべて終了したものとみなします。

第 7 条 報酬等の支払

- (1) 依頼者は、当社に対し、当社所定の家事代行業務の対価（詳細は下記をご覧ください）を支払います。当社は、当社所定の本サービスの利用料（詳細はこちらをご覧ください）を控除したうえで、残額をハウスキーパーに支払います。
- (2) 依頼者は、当社に対し、前項に定める家事代行業務の対価を、レビューの入力後直ちに支払うものとします。支払方法は、クレジットカード決済のみとなります。

18 R サービス（R 社：利用規約（抜粋）⁽⁷¹⁾、下線は執筆者による。）

(71) 利用規約 1 条において、取引の方式として、①プロジェクト方式（クライアントの仕事依頼に対してランサーが計画を提出し、双方合意の元に仕事を進めていく機能）、②コンペ方式（クライアントの仕事依頼に対してランサーが無報酬で直接仕事提案を

第 11 条 本サイトの利用料に関する事項

1. 本サイトは、会員登録、仕事登録、提案登録などすべて無料でご利用頂けます。以下の場合のみ利用手数料をお支払い頂きます。なお、会員同士が取引する金額や以下の利用手数料については、別段の定めがない限り、すべて消費税が含まれるものとします。

(1) 成約時のシステム利用手数料

プロジェクト方式で1つ1つの計画が完了した場合、コンペ方式に提案があり成立した場合、タスク方式で作業が完了し、クライアントから承諾し確定された場合、月額報酬方式で当月の作業が完了し、当月末日を迎えた場合、招待報酬が確定した場合又はスキルパッケージによる役務提供が完了した場合、ランサーは、弊社に対し、クライアントからランサーへ支払われる報酬（チーム制においては、リーダー及び各メンバーに支払われる分配金をいいます。）のうち、金額によって報酬の5%-20%（税込）を、以下に定めるとおり、システム利用手数料としてお支払い頂きます。

- a 金額の内、20 万円を超える金額に対しては、5 %の利用手数料
 - b 金額の内、10 万円超-20 万円以下の金額に対しては、10%の利用手数料
 - c 金額の内、10 万円以下の金額に対しては、20%の利用手数料
2. ご利用にかかる料金は、プロジェクト方式、コンペ方式、タスク方式、時間報酬方式又はスキルパッケージの種類により、かつ本規約の条件に

出して、クライアントが選んだ提案を行ったランサー 1 人に若しくは複数人に報酬を支払う機能)、③タスク方式 (クライアントの仕事依頼に対して、ランサー 1 人若しくは複数人が作業を行い、クライアントがこれに報酬を支払う機能)、④時間報酬方式 (クライアントとランサーの間において合意された 1 時間あたりの報酬単価に基づきランサーが作業を行い、クライアントが業務時間に対して報酬を支払う機能)、⑤月額報酬方式 (クライアントとランサーの間において合意された毎月同様に行われる仕事について、特段の操作なく契約が更新され、毎月自動で報酬が支払われる機能) 等が定義されている。各取引で利用規約の内容が異なるため、本節では①プロジェクト方式に関してのみ記述することとする。

従い、クレジットカード決済、銀行口座決済、又は PayPal 決済によりお支払い頂きます（クレジットカード決済による支払い予約及び銀行口座決済若しくは PayPal 決済による預託を本サイト上では「仮払い」と表現します。）。ただし、弊社は、個別の案件について、随時支払方法を制限することができるものとします。また、前項に定める各種利用手数料の支払方法については、弊社を介してクライアントからランサーへ支払われる報酬（チーム制においては、リーダー及び各メンバーに支払われる分配金をいいます。）相当額から弊社が前項に定める各種利用手数料を直接控除することによることに同意するものとします。

第 13 条 銀行口座への返金又は出金に関する事項

3. 本規約において特に定める場合を除き、返金又は出金にかかる弊社所定の振込手数料はクライアント又はランサーが負担するものとし、弊社は、クライアントへの返金額又はランサーへの支払額から、振込手数料相当額を差し引くことができるものとします。
5. ランサーは、ランサー報酬の銀行口座への出金に関し、以下のいずれかの方式を選択することができるものとします。
 - (1) 月 2 回の自動出金方式
 - (2) キャリーオーバー方式
6. ランサーが前項第 1 号の方式を選択する場合、弊社は、毎月 15 日及び月末日（以下「締め日」といいます。）において、各締め日までに当選確定又は支払確定（以下本条において両者をあわせて「確定」といいます。）し、ランサーのアカウントに支払われた報酬総額（弊社手数料差し引き後のものをいいます。以下本条において同じ。）を、ランサーの登録銀行口座に対し自動的に出金するものとします。具体的な出金のタイミングは、別途弊社の定めるところによるものとします。
7. ランサーが第 5 項第 2 号の方式を選択する場合、弊社は、ランサーの個別の出金指示に応じ、ランサーのアカウントに支払われた報酬総額を、ランサーの登録銀行口座に対し出金するものとします。具体的な出金の

タイミングは、別途弊社の定めるところによるものとします。

第 20 条 プロジェクト方式における会員間取引

1. プロジェクト方式の場合、クライアントからランサー（チーム制においてはリーダーをいいます。特段の定めがない限り本条において以下同じ。）への依頼通知（直接依頼を含みます。）があり、かつ、当該依頼通知に対するランサーからの承認通知（直接依頼における承諾通知を含みます。）がクライアントに到達したとき（チーム制においては、これに加えて、当該承認後に引き続きなされる分配金設定における分配金の額について、本サイト上でチーム内の全メンバーの承諾を得られたとき）に、個別のプロジェクト計画に関する依頼が確定し、会員間の契約が成立するものとします。
3. 第 1 項の場合に成立する契約は、クライアントが当該プロジェクトの遂行を委託し、ランサーがこれを受託する業務委託基本契約とします。委託業務の内容、納期、金額は、依頼通知及び承認通知に示された内容とします（以下、プロジェクト方式におけるこのような契約を単に「業務委託基本契約」といいます。）。この業務委託基本契約の契約形態は、報酬支払が時間報酬による場合においても当然に適用されるものとします。
4. 業務委託基本契約成立前においては、会員間でなされる、プロジェクトの内容、納期、時間単価、費用等に関する会員間のやりとり（見積提示、サンプルの制作を含む）によって会員間において、契約を締結する義務が発生することではなく、依頼を受けなかった会員が、弊社及びクライアントに対し、何らの責任追及又は補償を求めることはできないものとします。
5. 業務委託基本契約成立後、クライアントとランサーは、相互に自己の会員連絡先情報を通知し、プロジェクトに関する直接の連絡が可能にするよう努めるものとします。クライアントとランサーは、成立した業務委託基本契約の詳細な項目につき、相互に協議の上、書面で契約を締結

するなど、相互の法律関係につき合意をなすよう努力するものとし、合意がないために生じるトラブル又は紛争については、弊社は何ら責任を負いません。

6. プロジェクト方式における報酬支払いの形式は、業務委託基本契約成立時に(1)時間報酬もしくは(2)固定報酬を選択するものとします。各報酬については以下の定めのとおりとします。なお、時間報酬について、チーム制は適用されないものとします。

(1) 時間報酬

- a. クライアントとランサーは、前週の日曜日までに、翌週に予定される業務時間を合意するものとします。当該合意時点において、業務委託基本契約に基づく個別の業務委託契約（以下「業務委託個別契約」といいます。）が成立し、当該時点において、ランサーからクライアントに対する報酬請求権が発生するものとします。
- b. クライアントは、業務委託個別契約に基づく業務に着手開始する週の前週の日曜日までに、業務時間に応じた報酬（ただし、300 円を下限とします。）について、クレジットカード決済による支払い予約を行うものとします。ただし、クライアントが、銀行口座決済若しくは PayPal 決済による支払いを選択する場合、業務委託個別契約に基づく業務に着手開始する週の前週の日曜日までに、弊社に対し、業務委託個別契約の報酬（ただし、弊社が別途下限金額を定めることがあるものとします。）を支払うものとします。
- j. 業務時間承認後、クライアントは、弊社所定の手続によって支払を確定させるものとします。本項第 1 号 b によるクレジットカード決済の支払い予約がなされていた場合は、当該支払確定時点において、クレジットカード決済処理が実行されるものとします。
- k. b ただし書又は j の場合において、弊社は、ランサーにより授与された代理受領権限に基づき、各種決済方法により弊社に支払われた報酬をランサーのために受領し、同受領時点において、ランサーの

クライアントに対する報酬請求権は消滅するものとします。

1. 弊社は、k の規定に基づいて受領した報酬をランサーのアカウントに対し支払うものとし、当該支払い時に、第 11 条 1 項第 1 号に定める弊社手数料を差し引くことができるものとします。

(2) 固定報酬

- a. 固定報酬を選択した場合、業務委託基本契約成立時点において、ランサー（チーム制においてはリーダー及び全メンバーをいいます。）からクライアントに対する報酬請求権が発生するものとします。
- b. クライアントは、ランサーが業務委託基本契約に基づく業務に着手する前に、当該契約に基づく報酬（ただし、弊社が別途下限金額を定めることがあるものとします。）について、クレジットカード決済による支払い予約を行うものとします。ただし、クライアントが、銀行口座決済若しくは PayPal 決済による支払いを選択する場合、ランサーが業務委託基本契約に基づく業務に着手する前に、弊社に対し、業務委託基本契約の報酬（ただし、弊社が別途下限金額を定めることができるものとします。）を支払うものとします。
- d. ランサーは、個々の計画にかかる業務終了後、クライアントに対し、弊社所定の手続で完了の報告をなし、クライアントは、速やかに（法人クライアントにおいては、弊社所定の期間内に）これを検収するものとし、検収完了後、弊社所定の手続によって支払確定を実行するものとします。
- e. d において、第 2 号 b によるクレジットカード決済の支払い予約がなされていた場合は、当該支払確定時点において、クレジットカード決済処理が実行されるものとします。
- f. b ただし書又は e の場合において、弊社は、ランサー（チーム制においてはリーダー及び全メンバーをいいます。）により授与された代理受領権限に基づき、各種決済方法により弊社に支払われた報酬をランサーのために受領し、同受領時点において、ランサーのクライ

アントに対する報酬請求権は消滅するものとします。

- g. 弊社は、fの規定に基づいて受領した報酬をランサー（チーム制においてはリーダー及び全メンバーをいいます。）のアカウントに対し支払うものとし、当該支払い時に、第 11 条第 1 項第 1 号に定める弊社手数料を差し引くことができるものとします。

19 S サービス（S 社：利用規約（抜粋）、下線は執筆者による。）

第 9 条（購入手続及びサービス提供契約の成立）

1. 利用会員は、当社サービスにおいてサービスの購入を希望する場合、当社所定のフォームより購入手続を行うものとします。
2. サービス提供契約は、利用会員が前項の購入手続を完了した時点で（当社サービスにおいて、購入手続を行ったサービスについて購入者及び出品者がやりとりを行うための画面（以下「トークルーム」といいます。）が設置された時点を指します。）、出品者と当該利用会員との間で成立します（以下サービスを購入した利用会員を「購入者」といいます。）。なお、当社は、サービス提供契約の当事者となるものではなく、サービス提供契約につき、出品者又は購入者のいずれの立場に関する責任も負いません。
3. 前項にかかわらず、ブログに関するサービス提供契約は、利用会員が第 1 項の購入手続を完了した時点で（当社サービスにおいて、購入手続を行ったブログについて購入者がコンテンツを読むことができる（原文ママ）ようになった時点を指します。）、出品者と当該利用会員との間で成立します。なお、当社は、サービス提供契約の当事者となるものではなく、サービス提供契約につき、出品者又は購入者のいずれの立場に関する責任も負いません。

第 12 条（支払方法と支払時期）

1. 利用会員がサービスを購入する場合、当社の定める方法により、当該サービスについて予め定められた料金（以下「代金」といいます。）を支

払うものとします。

3. 代金の支払いについては、ご利用ガイドに定めるとおりとします。

第 17 条（振込申請及び手数料）

1. 購入者による出品者に対する代金の支払いは、当社が出品者に代わり当該代金を受領し、それを当社が出品者に引渡すことその他当社が指定する方法により行われるものとし、当社が代金を受領した時点その他当社が指定した時点で、購入者の出品者に対する代金の支払いは完了したものとします。
2. 購入者は、当社サービスにおいてサービスの購入を行う際、当社に対し、手数料として代金相当額に当社が定める手数料率を乗じた金額を当社が定める方法により支払うものとします。
3. 出品者は、本条において、本規約に定める条件に従い、当社又は当社が指定する決済事業者及び収納代行業者に対し、ポイント決済、コイン決済以外の方法により購入者から支払われる代金を代理受領する権限を付与するものとします。さらに、出品者は、当社が決済事業者又は収納代行業者との間で締結する決済サービスに関する契約により必要となる場合には、代金債権を当社へ譲渡することに同意します。
5. 出品者は、本規約に別段の定めがある場合を除き、加盟店規約第 7 条第 1 項に基づき、サービスの提供完了時点から 120 日以内に代金相当額（本規約第 17 条第 1 項及び加盟店規約第 3 条第 6 項に基づき当社が代理受領した金額及び交換ポイント及び S サービスコインに関する特約第 10 条第 1 項に基づき利用された交換ポイント相当額及び S サービスコイン相当額並びに本規約第 28 条第 1 項に基づき利用された付与ポイント相当額を含みます。以下、同じ。）の振込申請を行うものとします。当該振込申請がなされた場合には、当社は、当該振込申請の時点における代金相当額を、本規約第 17 条第 1 項及び加盟店規約第 3 条第 6 項に基づき当社が代理受領した金銭、ポイント決済精算金及びコイン決済精算金の引き渡しとして、出品者が登録した金融機関の口座（以下、「登録

銀行口座」といいます。) に振り込む方法により支払います。

7. 出品者は、当社に対し、手数料として、代金相当額に当社が定める手数料率を乗じた金額を支払うものとします。本条第 5 項及び本項第一文の規定にかかわらず、本条第 5 項に定める代金相当額の支払いと本項第一文に定める手数料の支払いは、当社が、振込申請日時点での代金相当額の総額から、当該代金相当額に対応する手数料及び所定の銀行振込手数料を差し引いた金額を、振込金額として確定し、出品者の登録銀行口座に振り込む方法により行うものとします。
8. 振込の時期は、振込申請日が各月 1 日から 15 日の場合は 15 日時点から、振込申請日が各月 16 日から月末の場合は月末時点から、所定の営業日以内に登録銀行口座に振り込むものとします。
9. 第 4 項（原文ママ）及び前項にかかわらず、ブログの代金相当額の振込申請は、ブログに関するサービス提供契約成立日の属する月の翌月 1 日から行うことができるものとし、その振込の時期は、振込申請を各月 15 日で締め、各月 15 日時点から所定の営業日以内に登録銀行口座に振り込むものとします。

20 Tサービス（T社：利用規約（抜粋）⁽⁷²⁾、下線は執筆者による。）

第 6 条 本サービスの内容について

3. 本取引に基づくクライアントからワーカーに対する報酬の支払事務は、弊社がワーカーに代わり当該報酬を受領し、それを弊社がワーカーに引

(72) 利用規約 2 条において、取引の形式として、①プロジェクト形式（クライアントの依頼に対してワーカーが応募し、クライアントとワーカーとの間で業務委託契約が成立したあとでワーカーが業務を行う形式）、②コンペ形式（クライアントの依頼に対してワーカーが業務を行った成果を提案し、クライアントが採用した提案を行ったワーカーとクライアントとの間で業務委託契約が成立する形式）、③タスク形式（クライアントによる複数の業務の依頼に対して、ワーカーがそのタスクの全部又は一部を行った成果を提示し、クライアントが承認した部分について、ワーカーとクライアントとの間で業務委託契約が成立する形式）が定義されている。各取引で利用規約の内容が異なるため、本節では①プロジェクト形式に関してのみ記述することとする。

渡すことにより行われるものとします。ワーカーと弊社の間には代理受領契約が成立するものとし、当該契約に基づき、ワーカーは弊社に対して、クライアントに対して有する報酬請求権の代理受領権を授与するものとします。

4. クライアントが、弊社が指定する後払いサービスを利用する場合は、本取引に基づいてワーカーがクライアントに対して有する報酬債権は、ワーカーから弊社へ、弊社から弊社が指定する当該後払いサービスを運用する決済代行業者（以下「決済代行業者」といいます。）に対して譲渡されるものとし、クライアントは、当該債権譲渡について予め承諾するものとします。クライアントは、決済代行業者に対して、決済代行業者の定めるところに従って、ワーカーに対する報酬金相当額を支払うものとします。

第 8 条 システム利用料及び保証料について

1. 受発注者は、弊社に対し、本サービス利用料（以下「システム利用料」といいます。）として、以下各号の定めに従い、各金員の支払い義務を負うものとします。なお、支払いの時期及び方法については第 16 条の定めによることとします。

- (1) 本取引に基づく業務（成果物がある場合にはその引き渡し）が終了した場合には、プロジェクト形式（時間単価制・固定報酬制）・コンペ形式の場合、各取引の報酬額で 20 万円を超える部分については報酬額の 5%、10 万円超 20 万円以下の部分については報酬額の 10%、報酬額が 10 万円以下の部分については報酬額の 20%（消費税別・1 円未満切り捨て）に相当する金額をシステム利用料としてワーカーは弊社に支払うものとします。（後略）

第 10 条 プロジェクト形式における本取引の成立

1. クライアントがプロジェクト形式による取引を選択した場合、本サービス内において、ワーカーとクライアントの間で、業務内容・報酬制度（時間単価制又は固定報酬制）・期限等の契約内容が確定し、その内容に

したがって実施する意思が相互に確定された時点で、当事者間で業務委託契約が締結されるものとします。

4. クライアントは、業務の成果物がある場合にはこれに瑕疵がないか検収する義務及び固定報酬制の場合には業務の遂行・完成に対して契約に従った報酬を支払う義務を、時間単価制の場合にはワーカーが委託された業務に費やした時間に応じた報酬を支払う義務をそれぞれ負うものとします。

第 16 条 決済手続き

2. 本取引の報酬の支払時期及び方法 (但し、後払いサービスは除きます。) については以下の各号のとおりとし、クライアントは、支払うべき報酬額を期日までに滞りなく支払うものとします。なお、クライアントのワーカーに対する報酬の支払事務については、第 6 条第 3 項に従うものと
し、弊社は、ワーカーに対する報酬又は報酬額相当の金銭の引渡しにあたり、当該報酬又は報酬額相当の金銭の引渡債務と、ワーカーの弊社に対するシステム利用料の支払債務を対当額にて相殺の上、その残額を引渡すことができるものとします。

- (1) プロジェクト形式の場合、受発注者は、報酬の支払いについて時間単価制と固定報酬制のいずれかの制度を利用するものとします。
- (2) プロジェクト形式の場合、クライアントは、ワーカーに対する報酬支払義務が発生した場合、当該報酬につき、時間単価制の取引については報酬確定の単位となる週 (第 11 条第 1 項参照) の前週日曜日までに、固定報酬制の取引については作業を開始する日の前日までに、仮払いを行うものとします。但し、以下の場合には、当該報酬の後払いを認めるものとし、ワーカーはこれに同意するものとします。その場合は月末締め翌月末日払いで弊社指定の銀行口座への振込又はクレジットカード決済による払込みを行うものとし、ワーカーはそれに同意するものとします。
 - ・ クライアントが、預託金制度に基づき弊社に預託金を収めている

場合で、預託金制度を利用した取引の未払い報酬の総額と当該報酬金額との合計額が、預託金の額を超えない場合

- ・ クライアントが、弊社の定める与信基準に基づいた与信審査を通過した場合

(8) クライアントから弊社に対し、本項第 2 号若しくは第 3 号の払込みが行われた場合、又は、第 5 号若しくは第 7 号の払込みが行われた場合、弊社はワーカーに対して、払い込まれた金員から第 8 条第 1 項に定めるシステム利用料及びワーカーへの振込手数料を控除した金員を、弊社が別途定める報酬の出金方式のうち、ワーカーが指定する方式に従って支払うものとします。(後略)

4. 弊社に対するクライアントの振込手数料については、クライアントが負担するものとし、ワーカーに対する弊社の振込手数料については、ワーカーが負担するものとします。

第 3 章 差押え及び徴収共助について

第 1 節 差押え

徴収職員は、滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納しないときは、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならないと規定されている（国税徴収法 47 条 1 項 1 号）。差押えの対象となる財産は、①差押えをする時に滞納者に帰属しているもの、②国税徴収法施行地域内にあるもの、③金銭的価値を有するもの、④譲渡又は取立てができるものでなければならず⁽⁷³⁾、また、⑤差押禁止財産に該当しないものである必要がある。

この点を、仮に提供者が滞納者であった場合に、提供者がプラットフォームに対して有するサービス等の利用対価の引渡請求権について検討すると、当該引渡請求権は提供者（滞納者）に帰属しており、金銭的価値を有し、取立てができるものであるし、また、差押禁止財産に該当しないため、上記①及び③ないし⑤の検討においては特段の問題は生じない。このため、以下②の問題点について検討する。

前述のとおり、差押えの対象となる財産については、国税徴収法施行地域内にあるものでなければならないが、国税徴収法は、財産の所在地の判定に関する規定を置いておらず、相続税法 10 条（財産の所在）に定めるところに準ずるものとされており⁽⁷⁴⁾、同条 1 項 13 号は、「前各号に掲げる財産を除くほか、営業所又は事業所を有する者の当該営業所又は事業所に係る営業上又は事業上の権利については、その営業所又は事業所の所在」と規定している。このため、プラットフォームが外国法人であっても日本国内に営業所又は事業所を有し、当該プラットフォームに対する債権が、当該営業所又は事業所に係る営業上又は事業上の権利である場合には国内

(73) 国税徴収法基本通達 47 条関係 5 ないし 8。

(74) 国税徴収法基本通達 47 条関係 6 なお書き。

財産となり、差し押さえることは可能である。しかしながら、プラットフォーマーが日本国内に営業所又は事業所を有しない外国法人である場合には、当該プラットフォーマーに対する債権については国外財産となり、差し押さえることはできないことになる。

また、仮に、外国法人であるプラットフォーマーが滞納した場合も、日本国内に財産がなければ差押えはできないことになる。

我が国で差押えができない場合には、次節の徴収共助等の要請を検討することになる。

第 2 節 徴収共助

1 条約の成立経緯等

国境を越える経済取引、企業の海外進出形態の複雑化・多様化等が進む中、国際的な脱税及び租税回避行為に対処するため、各国の税務当局間の相互行政支援のためのネットワークを拡充する必要性が増大している。欧州評議会及び経済協力開発機構は、このような状況の下で、各国の税務当局間の相互行政支援のためのネットワークを拡充するため、1980 年代後半以降、専門家会合を設け、各国の税務当局間の円滑な相互行政支援を実現するための多数国間条約の作成に取り組んできた結果、租税に関する相互行政支援に関する条約（以下「税務行政執行共助条約」という。）が、欧州評議会閣僚委員会及び経済協力開発機構理事会において作成された。この条約は、昭和 63 年（1988 年）1 月に欧州評議会の加盟国及び経済協力開発機構の加盟国に対して署名のために開放され、平成 7 年（1995 年）4 月に効力を生じた⁽⁷⁵⁾。相互行政支援の対象は、①租税に関する締結国の法令の運用、執行に関連する情報を交換（情報交換）、②租税債権の徴収を相互に援助（徴収共助）、③

(75) 外務省ホームページ「租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書の説明書」1 頁
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000003669.pdf>) (2022 年 6 月 20 日最終閲覧)。

租税に関する文書の送達を依頼（送達共助）の 3 項目となっている（同条約 1 条 2 項）。

このような状況の下、我が国でも、国外への財産移転などによる国際的な徴収回避に適切に対応するため、平成 23 年度（2011 年度）税制改正大綱において、徴収共助について具体的な検討を行う旨が決定され、平成 23 年（2011 年）11 月 3 日に税務行政執行共助条約及び同条約を改正する議定書に署名し、平成 25 年（2013 年）10 月 1 日に発効した。税務行政執行共助条約においては、徴収共助について、①要請国において徴収することが可能な状態にあり、かつ、課税に関する争いがされていない場合に徴収共助を要請することができ（同条約 11 条 2 項）、②要請に係る租税債権は、被要請国においていかなる優先権も付与されない（同条約 15 条）ことなどが定められている。

また、我が国の徴収共助は、二国間租税条約（以下「二国間条約」という。）によっても要請することができる⁽⁷⁶⁾。

2 現状

我が国が税務行政執行共助条約等に署名したことを踏まえ、平成 24 年度（2012 年度）税制改正において、徴収共助や送達共助に関する「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（以下「租税条約等実施特例法」という。）（昭和 44 年法律第 46 号）等の規定の整備が行われた。徴収共助については、租税条約等実施特例法 11 条等が改正され、外国から徴収の共助の要請があった場合に関する規定として、外国からの要請に応じない事由、徴収共助の実施に係る具体的な手続及び外国租税債権の優先権の否定等に関する規定が整備された。また、我が国が外国に徴収共助を要請する場合に関する規定として、外国に徴収の共助を要請した国税の徴収権の時効の中断や国税の徴収の時期に関する規定なども整備され

(76) 我が国と相手国との二国間で締結される租税条約で、徴収共助の規定が含まれる条約を締結している国との間で徴収共助が可能となる。

た⁽⁷⁷⁾。

その結果、一般的な租税滞納事案に関して、我が国が徴収共助の要請をすることができる国又は地域は、税務行政執行共助条約の締結国の増加及び二国間条約の締結・改正の進捗により、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日現在で 72 の国・地域に拡大している⁽⁷⁸⁾。

3 徴収共助の限界

条約は国家間を拘束するが、一般的に、国家は締結する条約に留保を付すことが認められている。税務行政執行共助条約においても、条約当事国は、条約が発効された後でも、徴収共助だけは支援をしない、あるいは特定の税目について徴収共助は支援をしないといったような条約の一部を実施しないとする国家の意思表示として、留保を付することができる。

二国間条約においても、我が国と二国間条約を締結しているものの、徴収共助規定がないものについては、順次、徴収共助規定を含む条約への改正が行われているが、依然として、条約改正に至らない相手国は存在している。また、既存の二国間条約の中には、一般的な租税滞納事案を対象とする包括的な徴収共助規定ではなく、租税条約上の特典（租税の減免等）濫用による租税滞納事案のみを対象とする限定的な徴収共助規定を含む条約が存在している。

このように、条約の枠組みはあっても相手国が徴収共助を留保している場合や、二国間条約で徴収共助規定がない場合又は限定的な徴収共助規定の場合には、一般的な租税滞納事案を対象とする徴収共助の要請は断念せざるを得ない状況にある。

(77) 吉国二郎ほか『令和 3 年改訂国税徴収法精解』1281 頁（大蔵財務協会、2021）。

(78) 財務省ホームページ「令和 3 年度 税制改正の解説」993 頁
(https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2021/explanation/p939-1010.pdf)（2022 年 6 月 20 日最終閲覧）。

4 国税の徴収共助の要件

我が国が外国に対し徴収共助の要請をした場合、その外国は我が国との間の租税条約等の規定により徴収共助に応じる義務をその租税条約等により負うことになるが、税務行政執行共助条約やOECDモデル租税条約⁽⁷⁹⁾の規定によれば、次の要件を満たしている必要がある⁽⁸⁰⁾。

- ① 徴収共助の規定がある租税条約等の相手国等への要請であること
- ② 租税条約等の規定により徴収共助の対象となる租税債権であること
- ③ 租税債権の状態が租税条約等の定める要件を充足していること
- ④ 租税条約等によりその租税条約等の相手国等が共助する義務を負わないときでないこと

上記④の要件に関して、税務行政執行共助条約21条2項gにより、要請国が自国の法令又は行政上の慣行の下でとることができる全ての合理的な措置をとっていない場合（当該措置をとることが過重な困難を生じさせる場合を除く。）には、被要請国は、行政支援を行う義務を負わないこととされている。このため、「例えば、納税者の日本国内の財産や第二次納税義務者の存在が把握されているなど、わが国の国内法や徴収実務の下で容易に徴収できるにも関わらず共助要請をすること」は、徴収共助に関連する被要請国の拒否事由とされている⁽⁸¹⁾。

(79) 財務省ホームページ「租税条約に関する資料『租税条約の概要』」
(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/index.htm)
(2022 年 6 月 20 日最終閲覧)。「租税条約には、国際標準となる『OECD モデル租税条約』があり、OECD 加盟国を中心に、租税条約を締結する際のモデルとなっている。OECD 加盟国である我が国も、概ねこれに沿った規定を採用している。」と説明されている。

(80) 吉国ほか・前掲注(77)1293-1294 頁。

(81) 財務省ホームページ「平成 24 年度 税制改正の解説」552 頁
(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9551815/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2012/explanation/pdf/p508_612.pdf#page=2) (2022 年 6 月 20 日最終閲覧)。

第 4 章 提供者が滞納者の場合における徴収 方途の検討

第 2 章第 4 節 4 で記述したとおり、提供者が滞納者である場合には、プラットフォームが利用者からサービス等の利用対価を受領した時点で、提供者がプラットフォームに対して有するサービス等の利用対価の引渡請求権の差押えが可能となる。

しかしながら、差押えの実務に当たっては、財産調査の上、帰属認定など差押えの対象となる財産に該当するか否かの判断を行う必要があり、また、差押対象財産であっても、プラットフォームの支払期限の長短や単発的な取引か継続的な取引かなどによって、サービス等の利用対価の引渡請求権の差押えが困難となる場合がある。このため、以下、シェアリングエコノミーの分類ごとの差押えや実務における問題点等について検討する。

第 1 節 プラットフォーマーが内国法人の場合

1 シェアリングエコノミーの分類ごとの差押え等の検討

(1) モノのシェア

モノのシェアの場合には、一般的に単発的な取引が多く、また、プラットフォームが利用者から支払を受けてから提供者へ支払うまでの期間が極めて短いため、実務的に、サービス等の利用対価の引渡請求権の差押えは困難であると考ええる。なお、モノのシェアについては、個人消費者が利用しているのが一般的であり、その取引価格は比較的に低額であると想定されることから、事業者は別として、フリマアプリ等を利用した収入に基づく課税による滞納国税の発生は少ないものと考ええる。

(2) 空間のシェア

空間のシェアの場合には、プラットフォームから提供者への支払時期について締め日が設定されている場合があり、その支払期限まで一定期間

あることから、実務的に、サービス等の利用対価の引渡請求権の差押えは可能であると考ええる。なお、空間のシェアについては、シェア対象となる空間（不動産）が存在することから、当該不動産は差押えの対象となり得ると考える。

（３）移動のシェア

移動のシェアの場合には、プラットフォーマーから提供者への支払期限まで一定期間あることから、実務的に、サービス等の利用対価の引渡請求権の差押えは可能であると考ええる。なお、カーシェアなどについては、シェア対象となる自動車が存在することから、当該自動車は差押えの対象となり得ると考える。

（４）スキルのシェア

スキルのシェアの場合には、プラットフォーマーから提供者への支払について締め日が設定されている場合が一般的であり、その支払期限まで一定期間あることから、実務的に、特にクラウドソーシングの場合には、サービス等の利用対価の引渡請求権の差押えは可能であると考ええる。

2 差押え後にプラットフォーマーが相殺を主張してきた場合

第 2 章第 4 節 5 で記述したとおり、提供者がプラットフォーマーに対して有するサービス等の利用対価の引渡請求権（受働債権）が差し押さえられた後に、プラットフォーマーが提供者に対して有する債権（自働債権）との相殺を主張してきた場合に、どこまで相殺を認めるべきか。第 2 章第 3 節で記述したとおり、民法 511 条の規定により、プラットフォーマーが差押え前に取得した債権は当然のことながら、利用規約に規定されている債権であれば、差押え後に取得した債権であっても、同一の契約に基づくものであり自働債権と受働債権の相互関連性は高く、プラットフォーマーに相殺への合理的期待があり、差押え前の原因に基づいて生じた債権であるといえることから、プラットフォーマーは差押債権者に相殺を主張することができるものと考ええる。なお、利用規約に規定されていない債権を自働債権とする相殺について

は個別に判断することになるが、プラットフォームが、合理的な期待利益なく相殺権を行使した場合や、本来の目的とは異なり恣意的に相殺権を行使した場合など、相殺権を濫用した場合への対応が更なる課題となる。

3 クラウドソーシングを利用したフリーランスへの対応

クラウドソーシングを利用したフリーランスが増加しているが、これらの者が滞納した場合には、プラットフォームに対して有するサービス等の利用対価（業務報酬）の引渡請求権の差押えを行うことになる。しかしながら、滞納者がプラットフォームを随時変更している場合や財産調査・差押えのタイミングなどによっては、当該引渡請求権の差押えが困難となってくることが想定される。また、業務報酬収入が滞納者の預金等口座に振り込まれた後に、預金等残高としてある場合には、当該預金等の差押えが可能であるが、預金等口座に振り込まれた直後に全額引き出されたなどの場合には当該預金等の差押えも困難となる。

業務報酬の引渡請求権や預金等の差押えが困難な状況で、滞納者であるフリーランスが目ぼしい財産を所有しておらず、クラウドソーシングに係る業務報酬収入のみによって生計を立てている場合には、当該フリーランスに対する滞納処分が困難となってくることが想定される。

このような状況を回避するとともに、滞納の未然防止による滞納残高の圧縮の観点から、一方策として、例えば、クラウドソーシングについては、プラットフォームに源泉徴収義務を負わせる制度の導入を検討してはどうか。

令和元年度（2019 年度）税制改正において、暗号資産（仮想通貨）取引やインターネットを通じた業務請負の普及など、経済取引の多様化・国際化が進展する中、適正課税を確保するため、実務上行っていた事業者等に対する任意の照会（協力要請）について法定の規定が整備されるとともに、高額・悪質な無申告者等を特定するための情報について国税当局が事業者等に報告を求める仕組みが整備され、令和 2 年（2020 年）1 月 1 日以後に行う協力要請や報告の求めについて適用されることになっている。国税庁においては、

現在、このような法的な枠組みの積極活用のほか、プロジェクトチームの設置や ICT の積極活用により、シェアリングエコノミー等新分野の経済活動について課税上問題があると見込まれる納税者を的確に把握し、適正課税の確保に取り組んでいるところである⁽⁸²⁾。プラットフォームに源泉徴収義務を負わせる制度を導入することにより、更なる適正課税の確保にもつながるものとする。

4 利用対価の支払手段による滞納処分への影響

利用者からプラットフォームへの支払に当たって、利用者が金融機関口座への振込みのほかにクレジットカードなどを利用することが想定されるが、支払手段によって、滞納処分（提供者がプラットフォームに対して有するサービス等の利用対価の引渡請求権の差押え）への影響の有無について、金融機関口座への振込みによる場合とクレジットカード利用による場合に分けて、以下検討する。

（１）金融機関口座への振込みによる場合

債務者が債権者に対して債務の弁済をしたときに、その債権は、消滅するが（民法 473 条）、債権者の預金又は貯金の口座に対する払込みによる弁済は、債権者がその預金又は貯金に係る債権の債務者（金融機関）に対してその払込みに係る金額の払戻しを請求する権利を取得した時に、その効力を生ずることになる（民法 477 条）。したがって、金融機関口座への振込みによる場合は、利用者からの振込金がプラットフォームの預金等口座に入金された時点で、利用者の提供者に対する債務は消滅することになる。

（２）クレジットカード利用による場合

(82) 国税庁ホームページ『「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応」の『情報収集・分析の充実』』（2019 年 6 月発表）（https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2019/sharingeconomy_taio/pdf/01.pdf）（2022 年 6 月 20 日最終閲覧）。

クレジットカード取引の私法上の法律構成については、①債務引受（立替払）型、②債権譲渡型、③保証委託型の 3 種類があるとされているが、現行の契約実務は、①と②の 2 類型が存在するとされている⁽⁸³⁾。

債務引受（立替払）型の場合には、発行者は、利用者の取引代金債務を併存的ではなく免責的に引き受けて加盟店に対するその債務を負担するという構成になり、債権者である加盟店がこれを債務者である利用者に通知したときに免責的債務引受の効力が生じることになる⁽⁸⁴⁾⁽⁸⁵⁾。一方、債権譲渡型の場合には、加盟店が利用者に対して取得した取引代金債権を発行者に債権譲渡をするという構成になり、加盟店は、発行者に対して債権譲渡代金債権を取得し、利用者は、債権譲渡によって債権者が加盟店から発行者に移転することから、加盟店に対する代金債務の支払を免れる一方で、発行者は、利用者に対する代金支払債権を取得することになる⁽⁸⁶⁾。

したがって、クレジットカード利用による場合は、免責的債務引受又は債権譲渡の効力発生時期、一般的には、利用者がクレジットカードを利用した時点（利用者のクレジットカード利用情報がカード会社に到達した時

(83) 片岡義広「クレジットカード等契約の法律構成の可能性」CCR（クレジット研究）10 号 78 頁（一般社団法人日本クレジット協会、2021）（https://www.j-credit.or.jp/information/download/ccr_10/ccr_paper_10-11.pdf）（2022 年 6 月 20 日最終閲覧）。

(84) 片岡・前掲注(83)80 頁。

(85) 潮見・前掲注(64)528-536 頁。「債務引受とは、契約により、債務者の債務と同一内容の債務を、引受人が債権者に対して負担することをいい、債務引受には、併存的債務引受（重量的債務引受）と免責的債務引受がある。併存的債務引受とは、契約によって、債務者の債務と同一内容の債務を、引受人が債権者に対して負担することをいい、その結果、債権者は、債務者と引受人の双方に対して債権を有することになる（民法 470 条）。一方、免責的債務引受とは、①契約によって、債務者の債務と同一内容の債務を引受人が債権者に対して負担することと、債務者を当該債務から免責させることを合意するとともに、②債権者が債務者に対してその債務の免除をするものをいう（民法 472 条 1 項）。免責的債務引受は、債権者と引受人となる者との契約によってすることができ、この場合には、債権者が債務者に対して当該契約をした旨を通知した時に、その効力を生じる（同条 2 項）。また、免責的債務引受は、債務者と引受人となる者が契約をし、債権者が引受人となる者に対して承諾をすることによってもすることができ、この場合には、債権者の承諾があった時にその効力を生じるが（同条 3 項）、承諾の効力は、債務者と引受人となる者との契約（合意）時にさかのぼるものではない。」などと説明されている。

(86) 片岡・前掲注(83)81 頁。

点)で、利用者の提供者に対する債務は消滅することになる。

(3) 小括

利用者からプラットフォームへの支払に当たって、利用対価の支払手段によって、利用者の提供者に対する債務の消滅時期に違いが生じるだけであって、利用対価の引渡請求権の差押えが不可となるような影響はないものとする。

5 利用規約の変更等による滞納処分への影響

シェアリングサービスでは、一般的に、①プラットフォームはプラットフォーム内で提供者と利用者をマッチングし、②提供者は利用者にサービス等を提供し、③利用者はその対価を、プラットフォームを通じて提供者に支払うという取引形態となっており、現状では、各シェアリングサービスの利用規約もこれに沿った内容となっている。

第1章第3節で記述したとおり、為替取引としての改正資金決済法の規制対象については、①債務者に対する商品やサービスの提供に先立って又は同時に資金を受け入れた後に、受取人に資金を移動するものでないこと、かつ、②債権発生原因契約の成立に不可欠な関与を行い、資金を受け入れ、受取人の同意の下に資金を移動するものでないことが要件となっている。このため、現状では、フリマアプリやエクスローサービスを提供するプラットフォームは、基本的に、為替取引としての資金決済法の規制対象にはなっていない。

利用規約は契約であるため、今後、プラットフォームが利用規約を自由に設定・変更することは可能である。この場合でも、シェアリングサービスの取引形態は、利用者がプラットフォームを通じて、サービス等の利用対価を提供者に支払うことが基本であることから、プラットフォームが利用規約を設定・変更する場合であっても、少なくともこの資金の流れは維持されるものとする。その場合、シェアリングサービスでは、プラットフォームが利用者からサービス等の利用対価を受領した時点で、必ず、提供者はプラットフォームに対して当該利用対価の引渡請求権を取得することにな

り、理論的に当該引渡請求権の差押えに影響はないものとする。仮に、当該引渡請求権の差押え後にプラットフォームが被差押債権の履行を拒む場合は、取立訴訟の提起等により対応することになると考える。

また、プラットフォームが、受取人（提供者）が同意しないような受取人に不利益な利用規約を設定・変更することも、為替取引としての資金決済法の規制対象になるため、プラットフォームが利用規約を設定・変更する場合に、一定の制約はかかるものとする。

第 2 節 プラットフォーマーが外国法人の場合

第 3 章第 1 節で記述したとおり、プラットフォームが外国法人であっても日本国内に営業所又は事業所を有し、当該プラットフォームに対する債権が、当該営業所又は事業所に係る営業上又は事業上の権利である場合には、提供者がプラットフォームに対して有するサービス等の利用対価の引渡請求権については国内財産となり、差し押さえることは可能である。しかしながら、プラットフォームが日本国内に営業所又は事業所を有しない外国法人である場合には、これらの債権については国外財産となり、差し押さえることはできない。我が国で差し押えができない場合には、徴収共助の要請を検討することになるが、この際、第 3 章第 2 節 4 で記述した徴収共助の要件のうち、「④ 租税条約等によりその租税条約等の相手国等が共助する義務を負わないときでないこと」が問題となる。

上述のような場合にはプラットフォームに対する債権の差し押えはできない状況にあるが、プラットフォームは支払期限までに提供者に対して銀行振込み等により支払を行うため、振り込まれた預金等口座に残額があれば、提供者（滞納者）の財産として預金等の差し押えを行うことが可能であり、徴収共助に関連する被要請国の拒否事由に該当することになる。また、仮に、提供者と利用者との取引が単発的な取引であった場合には、プラットフォームから提供者に支払がなされた時点で、提供者には国外財産がないことになる。

したがって、提供者が滞納者の場合で、プラットフォームが日本国内に営業所又は事業所を有しない外国法人である場合には、実務的に、徴収共助の要請は困難であり、振り込まれた預金等、滞納者の財産について差押えを行っていくほかないものと考ええる。

第 3 節 利用者に対する原債権の差押え

第 2 章第 4 節で記述したとおり、一般的に、シェアリングサービスにおいては、提供者と利用者との間で直接にサービス等の利用契約が成立することになり、契約が成立した時点で、利用者は提供者に対してサービス等の利用対価の支払義務を負い、提供者は利用者に対して当該利用対価を請求する権利を取得することになる。そして、利用者がプラットフォームに対して当該利用対価を支払った時点で、利用者の提供者に対する当該利用対価の支払義務（提供者の利用者に対する当該利用対価の支払請求権）は消滅することになる。

ところで、代理受領とは、債権者が、その債権の確保のために、債務者が第三債務者に対して有する債権について、債務者から取立ての委任を受け、受領した金員を直接自らの債権の弁済に充当する方法による債権担保手段をいうが、代理受領の目的となっている債権であっても、その契約は差押債権者に対抗できないから⁽⁸⁷⁾、当該債権に対して滞納処分をすることができるとされている⁽⁸⁸⁾。このため、提供者と利用者との間で契約が成立した後、利用者がプラットフォームへの支払を完了するまでの間は、提供者が利用者に対して有するサービス等の利用対価の支払請求権（原債権）は存在しており、当該支払請求権（原債権）の差押えは可能であると考ええる。

(87) 大阪高判昭和 43 年 3 月 22 日判時 531 号 31 頁。

(88) 国税徴収法基本通達 62 条関係 12。

第 5 章 プラットフォーマーが滞納者の場合 における徴収方途の検討

第 1 節 プラットフォーマーが内国法人の場合

内国法人であるプラットフォームが滞納した場合には、基本的に、滞納処分における特段の制限はないので、通常の滞納整理を行うことになる。

第 2 節 プラットフォーマーが外国法人の場合

1 外国法人の納税義務

外国法人の納税義務については、各税法に次のように規定されており、当該外国法人が納税義務を履行しない場合には、滞納処分等により滞納整理を行う必要がある。

(1) 法人税

法人税法では、外国法人については 2 条 4 号で「内国法人以外の法人をいう。」と定義されており、4 条 3 項で、「外国法人は、第 138 条第 1 項（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得⁽⁸⁹⁾を有するとき（人格のない社団等にあつては、当該国内源泉所得で収益事業から生ずるものを有するときに限る。）、法人課税信託の引受けを行うとき又は第 145 条の 3（外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等を行うときは、この法律により、法人税を納める義務がある。」と規定されている。

(89) 国内源泉所得については、法人税法 138 条 1 項各号で規定されているが、1 号では、「外国法人が恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該恒久的施設が当該外国法人から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、当該恒久的施設が果たす機能、当該恒久的施設において使用する資産、当該恒久的施設と当該外国法人の本店等（当該外国法人の本店、支店、工場その他これらに準ずるものとして政令で定めるものであつて当該恒久的施設以外のものをいう。次項及び次条第 2 項において同じ。）との間の内部取引その他の状況を勘案して、当該恒久的施設に帰せられるべき所得（当該恒久的施設の譲渡により生ずる所得を含む。）」と規定されている。

(2) 消費税

消費税法では、事業者については2条1項4号で「個人事業者及び法人をいう。」と定義されており、4条1項で、「国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第3項において同じ。）及び特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。以下この章において同じ。）には、この法律により、消費税を課する。」と規定されている。このため、法人が行った国内における資産の譲渡等については、内国法人、外国法人の区分に関係なく、消費税が課されることになる。

また、消費税法では、外国法人は国外事業者となるが（消費税法2条1項4号の2）、国外事業者が行う電気通信回路（インターネット等）を介して国内の事業者・消費者に対して行われる電子書籍の配信等の役務の提供のうち、事業者向けのものについては、当該役務の提供を受けた国内事業者に申告納税義務が課され（リバースチャージ方式）、事業者向け以外のもの（消費者向けのもの）については、当該役務を提供した国外事業者に申告納税義務が課されることになる⁽⁹⁰⁾。

(3) 源泉所得税

所得税法では、外国法人については2条1項7号で「内国法人以外の法人をいう。」と定義されている。また、7条1項で、「所得税は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得について課する。」と規定されており、外国法人については5号で「第161条第1項（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得のうち同項第4号から第11号まで及び第13号から第16号までに掲げるもの」と規定されている。

(90) 国税庁ホームページ「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について」(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/cross/01.htm>) (2022年6月20日最終閲覧)。

2 外国法人に対する滞納処分

第 3 章第 1 節で記述したとおり、差押えの対象となる財産については、国税徴収法施行地域内にあるものでなければならない。

したがって、外国法人であるプラットフォーマーが滞納した場合であっても、当該プラットフォーマーが、日本国内に動産や不動産を有する場合、日本国内の金融機関に預金等を有する場合、日本国内の営業所等に係る売掛金を有する場合など、日本国内に財産を有する場合には、これらの財産について差押えは可能である。しかしながら、当該プラットフォーマーが、日本国内に財産を有しない場合には、徴収共助の要請を検討することになる。

第 6 章 お金のシェア（クラウドファンディング） の場合における徴収方途の検討

第 1 節 利用規約の確認

第 1 章第 2 節 5 で記述したとおり、お金のシェアは、一般的にクラウドファンディングと呼ばれており、①寄付型、②売買型、③投資型（株式型・ファンド型）、④貸付型の類型がある。本節においては、プラットフォーマーの利用規約を概観することにより、契約の成立時期、債権債務の発生時期、支援金の支払時期等を把握するが、これまでに確認した利用規約では、利用規約ごとに差はあるものの、おおむね以下のとおりまとめることができる。なお、確認した各利用規約（抜粋）は、節末にまとめて掲載する。

1 契約の成立時期

契約の成立に関する民法の規定は、第 2 章第 4 節 1 のとおりである。また、民法 127 条は、1 項で、「停止条件付法律行為は、停止条件が成就した時からその効力を生ずる。」と規定しており、3 項で、「当事者が条件が成就した場合の効果をその成就した時以前にさかのぼらせる意思を表示したときは、その意思に従う。」と規定している。

これまでに確認した利用規約では、契約の成立については、一般的に、「プロジェクトが成立した場合に、支援者と実行者との間において支援契約が成立し、プラットフォーマーは支援契約の当事者にはならない。」といった内容の規定が設けられている。更に、「実行者から起案されたプロジェクトに対して、システム上で、支援者が支援の申込みを完了した時点で、支援者と実行者との間でプロジェクトが成立することを条件とする支援契約が成立する。」といった内容の規定が設けられている。クラウドファンディングは、実行者に資金提供することを一つの目的としていることから、プロジェクトの成立前に、一旦、支援者から支援金の申込み・支払が行われることになり、プロ

ジェクトの成立を停止条件とした支援契約となる。

契約の成立時期については、その内容が利用規約に明記されている場合には、基本的に、当該内容によることになる。一方、契約の成立時期が利用規約に明記されていない場合には、民法の規定によることになる。すなわち、システム上で、実行者から起案されたプロジェクトに対して、支援者が支援の申込みを完了した時点で、支援者と実行者との間でプロジェクトの成立を条件に支援契約は成立することになる。

2 支援金の支払時期について

これまでに確認した利用規約では、支援金の支払時期については、各シェアリングサービスによって様々であり、個々の利用規約により判断するほかないが、プラットフォームから実行者への支払時期について、例えば、「プロジェクト期間終了日の属する月の翌々月の第3営業日」といった具体的な日が設定されている場合がある。

3 支援者の実行者に対する債務の消滅時期

クラウドファンディングは、プロジェクトの成立を停止条件とした支援契約であり、プロジェクトの成立前に、一旦、支援者からプラットフォームに支援金の支払が行われることになる。これまでに確認した利用規約では、「プラットフォームが、支援者から支払われる支援金を、実行者に代わって受領した時点で、支援者の支援金支払義務の履行が完了したものとする。」といった内容で、支援者の実行者に対する債務の消滅時期が明記されているものとそうでないものがある。

第2章第4節3と同様の考えから、支援者の実行者に対する債務の消滅時期が利用規約に明記されているか否かにかかわらず、支援者からプラットフォームへの支払が完了した時点で、支援者の実行者に対する債務は消滅するものとする。

4 プラットフォーマーから実行者への支払について

これまでに確認した利用規約では、支援金の支払については、一般的に、「プラットフォームが支援者から支払を受け、プロジェクトが成立した場合に、実行者がプラットフォームに支払う手数料を差し引いた上で、実行者に支払う。」といった内容の規定が設けられている。また、利用規約によっては「実行者がプラットフォームに代理受領権限を付与する。」旨が明記されている場合がある。

第 2 章第 4 節 4 と同様の考えから、実行者とプラットフォームとの間では、実行者を本人、プラットフォームを代理人として任意代理契約が成立しているものとする。したがって、プラットフォームが支援者から支援金を受領した時点で、プロジェクトの成立を条件に、当該支援金は実行者に帰属することになるとともに、受任者であるプラットフォームは実行者に対して当該支援金の引渡義務を負うことになり、反射的に、実行者はプラットフォームに対して当該支援金の引渡請求権を取得することになる。

したがって、当該支援金の引渡請求権については、債権として差押えは可能であるとする。

5 相殺について

実行者がプラットフォームに支払うべき債務の中心は、成約の手数料であるが、前述 4 のとおり、これまでに確認した利用規約では、一般的に、「プラットフォームが支援者から支払を受け、プロジェクトが成立した場合に、実行者がプラットフォームに支払う手数料を差し引いた上で、実行者に支払う。」といった内容の規定が設けられている。また、手数料のほか、実行者がプラットフォームに支払うべき一切の債務を差し引くことができる旨を規定している場合がある。

実行者がプラットフォームに対して有する支援金の引渡請求権（受働債権）が差し押さえられた後に、プラットフォームが実行者に対して有する債権（自働債権）との相殺を主張してきた場合に、どこまで相殺を認めるか

については、第 4 章第 1 節 2 と同様である。

6 支援者へのリターンについて

クラウドファンディングは、プロジェクトの成立を停止条件とした支援契約であるため、民法 127 条の規定（前述 1 参照）が適用されるところ、これまでに確認した利用規約では、リターン（支援に対するお礼やお返し）については、一般的に、「実行者は、プロジェクトが成立した時点で、プロジェクトに定められた期日までに支援者に対してリターンを提供する義務を負う。」といった内容の規定が設けられている。なお、支援者（提供者）が受けるリターンについては利用規約によって様々であるが、例えば、投資型では株式、貸付型では匿名組合契約に基づく利益配当請求権などとなる。

表 2 利用規約を確認したクラウドファンディング一覧

No.	クラウドファンディング の名称(運営会社)	類型	①(本節1関係)	②(本節3関係)	③(本節4関係)	④(本節5関係)
			契約の成立 時期の明記	支援者の実行者 に対する債務の 消滅時期の明記	代理受領権限 付与の明記 〔突→プ〕	手数料 差し引き (相殺)の明記
1	Uサービス(U社)	寄付型・売買取	○	○	○	○
2	Vサービス(V社)	寄付型・売買取	○	○	○	○
3	Wサービス(W社)	寄付型・売買取	○	○	○	○
4	Xサービス(X社)	投資型 (株式型)	○			△
5	Yサービス(Y社)	投資型 (ファンド型)	○			※注3
6	Zサービス(Z社)	貸付型	○			※注4

(注) 1 上表の「○」は、各項目で「明記あり」のものを示す。

2 ④欄の「△」は、手数料の支払規定があるものを示す。

3 手数料は、投資事業ごとに異なるため、ファンドごとの契約締結前交付書面又は個別契約等で設定される。

4 「借入人への貸付金利」と「投資家への募集利回り」の差がZ社の収益(実質的な手数料)となる。

(出典) 執筆者作成。なお、表 2 及び次頁以降の各利用規約（抜粋）の内容は、いずれ

も令和 4 年 6 月 20 日現在のものである。

1 Uサービス（U社：利用規約（抜粋）、下線は執筆者による。）

第2条（本サービスと当社の役割）

2. 会員間契約は、プロジェクトに関しサポーターとプロジェクト実行者の間において成立するものであり、当社は、その契約の履行には一切関係与いたしません。（後略）

第7条（プロジェクト成立及びキャンセル）

1. プロジェクトが All in 型の場合は、プロジェクト期間が終了するまでにプロジェクト実行者が設定した目標金額を達成したか否かにかかわらず、いずれかのサポーターにより応援購入の申込みがなされた時点でプロジェクトは成立します。プロジェクトが All or Nothing 型の場合は、プロジェクト期間が終了するまでにプロジェクト実行者が設定した目標金額を達成した場合にプロジェクトが成立します。（後略）
2. サポーターが応援購入の申込をした時点で、サポーター及びプロジェクト実行者の間で会員間契約が成立します。会員間契約は、原則として、サポーターがプロジェクト実行者に対し、応援購入にかかる金銭（以下、「応援購入金」といいます。）を提供することを約し、プロジェクト実行者がサポーターに対して応援購入金の対価としてリターンを提供することを約する契約をその内容とし、リターンは製品その他の有体物のほか、一定の権利であることもあります（但し、法令上、プロジェクト実行者または当社が取り扱うことができないものを除きます。）。（後略）
4. プロジェクトへの応援購入を希望するサポーターは、当社の定める方法により、リターンの対価、消費税その他の各プロジェクトのページに記載された額の金銭を支払うものとします。なお、当社が指定する期日内に支払いがなされない場合には、プロジェクト実行者が個別に会員間契約の成立を承諾した場合を除いて、会員間契約は成立しなかったものとして取り扱われるものとします。
5. プロジェクト実行者は、プロジェクトが成立した時点で、各プロジェクトのページに定める期日までにサポーターに対してリターンを提供

する義務を負います。(後略)

第 8 条 (成約手数料の支払い)

第 7 条第 1 項に基づきプロジェクトが成立した場合、プロジェクト実行者においては、当社に対してプロジェクト成立の成約手数料として、応援購入金の決定額 (以下「応援購入額」といいます。) の 20% に相当する金額を支払う義務が発生します。当該成約手数料は、当社からプロジェクト実行者へ支払われる応援購入額から差し引かれます。なお、振込手数料は当社負担となります。

第 9 条 (サポーターのお支払いとプロジェクト実行者による応援購入額の受領)

1. プロジェクト実行者は、会員間契約に基づきサポーターにより支払われるリターンの対価を、当社がプロジェクト実行者に代わって受領する権限を当社に付与するものとします。
2. サポーターの応援購入金の支払い方法は、コンビニ払い、銀行振込、ネットバンク振込、クレジットカード払い等当社が別途定める方法によるものとし、当社の指定する決済代行会社を通じてお支払いいただきます。
3. 会員間契約に基づくサポーターのプロジェクト実行者に対する支払い代金債務の弁済 (以下「会員間契約の決済」といいます) が完了する時期は以下の時点となります。
 - 1) プロジェクトが All in 型の場合
応援購入の完了時点
 - 2) プロジェクトが All or Nothing 型の場合
 - (i) クレジットカード払いの場合
クレジットカード会社の決済承認がなされた時点。ただし、プロジェクト成立後は応援購入の完了時点とします。
 - (ii) コンビニ払い、銀行振込、ネットバンク振込等のクレジットカード払い以外の支払方法を選択した場合

プロジェクトの成立時点。ただし、プロジェクトの成立後は応援購入の完了時点とします。

4. 応援購入額は、当社より、プロジェクト実行者に対し、前条に従い、成約手数料を差し引き、当社の指定する方法により支払われます（以下「出金」といいます）。
5. 出金の実施日については、原則として、成立したプロジェクトのプロジェクト期間終了日の属する月の翌々月の第 3 営業日（該当日が土日祝日の際は翌営業日）となります。（後略）

2 Vサービス（V社：利用規約（抜粋）、下線は執筆者による。）

第 9 条（契約当事者）

プロジェクトが成立した場合、プロジェクトオーナーと支援者との間において支援契約が成立します。プラットフォームの提供者である V 社は支援契約の当事者ではありません。

第 14 条（プロジェクトの類型と成立）

- 1 項 プロジェクトは、支援契約の内容に応じて「購入型プロジェクト」と「寄付型プロジェクト」とがあります。

(1) 購入型プロジェクト

購入型プロジェクトは、プロジェクトが成立した際にプロジェクトオーナーと支援者との間に成立する支援契約が売買契約をはじめとする有償契約であるプロジェクトをいいます。プロジェクトオーナーは、支援者に支援契約の対価であるリターンを提供します。

(2) 寄付型プロジェクト

寄付型プロジェクトとは、プロジェクトが成立した際にプロジェクトオーナーと支援者との間に成立する支援契約が寄付をはじめとする無償契約であるプロジェクトをいいます。プロジェクトオーナーは、支援者に支援に対する謝意として返礼品を提供します。

- 2 項 プロジェクトは、成立条件の違いに応じて「All-or-Nothing 方式」

と「All-in 方式」とがあります。

(1) All-or-Nothing 方式

プロジェクトに対する支援が目標金額に到達した場合にプロジェクトが成立し、集まった支援金がプロジェクトオーナーに支払われます。
募集期間内に支援額が目標金額を達成できなかった場合にはプロジェクトは不成立となります。

(2) All-in 方式

プロジェクトに対する支援が 1 円に到達した場合にプロジェクトが成立し、集まった支援金が目標金額に到達したか否かにかかわらずプロジェクトオーナーに支払われます。

第 15 条（プロジェクトオーナーに発生する手数料）

プロジェクトが成立した場合、プロジェクトオーナーは、V 社に対して、手数料及び決済手数料として支援総額の一定割合の金額を支払う義務を負うものとします。 各サービスにおける手数料及び決済手数料の割合及びその支払時期方法については、細則において定めるものとします。

第 16 条（リターンの提供）

2 項 プロジェクトオーナーは、プロジェクトが成立した場合、あらかじめ設定したリターンを支援者に対して提供します。

3 項 プロジェクトオーナーは、プロジェクトが成立した場合、各プロジェクトのリターン毎の発送（履行）時期を本サイト上に明示した上でリターンの発送（履行）を行うものとします。（後略）

第 19 条（支援金の支払い）

1 項 プロジェクトオーナーは、V 社に対して、支援者から支払われる支援金をプロジェクトオーナーに代わって受領するための代理受領権限を付与するものとします。 V 社が、支援契約に基づき支援者より支払われる支援金を、プロジェクトオーナーに代わって受領した時点で、支援者の支援金支払義務の履行が完了したものとします。

2 項 V 社は、プロジェクトが成立した場合、プロジェクトオーナーに対

し、V社所定の方法にてプロジェクトオーナーに代わって受領した支援金を支払います。この場合の振込手数料はV社が負担します。

- 3 項 V社は、プロジェクトオーナーへの支援金の支払に際して、プロジェクトオーナーがV社に支払うべき手数料その他一切の債務を差し引くものとします。支援金の支払いの方法についてはサービス内容に応じて細則に定めます。

第 21 条（プロジェクトへの支援）

- 1 項 ユーザーは、V社の定める方法によりプロジェクトの支援を申し込むことができます。支援の申込みが完了した時点で、プロジェクトが成立することを条件とする支援契約が成立します。

第 23 条（リターンの時期）

- 1 項 プロジェクトが成立した場合、当該プロジェクトを支援した支援者は、V社所定の方法による支援金の決済手続きが完了することを条件として、プロジェクトオーナーに対し、各プロジェクトにおいて定められたリターンを得る権利を有するものとします。

第 25 条（支援の方法、手数料）

- 1 項 支援者はV社の定める方法により支援金の支払いをします。支援金は、プロジェクトオーナーに代わりV社が受領します。支援者が、V社に対して支援金を支払った時点をもって支援者の支援金の支払は完了します。
- 2 項 支援者が支援金を支払う際には、V社に対して、別途細則にて規定するシステム利用料が発生します。

- 3 Wサービス（W社：利用規約（抜粋）、下線は執筆者による。）

第 3 条（支援契約及びW社の立場）

1. 本 CF サービス上でクラウドファンディングに対する支援が行われた場合、本規約の定めに従って実行者と支援者との間で支援契約が成立します。

第 4 条（支援金の収納代行）

実行者は、W社に対して、支援者から支援契約に基づき支払われる支援金を実行者に代わって受領するための代理受領権限を付与するものとします。W社が支援金を実行者に代わって受領した時点で、支援者の支援金支払義務の履行は完了します。

第 12 条（クラウドファンディングの達成及び成立）

1. All or Nothing 型では支援総額が目標金額に達した時点で、All in 型では支援総額が 1 円に達した時点でクラウドファンディングは達成したものとして取り扱われます。

第 17 条（プロジェクトの実行及びリターンの提供）

1. 実行者は、クラウドファンディングが成立した場合、支援者及びW社に対し、以下に定める義務を負います。
 - ① プロジェクトページの内容に従ってプロジェクトを実行すること
 - ② プロジェクトページの内容に従って支援金（目標金額を超えて行われた支援分を含みます。）を使用すること
 - ③ プロジェクトページの内容に従って支援者に対してリターンを提供すること

第 21 条（クラウドファンディング実施手数料）

クラウドファンディングが達成した場合、実行者のW社に対する所定のクラウドファンディング実施手数料（その内容は実行者に適用されるプランを踏まえ、W社及び実行者が書面又は電磁的方法により合意するものとします。）が発生します。なお、実行者及びW社がクラウドファンディング実施手数料の負担者を別途定めた場合はこの限りではありません。

第 22 条（支援金の引渡し）

1. 実行者がW社所定の早期入金オプションを利用した場合その他W社及び実行者が別途合意した場合を除き、W社は、クラウドファンディングが成立した場合、実行者に対し、支援募集期間の満了日の属する月の翌々月 10 日（銀行休業日の場合は前営業日）までに支援金を引き渡す

ものとしします。なお、実行者及びW社が支援金の引渡先を別途合意した場合、W社は当該引渡先に対して支援金を引き渡すものとしします。

2. 前項に定める支払いは、W社及び実行者が別途合意した場合を除き、実行者が本 CF サービス上で入力し、W社が承認した銀行口座に振り込む方法により行います。(後略)
3. W社は、W社及び実行者が別途合意した場合を除き、支援金を引き渡す際にクラウドファンディング実施手数料（オプションサービス料が発生する場合は当該オプションサービス料を含みます。）を控除する方法により、実行者からその支払いを受けることができるものとしします。

第 28 条（クラウドファンディングへの支援）

1. 支援者は、支援募集期間中に本 CF サービス上でW社所定の方法により支援を確定する操作を行うことにより、クラウドファンディングに対する支援を行うことができるものとしします。なお、支援者による支援の確定に関するデータがW社所定のサーバに送信され、W社のシステム上反映された時点をもって有効に支援が行われたものとして取り扱われます。

第 33 条（カード決済による支援）

1. 支援者が支払手段としてカード決済を選択して支援を行った場合、クラウドファンディングが達成した時点でカード決済が実行されます。

第 34 条（銀行振込みによる支援）

1. 支援者が、支払手段として銀行振込みを選択して支援を行う場合、W社が別途指定する銀行口座に、W社所定の振込期限までに、W社のシステム上で選択した支援金額（支援者システム利用料が発生する場合は支援者システム利用料を含みます。本条において同じです。）を一回払いで振り込むものとしします。なお、振込手数料は支援者の負担としします。また、支援者が銀行振込みによる支援を行う場合、W社に対し、W社所定の方法により、返金用の銀行口座を通知するものとしします。

- 4 X サービス (X 社: 取引約款 (投資家) (抜粋)、取引約款 (事業者) (抜粋)、
下線は執筆者による。)

(取引約款 (投資家))

第 12 条 (お申込み、同意事項)

- 1 お客様は、ファンディング・プロジェクトのお申込みにあたっては、以下の事項を承認の上、お申込みを行うものとします。

① 当社は、投資家登録完了後、お客様からファンディング・プロジェクトのお申込みがあったときは、その都度、次の 2 の取引開始基準に適合するかどうかの審査を行い、お申込みは、取引開始基準に適合した場合に限らせていただきます。当該取引開始基準に適合しないときは、お取引をお断りいたします。

② お申込みは案件詳細ページから行い、当該お申込みにかかる契約締結前交付書面に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料の内容を理解いただき、お客様の判断と責任において当該取引等を行っていただきます。その際、お客様がお申込みをしようとする同一発行者の同一の種類の有価証券について、募集を開始する日の前日を起算日として過去 1 年以内に当社サービスを利用する以外の手段により取得していない旨の表明保証を行っていただきます。なお、お客様がお申し込みを行ったファンディング・プロジェクトにつき、募集を開始する日以降払込期日までに同一の発行者の有価証券を当該ファンディング・プロジェクト以外にて取得しない旨の表明保証を行っていただきます。また、お申込みに当たり、投資家からの払込額が目標募集額を下回った場合において、店頭有価証券の募集を中止することが適当であると発行者が判断した場合には、店頭有価証券の募集が中止されることがあることに同意していただきます。

⑤ ファンディング・プロジェクトの成立のための要件が充足されなかった場合、ファンディング・プロジェクトは不成立となります。また、やむを得ない事情によってお申込みを中止することがあります。

ファンディング・プロジェクトが不成立又は中止となった場合、既に行われたお申込みは効力を失います。

- ⑥ プロジェクト募集期間内にお申込金額の総額がファンディング・プロジェクト毎に定める上限応募額に到達した場合は、プロジェクト募集期間の残存期間にかかわらず、新たなお申込みの受付は行いません。しかしながら、上限応募額に到達した場合のみ 24 時間のキャンセル待ちの申し込みが可能となり、その場合、応募の総額が上限応募額に達した時点で通常の取得申込は停止され、当該時点より 24 時間を経過するまでの間、キャンセル待ちの申込を受け付けます。(後略)

- ⑦ お申込みにかかる店頭有価証券の発行価格にファンディング・プロジェクトを通じて発行者が発行する株数又は個数を乗じた金額を発行価格の総額とし、当該金額(以下「払込金額」という。)が発行者に送金されます。なお、払込金額の総額の 20% (税込: 22.0%) 相当額(2 度目以降の場合は総額の 15% (税込: 16.5%) 相当額)を発行者から申し受けます。

2 当社は、お客様からファンディング・プロジェクトのお申込みを受けるにあたって、次のとおり取引開始基準を定めます。

(1) 株式

- ① お客様に 1 年以上の有価証券の売買等の投資経験があること。
- ② お客様の金融資産が 300 万円以上であること。
- ③ お客様の投資資金の性格が生活費・借入金・使途確定金でないこと。
- ④ お客様の年齢が満 20 歳以上 80 歳未満であること。なお、お客様が満 80 歳になられた日以後、新たな案件へのお申込みはお断りいたします。
- ⑤ その他当社が定める事項に該当しないこと。

(2) 新株予約権

- ① お客様に 1 年以上の有価証券の売買等の投資経験があること。
- ② お客様の金融資産が 500 万円以上であること。なお、金融資産が 500

万円未満の場合、金融資産が 300 万円以上で、かつ年収が 500 万円以上であること。

- ③ お客様の投資資金の性格が生活費・借入金・使途確定金でないこと。
- ④ お客様の年齢が満 20 歳以上 75 歳未満であること。なお、お客様が満 75 歳になられた日以後、新たな案件へのお申込みはお断りいたします。
- ⑤ その他当社が定める事項に該当しないこと。

第 13 条（お客様から当社へのお振込み）

お客様は、ファンディング・プロジェクトお申込み後、当該プロジェクトの成立日を約定日とし、約定日の翌営業日から支払期限日までに申込金額を当社銀行口座にお振込みするものとします。支払期限日の取扱いは、次のとおり株式と新株予約権では異なりますので、ご注意ください。なお、お振込みの際の振込手数料は、お客様にご負担いただきます。また、株主又は新株予約権者となるには、発行者により会社法上の割当決議がなされる必要があります。

- ・ 株式の場合は、約定日の翌営業日から起算して 3 営業日（当初支払期限）までにお振込み手続きしていただきます。なお、当初支払期限までに申込金額の全額が振り込まれない場合、当初支払期限日の翌営業日から起算して 5 営業日目を最終期限日としてお客様からの残額のお振込みをお待ちします。
- ・ 新株予約権の場合は、約定日の翌営業日から起算して 3 営業日（当初支払期限日）までにお振込み手続きしていただきます。なお、当初支払期限日までに申込金額の全額が振り込まれない場合、当初支払期限日の翌営業日から起算して 5 営業日目を最終期限日としてお客様からの残額のお振込みをお待ちします。

第 15 条（店頭有価証券の発行）

ファンディング・プロジェクトの成立後、当社から発行者に払込金額が振り込まれることで、発行者からお客様に対して店頭有価証券が発行され

ます。第 13 条の最終期限日までにお客様から当社へお振込みがなされなかった分は、当社から発行者への送金はなされませんので、当該分の店頭有価証券は発行されません。

(取引約款 (事業者))

第 11 条 (プロジェクトの成立)

ファンディング・プロジェクトは、下記①又は②のいずれかの条件の達成をもって成立するものとします。プロジェクトが成立した場合、当社は、募集店頭有価証券に対する払込金を、発行者が指定する預金口座に振込み入金します。当該条件がいずれも達成されない場合、プロジェクトは不成立となり、当該時点までに応募があった部分についても払込金の入金は行われません。また、ファンディング・プロジェクトの成立後に第 16 条に掲げる事由が生じたことによりプロジェクトが中止された場合も、払込金の入金は行われません。

- ① 応募額が目標募集額に到達した状態で申込期間が満了し、当該状態で申込期間の最終日から数えて 9 日目が到来すること。
- ② 応募額が申込期間中に上限応募額 (＊) に到達し、そのまま目標応募額を下回ることなく、上限応募額に到達した日から起算して 10 日目が到来すること (但し、上限応募額に到達した日が申込期間最終日であった場合は当該最終日から起算して 9 日目が約定日となります。)

(＊) 上限応募額＝発行者が発行決議によって定める募集店頭有価証券の
発行上限額

第 12 条 (割当通知書の交付)

ファンディング・プロジェクトが成立した場合、発行者は遅滞なく、当該募集に応募した投資家に対して発行店頭有価証券の「割当通知書」を交付するものとします。なお、割当通知書の交付の方法は、発行者の要望により、「Xサービス」のシステムを通じた電子的手段を選択することができます。

第 14 条 (払込の方法および払込金の管理方法等)

- 1 募集店頭有価証券に対する払込金は、本条に定める方法により当社が各投資家から預託を受け、当社から発行者に送金します。当社は、ファンディング・プロジェクトが第 11 条の要件を充足した日を当該プロジェクトの約定日とします。

イ. 募集株式の払込方法

応募した投資家に対し、約定日の翌営業日から起算して 3 営業日以内（以下、当該期間の末日を「当初支払期限」という。）として通知します。当初支払期限までに投資家から応募店頭有価証券にかかる払込金額のすべてが当社に振り込まれた場合、当社は、投資家から預託を受けた払込金の全額を、払込期日（払込期間が設けられた場合には払込期間の末日）に発行者が指定する預金口座に入金します。当初支払期限日までに投資家から申込金額の全額が振り込まれなかった場合は、当初支払期限日の翌営業日から起算して 5 営業日目の日を最終期限日として、投資家から残額の振込みが実行されるのを待つこととします。当社は、最終期限日までに投資家から当社に振り込まれた金額の全額を、払込期日（払込期間が設けられた場合には払込期間の末日）に発行者が指定する預金口座に入金します。

ロ. 募集新株予約権の払込方法

応募した投資家に対し、約定日の翌営業日から起算して 3 営業日以内（以下、「当初支払期限」という。）として通知します。当初支払期限までに申込金額の全額が振り込まれない場合は、当初支払期限日の翌営業日から起算して 5 営業日目を最終期限日として投資家からの残額の振込みが実行されるのを待つこととします。当社は、最終期限日までに投資家から当社に振り込まれた金額の全額を払込期日に発行者が指定する預金口座に入金します。振込みが行われなかった部分が発生している状態で当該新株予約権の発行を行う場合には、当該部分については発行者に払込みを行うことができず、その部分について新株予約権は発行されず消滅することとなります。発行者への払込期日が

割当日となり、新株予約権原簿に記載をされます。

- 3 募集店頭有価証券に対する払込金のうち、最終期限日を経過した時点で投資家から振り込みがない部分については、当該未払部分にかかる投資家の権利は失権したものととして取扱い、発行者は、当該時点において投資家から払込みがあった金額にかかる部分についてのみ、募集店頭有価証券を発行するものとします。

5 Yサービス（Y社：取引約款（抜粋）、下線は執筆者による。）

第2条（目的）

本約款は、Y社（募集取扱業者）がインターネット上で運営するウェブサイト「Yサービス」で取り扱う本取引（第3条に定義）について、お客様、募集取扱業者および営業者の間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第3条（適用範囲）

1. 本約款は、募集取扱業者が当ウェブサイトを紹介して行われる次の各号に定める取引（以下、「本取引」といいます。）に適用されるものとします。
 - (1) お客様を匿名組合員とし、本匿名組合契約に基づく出資対象事業持分について、募集取扱業者が本匿名組合契約の営業者の委託を受けて行う取得の申込みの勧誘
 - (2) お客様の出資対象事業持分の取得の申込み、これに対する承諾および本匿名組合契約の締結
 - (3) 本匿名組合契約の締結にあたり、法令等による営業者または募集取扱業者がお客様に対して行う書面等の交付
 - (4) 本匿名組合契約に基づく、お客様の営業者に対するまたは営業者のお客様に対する金銭の支払いおよび募集取扱業者が営業者から委託を受けて行うかかる金銭についての支払事務等の取扱い
 - (5) 前各号に付随して行われる、お客様、営業者および募集取扱業者の

間の一切の取引

2. お客様は、本取引に関し、本約款のほか、営業者または募集取扱業者が別途定める規則に従うものとします。
3. 本約款は、契約締結前交付書面および契約締結時交付書面の一部をなすものとします。但し、本約款と契約締結前交付書面または契約締結時交付書面の内容が矛盾抵触する場合には、契約締結前交付書面または契約締結時交付書面の内容が優先するものとします。

第 7 条（分別管理）

1. 営業者は、出資対象事業持分の取得の勧誘に関してお客様から受けた金銭を、分別して管理するための匿名組合出資金管理口座を開設するものとします。
2. お客様は、本匿名組合契約の申込みを行う場合、営業者に対してお客様が出資しようとする金額およびその他当該本匿名組合契約が成立した場合に営業者および募集取扱業者に対して支払いが必要となる金額の合計額を募集取扱業者が指定する払込口座に入金するものとします。送金手数料はお客様の負担とします。募集取扱業者は自己の指定する払込口座にお客様からの入金が完了したことを確認のうえ、当該本匿名組合契約の規定に従って当該出資金を営業者の匿名組合出資金管理口座に送金するものとします。

第 8 条（本匿名組合契約の申込みおよび成立）

1. お客様は、マイページにログインし、本匿名組合契約の概要および契約締結前交付書面を熟読し、その内容を理解した上で、出資を希望する場合には、お客様が希望する出資金額（別途定める本匿名組合契約の最低出資金額以上であることを要するものとします。以下、「出資金額」といいます。）をマイページの所定の画面に入力し、本匿名組合契約締結の申込みを行うものとします。本匿名組合契約に別段の定めがない限り、かかる申込みが行われた時点で、本匿名組合契約が成立するものとします。本匿名組合契約が成立した場合、募集取扱業者は速やかに、本匿名

組合契約が成立した旨および成立した本匿名組合契約の内容をお客様に E メールで通知またはお客様のマイページ上に表示させる方法によりお客様に通知するものとします。

第 14 条（情報提供）

1. 本匿名組合契約締結後の本事業にかかるお客様への情報提供及び報告については、本匿名組合契約及び同契約の契約締結前交付書面の規定に従って行います。
2. 前項の情報提供及び報告については、お客様のマイページにおいて行うものとします。

6 Z サービス（Z 社：取引約款（抜粋）、下線は執筆者による。）

（取引約款）

第 1 条（適用範囲）

- 1 本約款は、Z 社（以下「営業者」といいます。）が行う金銭の貸付けにかかる事業に対する匿名組合出資に関して、営業者からその取得の申込の勧誘及び受付の取扱い（以下「募集の取扱い」といいます。）の委託を受けた Z' 社（以下「当社」といいます。）とお客様の間における同出資申込みに関する取り決めに記載するものです。お客様は本約款に従って営業者が募集する匿名組合出資に関して、営業者との間で匿名組合契約（以下「本匿名組合契約」といいます。）を締結いたします。
- 3 お客様の申込みに基づき営業者とお客様の間で成立する匿名組合契約は、別紙「Z 社匿名組合契約約款」（原文ママ）の規定に従うものとします。

第 4 条（出資金の預託）

- 1 お客様は、当社に対して、お客様が営業者に対して申し込んだ出資金額とこれに対応する営業者報酬その他匿名組合契約が成立した場合に営業者に対して支払いが必要となる金額の合計額に相当する金銭を預託するものとします。

- 2 お客様は、当社に対して、営業者が分配又は償還する金銭を預託します。
- 3 お客様が前 2 項に基づき預託した金員（以下「預託金」といいます。）
は無利息とします。

第 5 条（本匿名組合契約の申込み及び成立）

- 1 営業者は、本借入人から貸付契約の申込みがなされた場合には、あらかじめ営業者が定める内規に従い審査を行い、営業者が適当と判断する申込みについて、当社に本匿名組合持分の募集の取扱いを委託するものとし、当社はこれに基づき本匿名組合持分の募集の手續に付するものとします。
- 2 本匿名組合契約が成立した場合、当社は、お客様の預託金のうち、本貸付契約のためにお客様が出資する金額に相当する金額を直ちに営業者に送金し、営業者は、当該送金金額について、その他匿名組合契約の金額と一括して、本借入人に本貸付契約の貸付日に送金するものとします。

第 6 条（出金）

- 1 お客様が、当社に対し、預託金の出金を請求されたときは、当社は、予めお客様にご指定いただいた銀行預金口座に出金額を直ちに送金します。ただし、当該送金に係る手数料は、お客様の負担とします。預託金から出金額を控除した残額が、お客様からお申し込みのあった本匿名組合契約（成立前のものに限る。）に係る出資額と上記送金手数料の合計金額に満たない場合は、当社は、その満たない額について出金額から控除して送金することができるものとし、なお不足が生じる場合にはあらかじめ不足額の入金がない限り出金はできないものとします。

（別紙 Z 社ローンファンド匿名組合契約約款）

第 6 条（損益の計算及び分配）

- 1 営業者は、本営業により各計算期間（次項に定義されるものとします。）中に生じた利益及び損失（本条第 3 項に定義されるものとします。）を、本条の定めに従い、本匿名組合員に分配します。
- 2 本匿名組合契約の目的上「計算期間」とは、毎月 1 日（同日を含みます。）

から毎月末日（同日を含みます。）までの各 1 ヶ月間とします。

- 6 営業者は、本営業に関し、各計算期間において利益（以下「当期利益」といいます。）が生じた場合には、本匿名組合員に、当期利益に本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額（以下「配当利益」といいます。）を、分配するものとします。ただし、前計算期間からの繰越損失がある場合には、以下の区分に従いそれぞれの金額を限度として、当該利益の算定にあたってかかる損失を控除するものとします。（後略）
- 8 営業者は、各計算期間において損失（以下「当期損失」といいます。）が生じた場合には、本匿名組合員に、当期損失に本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額を分配するものとします。（後略）

第 8 条（現金の分配）

- 1 営業者は、本匿名組合員に対して、各計算期間において生じた、配当利益相当額の現金（以下「当期分配金」といいます。）の分配を行うものとします。なお、配当利益の分配としてなされた当期分配金の金額が、第 6 条に規定する配当利益の分配金額を超える場合、かかる超過分は、出資金の返還として処理するものとします。（後略）
- 2 前項による当期分配金の分配は、各計算期間の末日から 60 日以内に行うものとします。ただし、分配することができる現金の金額が、前項に従って分配すべき金額に満たない場合には、当該分配は繰り延べられるものとします。（後略）

第 9 条（出資金の返還）

- 1 営業者は、各計算期間において本借入人から本貸付契約の元本の返済を受領した場合、又は保証人から保証契約に係る保証履行に基づき本貸付契約の元本相当額を受領した場合、又は営業者が本貸付契約につき別の匿名組合契約に基づき匿名組合出資金を受領した場合には、本匿名組合員に、当該受取貸付元本額に本匿名組合員出資割合を乗じて得られる金額（以下「返還出資金」といいます。）を出資金の返還として分配するものとします。

第 2 節 支援者が滞納者の場合における差押え等の検討

クラウドファンディングの場合においては、支援者（提供者）が滞納者である場合に、支援者が実行者（利用者）等から受けるリターンが差押えの対象財産となり得るが、クラウドファンディングの類型によって支援者が受けるリターンが異なるため、寄付型、売買型、投資型、貸付型の類型に分けて、以下記述する。

1 寄付型

寄付型では、商品やサービスなどのリターンは基本的に発生せず、支援者は実行者（寄付先）から活動報告やお礼のメッセージを受けることが一般的であるが、寄付型であっても、実行者が支援者に対して寄付に対する返礼品を提供するものもある。

本章第 1 節 6 に記述したとおり、これまでに確認した利用規約では、リターンについては、一般的に、「実行者は、プロジェクトが成立した時点で、プロジェクトに定められた期日までに支援者に対してリターンを提供する義務を負う。」といった内容の規定が設けられている。

したがって、返礼品の内容にもよるが、当該返礼品が、金銭的価値を有して譲渡ができるものである場合など、差押えの対象となる財産の要件を満たしていれば、理論的には、支援者が実行者に対して有する返礼品の引渡請求権の差押えは可能であると考ええる。

2 売買型

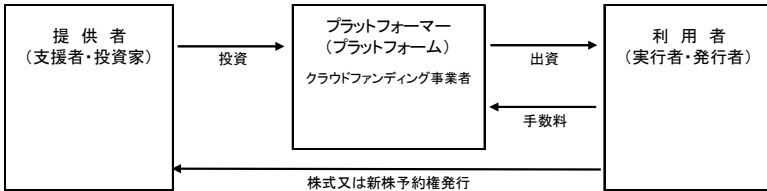
売買型では、支援者はリターンとして、実行者から商品やグッズなどのモノ、サービスの提供を受けることになる。

したがって、リターンが商品等のモノの場合には、前述 1 と同様に、当該商品等が差押えの対象となる財産の条件を満たしていれば、理論的には、支援者が実行者に対して有する商品等の引渡請求権の差押えは可能であると考え

える。

3 投資型（株式型）

図 2 投資型（株式型）の一般的なイメージ



（出典）執筆者作成。

投資型（株式型）の一般的なイメージは図 2 のとおりであり、投資型（株式型）では、支援者はリターンとして、実行者から非上場会社の株式又は新株予約権の提供を受けることになる。したがって、この株式又は新株予約権が差押えの対象財産となるが、各々の差押手続等は以下のとおりとなる。

（1）株式

イ 株式とは

株式とは、株式会社における出資者である社員（株主）の地位を細分化して均等な割合的地位の形式にしたものをいう。株式については、譲渡し、又は質入れすることができる（会社法 127 条、146 条 1 項）が、株主名簿に記載又は記録しなければ、株式会社その他の第三者に対抗することができない（同法 130 条 1 項、147 条 1 項）⁽⁹¹⁾。

ロ 振替決済制度における対応

平成 16 年に、社債等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）が「社債、株式等の振替に関する法律」（社債株式等振替法）に改正され、社債等の振替決済制度の対象に株式等が加えられるとともに、株券不発行制度の整備が行われたことに伴い、振替株式等を含む振替社債等の滞

(91) 国税徴収法基本通達 73 条関係 35。

納処分による差押えは、国税徴収法 73 条の 2 により、第三債務者等のある無体財産権の差押手続の特例として、発行者及び滞納者がその口座の開設を受けている振替機関等に対する差押通知書の送達により行い、その差押えの効力は、差押通知書が振替機関等に送達された時に生ずることとされている⁽⁹²⁾。

ハ 差押手続

(イ) 株券発行会社の株式の差押え

株券発行会社（会社法 117 条 7 項に規定する株券を発行する旨の定款の定めがある株式会社をいう。）の株式の差押えに当たっては、株券が発行されている場合には、当該株券を有価証券として差し押さえ（国税徴収法 56 条）、株券が未発行の場合には、その株式会社を第三債務者として株券交付請求権を差し押さえ（同法 62 条）、株券の交付を受けた上で、その株券を有価証券として差し押さえる。

(ロ) 株券不発行会社の株式の差押え

株券不発行会社の株式の差押えに当たっては、社債株式等振替法による振替の対象となっている場合には、前述ロのとおり当該株式を振替社債等として差し押さえ（同法 73 条の 2）、振替の対象となっていない場合には、その株式会社を第三債務者等として、その株式を第三債務者がある無体財産権として差し押さえる（同法 73 条）。

ニ その他

株主の権利は、①剰余金の配当を受ける権利、②残余財産の分配を受ける権利、③株主総会における議決権となる（会社法 105 条 1 項）。このため、株式を差し押さえた場合には、その効力は、剰余金配当請求権、残余財産分配請求権等に及ぶことから、これらの債権が確定したときは、別個に債権差押えの手続をとることなく、取立てをすることができる⁽⁹³⁾。

(2) 新株予約権

(92) 吉国ほか・前掲注(77)580 頁。

(93) 国税徴収法基本通達 73 条関係 36・37。

イ 新株予約権とは

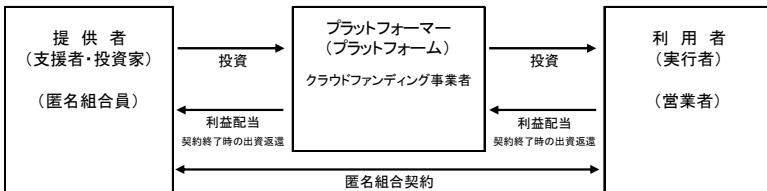
新株予約権とは、株式会社に対して行使することにより当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利をいう（会社法 2 条 21 号）。株式会社は、新株予約権を発行した日以後遅滞なく、新株予約権原簿を作成し、新株予約権原簿記載事項（新株予約権者の氏名・住所、当該新株予約権者の有する新株予約権の内容・数、当該新株予約権者が新株予約権を取得した日等）を記載し、又は記録しなければならないとされている（同法 249 条 3 号）。

ロ 差押手続

新株予約権の差押えに当たっては、新株予約権は前述（１）ロの振替社債等に該当することから、当該新株予約権を振替社債等として差し押さえる（国税徴収法 73 条の 2）。

4 投資型（ファンド型）

図 3 投資型（ファンド型）の一般的なイメージ



（出典）執筆者作成。

投資型（ファンド型）の一般的なイメージは図 3 のとおりであり、投資型（ファンド型）では、一般的に、支援者（匿名組合員）はプラットフォームを介して実行者（営業者）と匿名組合契約を締結して出資し、また、プラットフォームは委託を受けて支援者と実行者との間の金銭の支払事務を行っている。

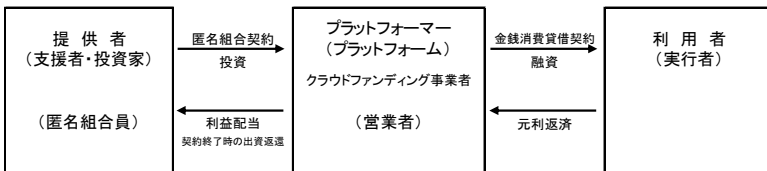
匿名組合契約とは、出資を行う匿名組合員と、営業行為を行いそこから生じる利益を分配する営業者との契約である（商法 535 条）。匿名組合員は営

業上の取引について直接第三者の前に出てこず（同法 536 条 3 項）、匿名組合員の出資は営業者の財産に帰属することになっている（同条 1 項）。匿名組合員は営業者から利益分配を受ける権利を有している。匿名組合契約が終了したときは、営業者は、匿名組合員に出資した金額を返還しなければならないが、組合に損失が出ていれば、特約で匿名組合員がそのような損失を負担しない旨を定めている場合を除き、出資額からこれを減額して残額を返還することになる（同法 542 条）⁽⁹⁴⁾。

投資型（ファンド型）では、支援者は実行者からプラットフォームを介して、リターンとして匿名組合契約に基づいて利益配当を受け、契約終了時には出資金の返還を受けることになる。したがって、投資型（ファンド型）では、金銭の支払事務の委託を受けているプラットフォームを第三債務者として、匿名組合契約に基づく利益配当金及び契約終了時における出資金返還金の引渡請求権を差し押さえる。なお、匿名組合契約の当事者は支援者と実行者であることから、実行者を第三債務者として、匿名組合契約に基づく利益配当請求権及び契約終了時における出資金返還請求権を差し押さえることも可能であると考える。

5 貸付型

図 4 貸付型の一般的なイメージ



（出典）執筆者作成。

(94) 近藤光男『商法総則・商行為法〔第 6 版〕』174・179 頁（有斐閣、2013）。

貸付型の一般的なイメージは図 4 のとおりであり、貸付型では、一般的に、支援者（匿名組員）はプラットフォーマー（営業者）との間で匿名組合契約を締結して出資する一方、実行者はプラットフォーマーとの間で金銭消費貸借契約を締結して融資を受けている。

匿名組合契約については前述 4 のとおりであり、貸付型では、支援者はプラットフォーマーから、リターンとして匿名組合契約に基づいて利益配当を受け、契約終了時には出資金の返還を受けることになる。したがって、貸付型では、プラットフォーマーを第三債務者として、匿名組合契約に基づく利益配当請求権及び契約終了時における出資金返還請求権を差し押さえる。

第 3 節 実行者が滞納者の場合における差押え等の検討

本章第 1 節 4 で記述したとおり、クラウドファンディングの場合には、プラットフォーマーが支援者から支援金を受領した時点で、プロジェクトの成立を条件に、実行者がプラットフォーマーに対して有する支援金の引渡請求権の差押えは可能となる。これは、クラウドファンディングのうち、寄付型や売買型など、利用規約に基づいてプラットフォーマーから実行者に支援金が支払われる場合である。貸付型のように、プラットフォーマーと実行者との間の金銭消費貸借契約に基づいて、プラットフォーマーから実行者への支援金の支払が行われるような場合には、当該契約の内容を確認した上で、実行者のプラットフォーマーに対する支払請求権等について、差押えの適否を含めて判断することになる。

第 7 章 徴収方途等の総括

第 4 章から第 6 章にかけて、シェアリングエコノミーにおける滞納処分上の問題点を抽出し、その対応策や徴収方途を検討・整理したことを踏まえ、本章で以下のとおり総括する。

1 モノ・空間・移動・スキルのシェア

モノ・空間・移動・スキルのシェアにおいては、提供者が滞納者である場合に、理論的に、提供者がプラットフォームに対して有するサービス等の利用対価の引渡請求権の差押えは可能である。しかしながら、実務的に、プラットフォームの支払期限が短い場合や単発的な取引の場合、あるいは、財産調査・差押えのタイミングによっては、当該引渡請求権の差押えは困難となってくることが想定される。

したがって、滞納整理の実務において、滞納者がシェアリングエコノミーの提供者として取引に携わっていることを把握した場合には、速やかにプラットフォームへの調査を行い、取引内容を把握した上で、滞納者がプラットフォームに対して有するサービス等の利用対価の引渡請求権の差押えを検討する必要があると考える。

2 お金のシェア（クラウドファンディング）

クラウドファンディングにおいては、支援者が滞納者である場合に、支援者が実行者等から受けるリターンが差押えの対象財産となり得る。また、支援者は資金を提供する立場にあり、投資型（株式型）では一定金額の金融資産を保有していることが支援者の条件となっているなど、支援者は一定金額の金融資産を保有していることが想定される。

したがって、滞納整理の実務においては、滞納者がクラウドファンディングの支援者として取引に携わっていることを把握した場合には、速やかに当該金融資産の財産調査・差押えと併行して、プラットフォームへの調査を

行い、取引内容を把握した上で、支援者が受けるリターンの差押えを検討する必要があると考える。

結びに代えて

2010 年代になり、スマートフォンや SNS の普及に伴って、シェアリングエコノミーが発展し、その市場規模は年々拡大しており、今後も拡大していくと予測されているが、シェアリングサービスにおいて、提供者が国税を滞納した場合には、プラットフォームから提供者への支払が差押えの対象財産になるものと考えられた。しかしながら、プラットフォームはあくまで個人間の取引の仲介役であり、提供者に金銭債務を負っていると単純に言えるかは疑問の余地があった。仮に、プラットフォームから提供者への支払について差押えが可能であったとしても、プラットフォームが外国法人である場合には、当該差押えはできない場合があるものと考えられた。また、外国法人のプラットフォームが滞納者である場合には、同様に、当該プラットフォームに対する滞納処分はできない場合があるものと考えられた。

そこで本研究では、シェアリングエコノミーの概要等を把握するとともに、シェアリングエコノミーの分野ごとに、プラットフォームの利用規約から、契約の成立時期、債権債務の発生時期、代金の支払時期等を把握し、その上で、滞納処分上の問題点を抽出し、その対応策や徴収方途を検討・整理したところであり、その結果、滞納整理の実務上、第 7 章のとおり結論を導き出したところである。

今後、①滞納の未然防止の観点から、クラウドソーシングについては、プラットフォームに源泉徴収義務を負わせる制度の導入や、②サービス等の利用対価の引渡請求権の差押え後に、プラットフォームが相殺権を濫用して行使した場合への対応として、当該プラットフォームに第二次納税義務を課すことができるよう第二次納税義務制度の拡充といった法制上の手当の検討が必要となってくるのではないかと考えられる。

経済活動のグローバル化やデジタル化の更なる進展など、経済社会の構造変化に伴い、今後、滞納整理に当たって、徴収職員が新たな経済取引や財産の形態に直面し、滞納整理を行う上で、何らかの影響や制限を受ける場面が発生す

ることが想定される。これらの影響や制限について、制度改正や法令等の改正などの整備が必要な場合には、順次行って対応していくべきであると考ええる。一方、滞納整理の基本は、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切に対応することであり、徴収職員は、①滞納者との納付折衝の際には、まずは、納税についての誠実な意思の有無を確認した上で、②納付能力調査を中心として滞納者の実情等を十分把握して処理方針を決定した上で、滞納整理を実施する必要がある。したがって、徴収職員は、どのような滞納事案に対しても、滞納整理の基本に基づいて、滞納者と早期に接触し処理方針を決定した上で、滞納整理を実施していくことを徹底することが重要であると考ええる。

徴収職員一人一人が、滞納整理の基本姿勢を貫いて滞納事案に当たることにより、内国税の適正かつ公平な徴収の実現につながり、ひいては、国民からの信頼を得ることにつながることを期待したい。